

(別紙)

## 新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>目 次</b></p> <p>(注) 簿書様式は、<u>令和5年12月20日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p>(第1 省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2 相 続 税 関 係</b></p> <p>(1～41 省略)</p> <p><u>41-1 居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書</u></p> <p>(42～60 省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3 贈 与 税 関 係</b></p> <p>(1～2-2 省略)</p> <p>2-3 令和<u>5</u>年分贈与税の申告書(第1表の2)</p> <p>(2-4 省略)</p> <p>2-5 令和<u>5</u>年分贈与税の申告書(第1表の3)</p> <p>(2-6～25 省略)</p> <p>26 教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第<u>20</u>項の規定に基づく通知書(通知用)</p> <p>(27～28 省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4 譲 渡 所 得 関 係</b></p> <p>(1～10-7 省略)</p> <p><u>10-8 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書(令和5年1月1日以後相続開始用)</u></p> <p>(11～26 省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>27 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書</p> <p><u>27-1 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書(付表)</u></p> <p>(28～34 省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(36～43 省略)</p> <p>44 同(付表2 納税猶予期限の一部確定事由が生じた適用資産等の明細)</p>	<p style="text-align: center;"><b>目 次</b></p> <p>(注) 簿書様式は、<u>令和5年4月1日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p>(第1 同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2 相 続 税 関 係</b></p> <p>(1～41 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(42～60 同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3 贈 与 税 関 係</b></p> <p>(1～2-2 同左)</p> <p>2-3 令和<u>4</u>年分贈与税の申告書(第1表の2)</p> <p>(2-4 同左)</p> <p>2-5 令和<u>4</u>年分贈与税の申告書(第1表の3)</p> <p>(2-6～25 同左)</p> <p>26 教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第<u>18</u>項の規定に基づく通知書(通知用)</p> <p>(27～28 同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4 譲 渡 所 得 関 係</b></p> <p>(1～10-7 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(11～26 同左)</p> <p><u>26-1 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合)</u></p> <p>27 特定 <u>(新規)</u> 中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(28～34 同左)</p> <p><u>35 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書</u></p> <p>(36～43 同左)</p> <p>44 同(付表2 納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細)</p>



## 2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第1 《共通関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
1 平成・令和 年分相続税の加算税の賦課決定通知書（通知用）
1-1 平成・令和 年分加算税の額の計算明細書（相続税）（通知用）
1-2 加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続税）（通知用）
1-3 同（次葉の1）（通知用）
1-4 同（次葉の2）（通知用）
2 平成・令和 年分贈与税の加算税の賦課決定通知書（通知用）
2-1 平成・令和 年分加算税の額の計算明細書（贈与税）（通知用）
2-2 加算税の基礎となる税額の計算明細書（贈与税）（通知用）
2-3 同（次葉）（通知用）

第2 《相続税関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
41-1 居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書
50 相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書（通知用）
51 相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について（通知用）
52-6 同（付表7）（通知用）

第3 《贈与税関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
2 同（控用）
2-3 令和5年分贈与税の申告書（第1表の2）
2-4 同（控用）
2-5 令和5年分贈与税の申告書（第1表の3）
2-6 同（控用）
3 令和 年分贈与税の申告書（第2表）
4 同（控用）
7-2-2 同（別表）

- 7-2-3 特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕
- 7-2-6 同（別表）
- 7-3 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）
- 7-6 事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕
- 7-8 事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕
- 7-10 事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）
- 18 平成・令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表）（通知用）
- 18-1 相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について（通知用）
- 18-2 令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の二）（通知用）
- 18-3 令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の三）（通知用）
- 26 教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第20項の規定に基づく通知書（通知用）

第4 《譲渡所得関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式

- 1 買換（代替）資産の明細書
- 3-1 やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書
- 3-3 買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】
- 10-8 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書（令和5年1月1日以後相続開始用）
- 16 一団の宅地等の用に供する旨の確約書
- 18 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書
- 20-1 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書【特定非常災害用】
- 21 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書
- 22 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）〔土地・建物用〕
- 23 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）
- 24 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）
- 25 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
- 26 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）
- 27 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書
- 27-1 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書（付表）
- 28 株式の異動明細書
- 36 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書（平成26年4月1日以後贈与用）

- 37 国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）
- 38 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書
- 39 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書
- 40 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書
- 41 同（付表 適用資産等の明細）
- 42 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書
- 43 同（付表1 納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書）
- 44 同（付表2 納税猶予期限の一部確定事由が生じた適用資産等の明細）
- 45 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予 付表（2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合）
- 46 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の選任届出書付表（2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合）
- 47 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の届出書

第8 《納税猶予関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおり改める。

様 式
77-1 贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）
77-2 別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）
77-3 貸付特例適用農地等の変更届出書（震災特例法用）（再借受代替農地等を借り受けた場合）
77-5 相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）
77-6 別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）
83-6 「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧
83-20 「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧
83-23 「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

第10 《更正の請求関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおり改める。

様 式
4 贈与税の更正の請求書
6-1 同（次 葉）（贈与税一付表2）
6-2 同（次 葉）（贈与税一付表3）

第11 《その他》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおり改める。

様 式	
8	災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書
9	災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書（付表）
10	災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する承認通知書
11	災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する却下通知書
12	災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する通知書付表
13	被災価額の異動届出書

3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）

次表の「改正前」の様式を「改正後」のとおり改める。

改 正 後

改 正 前

□□□□□□□□

第 号

住所又は  
所在地(納税地)  
氏名又は  
名称 殿

令和 年 月 日

税務署長 印

年分 相続税の加算税の賦課決定通知書(通知用)

年分 相続税 の 年 月 日 納付すべき  
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税 円	納付すべき 減少する	重加算税 円	○ 納付すべき加算税の額は、令和 年 月 日までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
---------------	----------	---------------	-----------	---

2 加算税の計算

	賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			納付すべき 減少する 額
	A 加算税の基礎となる税額	B 加算税の割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎となる税額	E 加算税の割合	F 加算税の額	
①遺 産 分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
②第 2条第2項に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
③第 1号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
④第 2号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
⑤第 3号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
⑥第 1号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
⑦第 2号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
⑧第 3号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
⑨第 3項に係る部分 (①②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
⑩第6条第6項に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
⑪5%控除額	円 5	100	(A×B) 円	円 5	100	(D×E) 円	円
⑫5%加算額	円 5	100	(A×B) 円	円 5	100	(D×E) 円	円
⑬10%加算額	円 10	100	(A×B) 円	円 10	100	(D×E) 円	円
⑭合 計 額 (①②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
⑮国内財産課税又は財産課税調査に係る控除又は加算	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
⑯遺 産 分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
⑰第2条第4項に係る部分	円 10	100	(A×B) 円	円 10	100	(D×E) 円	円
⑱合 計 額 (⑮+⑯+⑰)	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円

3 この通知に係る処分の理由

( )枚のうち( )枚目

(資3-10-3-A4様式)  
(令5.12)

□□□□□□□□

第 号

住所又は  
所在地(納税地)  
氏名又は  
名称 殿

令和 年 月 日

税務署長 印

年分 相続税の加算税の賦課決定通知書(通知用)

年分 相続税 の 年 月 日 納付すべき  
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

納付すべき 減少する	加算税 円	納付すべき 減少する	重加算税 円	○ 納付すべき加算税の額は、令和 年 月 日までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
---------------	----------	---------------	-----------	---

2 加算税の計算

	賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			納付すべき 減少する 額
	A 加算税の基礎となる税額	B 加算税の割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎となる税額	E 加算税の割合	F 加算税の額	
①国内税法に基づく計算	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
②①のうち国内税法第2条第2項に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
③①のうち国内税法第6条第4項に係る部分	円 10	100	(A×B) 円	円 10	100	(D×E) 円	円
④5%控除額	円 5	100	(A×B) 円	円 5	100	(D×E) 円	円
⑤5%加算額	円 5	100	(A×B) 円	円 5	100	(D×E) 円	円
⑥10%加算額	円 10	100	(A×B) 円	円 10	100	(D×E) 円	円
⑦①から⑥の合計額 (①+②+③+④+⑤+⑥)	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
⑧国内税法に基づく計算	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円
⑨⑧のうち国内税法第6条第4項に係る部分	円 10	100	(A×B) 円	円 10	100	(D×E) 円	円
⑩⑧及び⑨の合計額 (⑧+⑨)	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	円

3 この通知に係る処分の理由

( )枚のうち( )枚目

(資3-10-3-A4様式)  
(令2.12)

改正後

改正前

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

(通知用)

\_\_\_\_年分 加算税の額の計算明細書(相統税)

あなたに通知した \_\_\_\_\_年分 相統税の \_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。

	賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			納付すべき 減少する
	A 加算税の基礎 となる税額	B 加算税 の割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎 となる税額	E 加算税 の割合	F 加算税の額	
① G (注1)	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	
H (注2)	円 0,000	5	(A×B) 円	円 0,000	5	(D×E) 円	
② 第66条第2項に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	
③ 第1号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	
④ 第2号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	
⑤ 第3号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	
⑥ 第1号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	
⑦ 第2号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	
⑧ 第3号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	
⑨ 第3項に係る部分 (③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)			円			円	
I (注2)	円 0,000	5	(A×B) 円	円 0,000	5	(D×E) 円	
⑩ 第66条第6項に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	
⑪ 5%控除額	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円	
⑫ 5%加算額	円 0,000	5	(A×B) 円	円 0,000	5	(D×E) 円	
⑬ 10%加算額	円 0,000	10	(A×B) 円	円 0,000	10	(D×E) 円	
⑭ 合計額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)			円			円	

(注) 1 国税通則法第66条第1項の規定による加算税の基礎となる税額等を記載しています。  
2 国税通則法第66条第8項の規定による加算税の基礎となる税額等を記載しています。

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

(通知用)

\_\_\_\_年分 加算税の額の計算明細書(相統税)

あなたに通知した \_\_\_\_\_年分 相統税の \_\_\_\_\_通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。

	賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			納付すべき 減少する
	A 加算税の基礎 となる税額	B 加算税 の割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎 となる税額	E 加算税 の割合	F 加算税の額	
① 国税通則法に 基づく計算	G (注1)	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円
	H (注2)	円 0,000	5	(A×B) 円	円 0,000	5	(D×E) 円
② ①のうち国税通則法 第66条第2項に係る部分		円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	(D×E) 円
	③ ①のうち国税通則法 第66条第4項に係る部分	円 0,000	10	(A×B) 円	円 0,000	10	(D×E) 円
④ ①から③の合計額 (G+H+②+③)		円 0,000	5	(A×B) 円	円 0,000	5	(D×E) 円
	⑤ 5%加算額	円 0,000	5	(A×B) 円	円 0,000	5	(D×E) 円
	⑥ 10%加算額	円 0,000	10	(A×B) 円	円 0,000	10	(D×E) 円

(注) 1 国税通則法第66条第1項の規定による加算税の基礎となる税額等を記載しています。  
2 国税通則法第66条第6項の規定による加算税の基礎となる税額等を記載しています。

改正後

改正前

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した 年分相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)のうち「国税通則法に  
基づく計算」欄の「加算税の基礎となる税額」(又はその基礎となる金額)は、この計算明細書により計算しています。

あなたに通知した 年分相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)のうち「国税  
通則法に基づく計算」欄(①及び⑧)の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

	A	B	C	D	E	F
	前の額	後の額	差額又は仮装部 分の額	正当な事由がある 認められる事実のみ に基づいて更正決定 等があった場合の額	正当な事由がある 認められる事実のみ に基づいて更正決定 等があった場合の額	正当な事由がある 認められる事実のみ に基づいて更正決定 等があった場合の額
取得財産の価額(注1) ①	円	円	円	円	円	円
債務控除額 ②						
減価償却額に算入される 暦年課税分の贈与財産価額 ③						
課税価額(①-②+③) ④	円	円	円	円	円	円
相続税の総額 ⑤	円	円	円	円	円	円
取得財産の価額(注1) ⑥	円	円	円	円	円	円
債務控除額 ⑦						
減価償却額に算入される 暦年課税分の贈与財産価額 ⑧						
課税価額(⑥-⑦+⑧) ⑨	円	円	円	円	円	円
相続税額 ⑩	円	円	円	円	円	円
法第18条の規定 による加算額 ⑪	円	円	円	円	円	円
税額控除額 ⑫						
差引税額 ⑬	円	円	円	円	円	円
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 ⑭	円	円	円	円	円	円
医療法人持分 税額控除額 ⑮	円	円	円	円	円	円
⑬-⑭-⑮ ⑯	円	円	円	円	円	円
増差税額 ⑰	円	円	円	円	円	円
加算税の基礎 となる税額 ⑱	円	円	円	円	円	円

	A	B	C	D	E	F
	前の額	後の額	差額又は仮装部 分の額	正当な事由がある 認められる事実のみ に基づいて更正決定 等があった場合の額	正当な事由がある 認められる事実のみ に基づいて更正決定 等があった場合の額	正当な事由がある 認められる事実のみ に基づいて更正決定 等があった場合の額
取得財産の価額(注1) ①	円	円	円	円	円	円
債務控除額 ②						
減価償却額に算入される 暦年課税分の贈与財産価額 ③						
課税価額(①-②+③) ④	円	円	円	円	円	円
相続税の総額 ⑤	円	円	円	円	円	円
取得財産の価額(注1) ⑥	円	円	円	円	円	円
債務控除額 ⑦						
減価償却額に算入される 暦年課税分の贈与財産価額 ⑧						
課税価額(⑥-⑦+⑧) ⑨	円	円	円	円	円	円
相続税額 ⑩	円	円	円	円	円	円
法第18条の規定 による加算額 ⑪	円	円	円	円	円	円
税額控除額 ⑫						
差引税額 ⑬	円	円	円	円	円	円
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 ⑭	円	円	円	円	円	円
医療法人持分 税額控除額 ⑮	円	円	円	円	円	円
⑬-⑭-⑮ ⑯	円	円	円	円	円	円
増差税額 ⑰	円	円	円	円	円	円
加算税の基礎 となる税額 ⑱	円	円	円	円	円	円

(注) 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。  
 2 上記計算明細中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取得したかどうかにかかわらず、あなたが差額又は仮装した財産等及びあなたに正当な事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていない場合の金額等を記載しています。  
 3 「(⑧-⑩)」とあるのは、差額又は仮装部分の金額がない場合には「(⑧-⑩)」として計算しています。なお、「加算税の賦課決定通知書(通知用)」欄の⑯欄から⑳欄までに計れる各「加算税の基礎となる税額」は、「(⑧-⑩)」欄の金額に国税通則法第66条第3項の「課税額付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。

(注) 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。  
 2 上記計算明細中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取得したかどうかにかかわらず、あなたが差額又は仮装した財産等及びあなたに正当な事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていない場合の金額等を記載しています。  
 3 差額又は仮装部分の金額がない場合には、「(⑧-⑩)」とあるのは「(⑧-⑩)」として計算しています。

(資 3-13-2-A4 統一)  
(令 5.12)

( ) 枚のうち ( ) 枚目

( ) 枚のうち ( ) 枚目

(資 3-13-2-A4 統一)  
(令 5.12)

(通知用)

(通知用)

改正後

改正前

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税) 次葉の1

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税) 次葉の1

あなたに通知した 年分相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)のうち「国外財産調査  
又は財産債務調査に係る控除又は加算」欄の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

あなたに通知した 年分相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)のうち「国外財産調査  
又は財産債務調査に係る控除又は加算」欄の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

	G	H	I	J	K	L
	5%控除額に対応する部分の額(円)	G及びIが適用される国外財産又は財産に係るもの以外の部分の額(円)	5%加算額に対応する部分の額(円)	G及びIが適用される国外財産又は財産に係るもの以外の部分の額(円)	10%加算額に対応する部分の額(円)	G、I及びJが適用される国外財産又は財産に係るもの以外の部分の額(円)
課税価格等の計算 各人の合計						
取得財産の価額(注7)	①					
債務控除額	②					
課税価格(①-②)	③					
基礎控除額(①-②+③)	④					
相続税の総額	⑤					
取得財産の価額(注7)	⑥					
債務控除額	⑦					
課税価格(⑥-⑦)	⑧					
基礎控除額(⑥-⑦+⑧)	⑨					
相続税額	⑩					
法第18条の規定による加算額	⑪					
課税価格等 の計算	⑫					
引当金控除額	⑬					
相続税額(⑩+⑫-⑬)	⑭					
増差税額	⑮					
加算税の基礎となる税額	⑯					

	G	H	I	J	K	L
	5%控除額に対応する部分の額(円)	G及びIが適用される国外財産又は財産に係るもの以外の部分の額(円)	5%加算額に対応する部分の額(円)	G及びIが適用される国外財産又は財産に係るもの以外の部分の額(円)	10%加算額に対応する部分の額(円)	G、I及びJが適用される国外財産又は財産に係るもの以外の部分の額(円)
課税価格等の計算 各人の合計						
取得財産の価額(注7)	①					
債務控除額	②					
課税価格(①-②)	③					
基礎控除額(①-②+③)	④					
相続税の総額	⑤					
取得財産の価額(注7)	⑥					
債務控除額	⑦					
課税価格(⑥-⑦)	⑧					
基礎控除額(⑥-⑦+⑧)	⑨					
相続税額	⑩					
法第18条の規定による加算額	⑪					
課税価格等 の計算	⑫					
引当金控除額	⑬					
相続税額(⑩+⑫-⑬)	⑭					
増差税額	⑮					
加算税の基礎となる税額	⑯					

(注) 4 国外財産調査に記載がある国外財産又は財産債務調査に記載がある財産に係る部分の額をいいます。  
 5 国外財産調査が提出期限後に提出されない場合又は国外財産調査に記載がない場合等の国外財産に係る部分(6に該当するものを除きます。)の額をいいます。  
 6 国外財産調査が提出期限内に提出されない場合又は国外財産調査に記載がない場合等の国外財産のうち、国外財産調査に記載すべき国外財産の取得等に係る書類等の提示等の求めに応じずその提出等をしなかった部分の額をいいます。  
 7 「取得財産の価額」には、「相続時特種清算適用財産の価額」を含みます。  
 8 上記計算明細書(次葉の1)中の「※」の付いた各欄には、当該通知の対象者がその財産等を取得したかどうかにかかわらず、5%控除額、5%加算額又は10%加算額に対応する部分の額をそれぞれ記載しています。  
 9 「⑮-⑯」とあるのは、繰越又は戻付部分の額(「加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)」のC欄)がない場合には「⑮-⑯」として計算しています。

(注) 4 国外財産調査に記載がある国外財産又は財産債務調査に記載がある財産に係る部分の額をいいます。  
 5 国外財産調査が提出期限内に提出されない場合又は国外財産調査に記載がない場合等の国外財産に係る部分(6に該当するものを除きます。)の額をいいます。  
 6 国外財産調査が提出期限内に提出されない場合又は国外財産調査に記載がない場合等の国外財産のうち、国外財産調査に記載すべき国外財産の取得等に係る書類等の提示等の求めに応じずその提出等をしなかった部分の額をいいます。  
 7 「取得財産の価額」には、「相続時特種清算適用財産の価額」を含みます。  
 8 上記計算明細書(次葉の1)中の「※」の付いた各欄には、当該通知の対象者がその財産等を取得したかどうかにかかわらず、5%控除額、5%加算額又は10%加算額に対応する部分の額をそれぞれ記載しています。  
 9 「⑮-⑯」とあるのは、繰越又は戻付部分の額(「加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)」のC欄)がない場合には「⑮-⑯」として計算しています。

(通知用)

(通知用)

改正後

改正前

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

(通知用)

(通知用)

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税) 次葉の2

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税) 次葉の2

	M	N	O	P
	非の金額から他の の税目における 更正の請求に基づ く繰り増しに 係る部分を除 いた額	Cの繰り又は 課税事由以外の 更正の請求に基づ いて更正決定等 があったと した額	非正当事由 部分の額	P 正当な事由がある と認められる 事実のみに基づ いて更正決定等 があった場合 の額
課税価格等の計算 (各人の合計)				
取得財産の価額 (注10) ①	円	円	円	円
債務控除額 ②				
被相続人に加算される 贈与課税分の贈与財産価額 ③				
課税価額 ①-②+③ ④	円	円	円	円
相続税の総額 ⑤	円	円	円	円
取得財産の価額 (注10) ⑥	円	円	円	円
債務控除額 ⑦				
被相続人に加算される 贈与課税分の贈与財産価額 ⑧				
課税価額 ⑥-⑦+⑧ ⑨	円	円	円	円
相続税の総額 ⑩	円	円	円	円
あなた の課税 価格等 の計算				
法第18条の規定 による加算額 ⑪				
税額控除額 ⑫				
差引税額 ⑬				
相続時精算課税分 の贈与税額控除額 ⑭	円	円	円	円
医療法人持分 税額控除額 ⑮	円	円	円	円
⑬-⑭-⑮ ⑯	円	円	円	円
増差税額 ⑰	円	円	円	円

	M	N	O	P
	非の金額から他の の税目における 更正の請求に基づ く繰り増しに 係る部分を除 いた額	Cの繰り又は 課税事由以外の 更正の請求に基づ いて更正決定等 があったと した額	非正当事由 部分の額	P 正当な事由がある と認められる 事実のみに基づ いて更正決定等 があった場合 の額
課税価格等の計算 (各人の合計)				
取得財産の価額 (注10) ①	円	円	円	円
債務控除額 ②				
被相続人に加算される 贈与課税分の贈与財産価額 ③				
課税価額 ①-②+③ ④	円	円	円	円
相続税の総額 ⑤	円	円	円	円
取得財産の価額 (注10) ⑥	円	円	円	円
債務控除額 ⑦				
被相続人に加算される 贈与課税分の贈与財産価額 ⑧				
課税価額 ⑥-⑦+⑧ ⑨	円	円	円	円
相続税の総額 ⑩	円	円	円	円
あなた の課税 価格等 の計算				
法第18条の規定 による加算額 ⑪				
税額控除額 ⑫				
差引税額 ⑬				
相続時精算課税分 の贈与税額控除額 ⑭	円	円	円	円
医療法人持分 税額控除額 ⑮	円	円	円	円
⑬-⑭-⑮ ⑯	円	円	円	円
増差税額 ⑰	円	円	円	円

あなたに通知した 年分 相続税の  
通知書及び加算税の賦課決定通知  
書(通知用)の「加算税の額の計算明細書(相  
続税)」の「加算税の基礎となる税額」(又  
はその基礎となる金額)は、この計算明細書  
により次のとおり計算しています。

あなたに通知した 年分 相続  
税の  
通知書及び加算税の賦課決定  
通知書(通知用)の「加算税の額の計算明  
細書(相続税)」の「加算税の基礎となる  
税額」は、この計算明細書により次のと  
おり計算しています。

	国税通則法第66条第3項の規定 による加算税の基礎となる税額	国税通則法第66条第3項の規定 による加算税の基礎となる税額
増差税額	円	円
加算税の基礎と なる税額	0,000	0,000

	国税通則法第66条第3項の規定 による加算税の基礎となる税額	国税通則法第66条第3項の規定 による加算税の基礎となる税額
増差税額	円	円
加算税の基礎と なる税額	0,000	0,000

(注)10 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。  
11 上記計算明細(次葉の2)中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取寄せたかどうかにかかわらず、あなたに正  
当事由がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の金額を記載しています。  
12 「加算税の額の計算明細書(相続税)」の③欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、「④-⑤」の金額に国税通  
則法第66条第3項の「累額納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。

(注)10 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。  
11 上記計算明細(次葉の2)中の「※」の付いた各欄には、あなたがその財産等を取寄せたかどうかにかかわらず、あなたに正当事由  
がなく過少に申告をし又は申告がなされていなかった財産等の金額を記載しています。

改正後

改正前

□□□□□□□□

第 号

住所又は所在地(納税地)

令和 年 月 日

氏名又は名称

税務署長 殿

□□□□□□□□

第 号

住所又は所在地(納税地)

令和 年 月 日

氏名又は名称

税務署長 殿

年分 贈与税の加算税の賦課決定通知書(通知用)

年分 贈与税の加算税の賦課決定通知書(通知用)

年分 贈与税 の 年 月 日 納付すべき  
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

年分 贈与税 の 年 月 日 納付すべき  
本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。

記

記

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額

Table with 4 columns: 納付すべき減少する, 加算税, 納付すべき減少する, 重加算税. Includes a note about payment date and location.

Table with 4 columns: 納付すべき減少する, 加算税, 納付すべき減少する, 重加算税. Includes a note about payment date and location.

2 加算税の計算

2 加算税の計算

Large table for calculation of addition tax with columns for base tax, addition tax, and double addition tax, including sub-rows for various categories.

Table for calculation of addition tax with columns for base tax, addition tax, and double addition tax, including sub-rows for various categories.

3 この通知に係る処分の理由

3 この通知に係る処分の理由

( )枚のうち ( ) 枚目

(資 3-10-6-A4 様一)  
(令 5.12)

( )枚のうち ( ) 枚目

(資 3-10-6-A4 様一)  
(令 元 5)

改正後

改正前

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

(通知用)

年分 加算税の額の計算明細書(贈与税)

あなたに通知した 年分 贈与税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の  
「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。

	賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			納付すべき 減少する額
	A 加算税の基礎 となる税額	B 加算税 の割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎 となる税額	E 加算税 の割合	F 加算税の額	
① G (注1)	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	D×E) 円	(注) 1 国稅通則法第66条第1項の規定の適用による加算税の基礎となる税額等を記載しています。 2 国稅通則法第66条第8項の規定の適用による加算税の基礎となる税額等を記載しています。
H (注2)	円 0,000	5	(A×B) 円	円 0,000	100	D×E) 円	
② 第66条第2項に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	D×E) 円	
③ 第1号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	D×E) 円	
④ 第2号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	D×E) 円	
⑤ 第3号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	D×E) 円	
⑥ 第1号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	D×E) 円	
⑦ 第2号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	D×E) 円	
⑧ 第3号に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	D×E) 円	
⑨ 第3項に係る部分 (注+注+注+注+注)	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	D×E) 円	
I (注2)	円 0,000	5	(A×B) 円	円 0,000	100	D×E) 円	
⑩ 第66条第6項に係る部分	円 0,000	100	(A×B) 円	円 0,000	100	D×E) 円	
⑪ 合 計 額 (①(G+H+②)又は①(I)+③)			円			円	

(注) 1 国稅通則法第66条第1項の規定の適用による加算税の基礎となる税額等を記載しています。  
2 国稅通則法第66条第8項の規定の適用による加算税の基礎となる税額等を記載しています。

(資 3-10-11-A4 統一)  
(令 5.12)

( )枚のうち ( ) 枚目

氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 殿

(通知用)

年分 加算税の額の計算明細書(贈与税)

あなたに通知した 年分 贈与税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の  
「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。

	賦 課 決 定 額		納付すべき 減少する額
	決 定 額	変更決定後の 賦課決定額	
① 加算税の基礎となる税額	A (注1)	円 0,000	円 0,000
	B (注2)	円 0,000	円 0,000
② ①に対する加算税の割合	C Aに対する割合	100	100
	D Bに対する割合	5	5
		100	100
③ ①のうち国稅通則法第66条第2項の規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	
④ ②に対する加算税の割合	5	5	
	100	100	
⑤ ①のうち国稅通則法第66条第4項の規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	円 0,000	
⑥ ②に対する加算税の割合	10	10	
	100	100	
⑦ 加算税の額 (A×CとB×Dと③×④と⑤×⑥との合計額)	円	円	円

(注) 1 国稅通則法第66条第1項の規定の適用による加算税の基礎となる税額等を記載しています。  
2 国稅通則法第66条第6項の規定の適用による加算税の基礎となる税額等を記載しています。

( )枚のうち ( ) 枚目

(資 3-10-11-A4 統一)  
(92.6)

改正後

改正前

氏名又は  
名 称 \_\_\_\_\_ 殿

氏名又は  
名 称 \_\_\_\_\_ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)

あなたに通知した \_\_\_\_\_ 年分贈与税の \_\_\_\_\_ 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の  
「加算税の基礎となる税額」(又はその基礎となる金額)は、この計算明細書により計算しています。

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)

あなたに通知した \_\_\_\_\_ 年分贈与税の \_\_\_\_\_ 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の  
「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

	A	B	C	D	E	F
	前の額	後の額	贈与又は供託 部分の額	贈与又は供託 部分の額	非正当事由 部分の額	非正当事由 部分の額
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①					
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②					
配偶者控除額	③					
暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)	④					
基礎控除額	⑤	.000				
④の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	.000				
⑥に対する税額	⑦					
外国税額の控除額	⑧					
医療法人等分税額控除額	⑨					
差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩					
相対時 精算課税 分						
〔特定贈与者氏名〕 課税価格	⑪					
特別控除額	⑫					
⑪の控除後の課税価格(⑪-⑫)	⑬	.000				
⑬に対する税額	⑭	00				
外国税額の控除額	⑮					
差引税額(⑭-⑮)	⑯					
課税価格の合計額(①+②+⑪)	⑰					
差引税額の合計額(⑩+⑯)	⑱	イ	ロ	ハ	ニ	
増 差 税 額	⑲	⑳(ロ-イ)	㉑(⑳-㉒)	㉒(ハ-イ)	㉓(㉑-㉒)	㉔(ニ-イ)
加算税の基礎となる税額	㉕		「加算税の基礎となる税額」の欄に記載されています 円 0.000		「加算税の基礎となる税額」の欄に記載されています 円 0.000	

	A	B	C	D	E	F
	前の額	後の額	贈与又は供託 部分の額	贈与又は供託 部分の額	非正当事由 部分の額	非正当事由 部分の額
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格)	①					
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格)	②					
配偶者控除額	③					
暦年課税分の課税価格の合計額(①+②-③)	④					
基礎控除額	⑤	.000				
④の控除後の課税価格(④-⑤)	⑥	.000				
⑥に対する税額	⑦					
外国税額の控除額	⑧					
医療法人等分税額控除額	⑨					
差引税額(⑦-⑧-⑨)	⑩					
相対時 精算課税 分						
〔特定贈与者氏名〕 課税価格	⑪					
特別控除額	⑫					
⑪の控除後の課税価格(⑪-⑫)	⑬	.000				
⑬に対する税額	⑭	00				
外国税額の控除額	⑮					
差引税額(⑭-⑮)	⑯					
課税価格の合計額(①+②+⑪)	⑰					
差引税額の合計額(⑩+⑯)	⑱	イ	ロ	ハ	ニ	
増 差 税 額	⑲	⑳(ロ-イ)	㉑(⑳-㉒)	㉒(ハ-イ)	㉓(㉑-㉒)	㉔(ニ-イ)
加算税の基礎となる税額	㉕		「加算税の基礎となる税額」の欄に記載されています 円 0.000		「加算税の基礎となる税額」の欄に記載されています 円 0.000	

(注) 1 「②-③」とあるのは、贈与又は供託部分の金額がない場合には、「④-③」として計算しています。なお、「加算税の賦課決定通知書(通知用)」等の通知書から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、「②-③」欄の金額に国税通則法第66条第3項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同条の規定により計算しています。  
2 特定贈与者が複数いる場合は、「①+②+⑪」とあるのは、「①+②+特定贈与者ごとの⑪の合計額」として計算しています。  
3 特定贈与者が複数いる場合は、「⑩+⑯」とあるのは、「⑩+特定贈与者ごとの⑯の合計額」として計算しています。

(注) 1 贈与又は供託部分の金額がない場合には、「⑥-③」とあるのは、「⑩-③」として計算しています。  
2 特定贈与者が複数いる場合は、「①+②+⑪」とあるのは、「①+②+特定贈与者ごとの⑪の合計額」として計算しています。  
3 特定贈与者が複数いる場合は、「⑩+⑯」とあるのは、「⑩+特定贈与者ごとの⑯の合計額」として計算しています。

改正後

改正前

氏名又は  
名 称 \_\_\_\_\_ 殿

氏名又は  
名 称 \_\_\_\_\_ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税) 次葉

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税) 次葉

	G 目的金額から他の 項目における 更正の請求に基づ く減額更正等 に係る部分を控除 した額	H Cの繰越又は前 年度からの繰越 更正の請求に基づ いて更正決定等 があったとした場 合の額	I 非 正 当 事 由 部 分 の 額	J 正当な事由がある と認められる事 業のみに基づ いて更正決定等 があった場合 の 額
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ①	円			円
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②				
配偶者控除額 ③				
贈与課税分の課税価格の合計額(①+②-③) ④				
基礎控除額 ⑤	0,000			
⑤の控除後の課税価格(④-⑤) ⑥	0,000	円		円
⑥に対する税額 ⑦				
外国税額の控除額 ⑧				
医療法人持分税額控除額 ⑨				
差引税額(⑦-⑧-⑨) ⑩				
(特定贈与者氏名) ⑪	円			円
課税価格 ⑫				
⑫の控除後の課税価格(⑫-⑬) ⑬	0,000	0,000		円
⑬に対する税額 ⑭	00	00		00
外国税額の控除額 ⑮				
差引税額(⑭-⑮) ⑯				
課税価格の合計額(①+②+⑪) ⑰	円	円		円
差引税額の合計額(⑩+⑯) ⑱	00	00		00
増 差 税 額 ⑲	(0-1) 円	(00-10) 円	(00-00) 円	(00-1-1) 円

あなたに通知した 年分 贈与税の  
通知書及び加算税の賦課決定通知  
書(通知用)の「加算税の額」の計算明細書(贈  
与税)の「加算税の基礎となる税額」(又  
はその基礎となる金額)は、この計算明細書  
により次のとおり計算しています。

	課税価格第66条第1項の規定 による加算税の基礎となる税額 (⑭-⑮) 円	課税価格第66条第1項の規定 による加算税の基礎となる税額 (⑭-⑮+⑯) 円
増 差 税 額	0,000	0,000
加算税の基礎 となる税額	0円(課税価格第66条第1項の規定) 0,000	0円(課税価格第66条第1項の規定) 0,000

(注) 4 特定贈与者が複数いる場合は、「①+②+⑪」とあるのは、「①+②+特定贈与者ごとの⑪の合計額」として計算しています。  
5 特定贈与者が複数いる場合は、「⑭+⑯」とあるのは、「⑭+特定贈与者ごとの⑯の合計額」として計算しています。  
6 「加算税の額」の計算明細書(贈与税)の⑬欄から⑱欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、「⑭-⑮」の金額に国税通  
則法第66条第3項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。

(資 3-14-4-A4 統一)  
(令 5.12)

( )枚のうち( )枚目

(通知用)

	G 目的金額から他の 項目における 更正の請求に基づ く減額更正等 に係る部分を控除 した額	H Cの繰越又は前 年度からの繰越 更正の請求に基づ いて更正決定等 があったとした場 合の額	I 非 正 当 事 由 部 分 の 額	J 正当な事由がある と認められる事 業のみに基づ いて更正決定等 があった場合 の 額
特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) ①	円			円
一般贈与財産の価額の合計額(課税価格) ②				
配偶者控除額 ③				
贈与課税分の課税価格の合計額(①+②-③) ④				
基礎控除額 ⑤	0,000			
⑤の控除後の課税価格(④-⑤) ⑥	0,000	円		円
⑥に対する税額 ⑦				
外国税額の控除額 ⑧				
医療法人持分税額控除額 ⑨				
差引税額(⑦-⑧-⑨) ⑩				
(特定贈与者氏名) ⑪	円			円
課税価格 ⑫				
⑫の控除後の課税価格(⑫-⑬) ⑬	0,000	0,000		0,000
⑬に対する税額 ⑭	00	00		00
外国税額の控除額 ⑮				
差引税額(⑭-⑮) ⑯				
課税価格の合計額(①+②+⑪) ⑰	円	円		円
差引税額の合計額(⑩+⑯) ⑱	00	00		00
増 差 税 額 ⑲	(0-1) 円	(00-10) 円	(00-00) 円	(00-1-1) 円

あなたに通知した 年分 贈与  
税の 通知書及び加算税の賦課決定  
通知書(通知用)の「加算税の額」の計算明  
細書(贈与税)の「加算税の基礎となる税  
額」は、この計算明細書により次のとおり  
計算しています。

	課税価格第66条第1項の規定 による加算税の基礎となる税額 (⑭-⑮) 円	課税価格第66条第1項の規定 による加算税の基礎となる税額 (⑭-⑮+⑯) 円
増 差 税 額	0,000	0,000
加算税の基礎 となる税額	0円(課税価格第66条第1項の規定) 0,000	0円(課税価格第66条第1項の規定) 0,000

(注) 4 特定贈与者が複数いる場合は、「①+②+⑪」とあるのは、「①+②+特定贈与者ごとの⑪の合計額」として計算しています。  
5 特定贈与者が複数いる場合は、「⑭+⑯」とあるのは、「⑭+特定贈与者ごとの⑯の合計額」として計算しています。

( )枚のうち( )枚目

(資 3-14-4-A4 統一)  
(令 5.12)

改正後

改正前

居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書

(住居表示)	( )
所在地番	
家屋番号	

(令和六年一月一日以降用)

区分所有補正率の計算	A	① 築年数(注1) 年		① × 0.033	
	B	② 総階数(注2) 階	③ 総階数指数(②+33) <small>(小数点以下第4位切捨て、1を繰上る場合は1)</small>	③ × 0.239 <small>(小数点以下第4位切捨て)</small>	
	C	④ 所在階(注3) 階		④ × 0.018	
	D	⑤ 専有部分の面積 ㎡	⑥ 敷地の面積 ㎡	⑦ 敷地種別割合(共有部分の割合)	⑧ × 1.195 <small>(小数点以下第4位切上げ)</small>
		⑧ 敷地利用権の節量(⑤×⑦) <small>(小数点以下第3位切上げ)</small>	⑨ 敷地種別小率(⑥×⑦) <small>(小数点以下第4位切上げ)</small>		
		⑩ 評価乖離率(A+B+C+D+3.220)			
		⑪ 評価水準(1÷⑩)			
		⑫ 区分所有補正率(注4・5)			
	備考				

- (注1) 「① 築年数」は、建築の時から課税時期までの期間とし、1年未満の階数があるときは1年として計算します。  
 (注2) 「② 総階数」に、地階(地下階)は含みません。  
 (注3) 「④ 所在階」について、一室の区分所有権等に係る専有部分が複数階にまたがる場合は階数が低い方の階とし、一室の区分所有権等に係る専有部分が地階(地下階)である場合は0とします。  
 (注4) 「⑫ 区分所有補正率」は、次の区分に応じたものになります(補正なしの場合は、「⑫ 区分所有補正率」欄に「補正なし」と記載します。)

区 分	区分所有補正率
評価水準 < 0.6	⑫ × 0.6
0.6 ≤ 評価水準 ≤ 1	補正なし
1 < 評価水準	⑫

- ※ 区分所有者が一種の区分所有建物に存する全ての専有部分及び一種の区分所有建物の敷地のいずれも単独で所有(以下「全戸所有」といいます。)している場合には、敷地利用権に係る区分所有補正率は1を下限とします。この場合、「備考」欄に「敷地利用権に係る区分所有補正率は1」と記載します。  
 ただし、全戸所有している場合であっても、区分所有権に係る区分所有補正率には下限はありません。  
 (注5) 評価乖離率が0又は負数の場合は、区分所有権及び敷地利用権の節量を評価しないこととしていますので、「⑫ 区分所有補正率」欄に「評価しない」と記載します(全戸所有している場合には、評価乖離率が0又は負数の場合であっても、敷地利用権に係る区分所有補正率は1となります。)

(図4-20-4-A)続1

(新規)



改正後

改正前

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

あなたが、被相続人 殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書）の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額は、国税通則法第5条の規定により民法第900条（法定相続分）、第901条（代襲相続人の相続分）、第902条（遺言による相続分の指定）に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき・減少する本税の額」欄の税額
Table with columns: 区分, 当初課税額, 額, 納付すべき減少する本税の額. Includes a small summary table for 'あなたの相続分'.

(注) 「小計」は、「相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1」納付税額又は還付税額の計算明細」の「⑨小計（⑨-⑩-⑪）」欄の金額をいいます。

2 「納付すべき・減少する加算税の額」欄の税額
(1) 上記1の税額の内訳 (注)
Table with columns: 区分, 課税決定分, 変更決定後の課税決定分. Rows include '申告加算税に対応する本税の額(a)', 'aのうち国外財産調査又は財産債務調査に係る控除又は加算', and '重加算税に対応する本税の額(b)'.

(注) イからヘ（変更決定の場合はトからワ）のうち複数の区分に対応する税額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続税）」により各金額を計算しています。

(2) 「納付すべき・減少する加算税の額」の計算

Table for calculating the amount of tax to be paid/reduced. Columns include: 課税決定額 (A, B, C, D), 変更決定後の課税決定額 (E, F), and 納付すべき減少する額. Rows list various tax categories like '①通常分', '②第2項に係る部分', etc.

(注) イからホまで及びトからルまでの各「加算税の基礎となる税額」は、上記1)の本税の額について、10,000円未満の端数を切り捨てたものです。なお、③欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、上記1)のイ又はトの金額に国税通則法第66条第3項の「算額納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。

3 「納税猶予税額控除後の納付すべき・減少する本税の額」欄の税額
Table with columns: 区分, 当初課税額, 額, 納付すべき減少する本税の額. Includes a small summary table for 'あなたの相続分'.

(注) 「申告納税額」は、「相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1」納付税額又は還付税額の計算明細」の「申告納税額（⑨-⑩）」欄の金額をいいます。

( ) 枚のうち ( ) 枚目 (資4-85-1-A4 統一)

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

あなたが、被相続人 殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条（法定相続分）、同法第901条（代襲相続人の相続分）、同法第902条（遺言による相続分の指定）に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき・減少する本税の額」欄の税額
Table with columns: 区分, 当初課税額, 額, 納付すべき減少する本税の額. Includes a small summary table for 'あなたの相続分'.

(注) 「小計」は、「相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1」納付税額又は還付税額の計算明細」の「⑨小計（⑨-⑩-⑪）」欄の金額をいいます。

2 「納付すべき 加算税の額」欄の税額
(1) 上記1の税額の内訳 (注)
Table with columns: 区分, 課税決定分, 変更決定後の課税決定分. Rows include '申告加算税に対応する本税の額(a)', 'aのうち国外財産調査又は財産債務調査に係る控除又は加算', and '重加算税に対応する本税の額(b)'.

Table for calculating the amount of tax to be paid/reduced. Columns include: 課税決定額 (A, B, C, D), 変更決定後の課税決定額 (E, F), and 納付すべき減少する額. Rows list various tax categories like '①通常分', '②第2項に係る部分', etc.

(注) イからヘ（変更決定の場合はトからワ）のうち複数の区分に対応する税額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書（相続税）」により各金額を計算しています。

(2) 「納付すべき 加算税の額」の計算

Table for calculating the amount of tax to be paid/reduced. Columns include: 課税決定額 (A, B, C, D), 変更決定後の課税決定額 (E, F), and 納付すべき減少する額. Rows list various tax categories like '①国税通則法に基づく計算', '②①のうち国税通則法第66条第2項に係る部分', etc.

(注) 「加算税の基礎となる税額」は、上記2)1)の本税の額について10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予税額控除後の納付すべき・減少する本税の額」欄の税額
Table with columns: 区分, 当初課税額, 額, 納付すべき減少する本税の額. Includes a small summary table for 'あなたの相続分'.

(注) 「申告納税額」は、「相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1」納付税額又は還付税額の計算明細」の「申告納税額（⑨-⑩）」欄の金額をいいます。

( ) 枚のうち ( ) 枚目 (資4-85-1-A4 統一)

(通知用)

(通知用)

改正後

改正前

(通知用)  
相続税の更正通知書(付表7)

(通知用)  
相続税の更正通知書(付表7)

〔税額控除額及び相続税の納税猶予の適用を受けている人の納税猶予税額の計算明細表〕

〔相続税の納税猶予の適用を受けている人の納税猶予税額の計算明細表〕

1 税額控除額の計算

区 分	当 初 課税額 ( ) 額	更 正 額
① 未成年者控除額	円	円
② 障害者控除額		
③ 相次相続控除額		
④ 外国税額控除額		
⑤ 合計 (①+②+③+④)		

○ 納税猶予税額の計算

区 分	当 初 課税額 ( ) 額	更 正 額
① 農地等納税猶予税額(付表1(1)の⑫)	円	円
② 株式等納税猶予税額(付表2-2のA)		
③ 特例株式等納税猶予税額(付表2の2-2のA)		
④ 山林納税猶予税額(付表3-2の⑧)		
⑤ 医療法人持分納税猶予税額(付表4-2のA)		
⑥ 美術品納税猶予税額(付表5-2のA)		
⑦ 事業用資産納税猶予税額(付表6-2のA)		
⑧ 合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)		

2 納税猶予税額の計算

区 分	当 初 課税額 ( ) 額	更 正 額
① 農地等納税猶予税額(付表1(1)の⑫)	円	円
② 株式等納税猶予税額(付表2-2のA)		
③ 特例株式等納税猶予税額(付表2の2-2のA)		
④ 山林納税猶予税額(付表3-2の⑧)		
⑤ 医療法人持分納税猶予税額(付表4-2のA)		
⑥ 美術品納税猶予税額(付表5-2のA)		
⑦ 事業用資産納税猶予税額(付表6-2のA)		
⑧ 合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)		

( ) 枚のうち ( ) 枚目

(資4-75-18-A.4 統一)

( ) 枚のうち ( ) 枚目

(資4-75-18-A.4 統一)

改正後

改正前

令和〇〇年贈与税の申告書(兼贈与税の額) 修正

住所 (電話) \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

個人番号又は法人番号 ※個人番号又は法人番号は複写されません

生年月日 \_\_\_\_\_

特例贈与財産分  
I 暦年課税分  
ii 一般贈与財産分

特例贈与財産分  
I 暦年課税分  
ii 一般贈与財産分

【合計欄】 (単位:円) 暦年課税分(③の控除後の課税価格)

④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚
㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴
㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

第一表 (令和4年分以降用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

令和〇〇年贈与税の申告書(兼贈与税の額) 修正

住所 (電話) \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

個人番号又は法人番号 ※個人番号又は法人番号は複写されません

生年月日 \_\_\_\_\_

特例贈与財産分  
I 暦年課税分  
ii 一般贈与財産分

特例贈与財産分  
I 暦年課税分  
ii 一般贈与財産分

【合計欄】 (単位:円) 暦年課税分(③の控除後の課税価格)

④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚
㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴
㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

第一表 (令和4年分以降用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

改正後

改正前

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の者に限ります。が、直系尊属(父母や祖父等など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

Table with 2 columns: Item description and Amount. Includes '特例贈与財産の価額の合計額' (6,000,000円), '基礎控除額' (1,100,000円), 'Bの控除後の課税価格【A-B】' (4,900,000円), and 'Dに対する税額' (680,000円).

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合
特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。
A: 6,000,000円 - B: 1,100,000円 = C: 4,900,000円
C: 4,900,000円 × 20% (特例税率) = 300,000円 (控除額)
= D: 680,000円

速算表 (特例贈与財産用)
Table with columns: 基礎控除後の課税価格 (以下) and 特例税率. Rows include 100千円, 300千円, 900千円, 1,900千円, 2,650千円, 4,150千円, 6,400千円.

<ご注意ください> 「特例税率」の適用を受ける場合、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍簿の謄本又は除去その後の戸籍簿でその人の氏名、生年月日及びその人が何と何の直系尊属に該当することを証明する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合は、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び関係氏名を記入します。(当該書類を兼ねて提出する必要はありません。)

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

Table with 2 columns: Item description and Amount. Includes '一般贈与財産の価額の合計額' (14,000,000円), '配偶者控除額' (10,000,000円), '基礎控除額' (1,100,000円), and 'Eに対する税額' (335,000円).

(例) 一般贈与財産 14,000,000円を取得した場合
(配偶者控除 10,000,000円を適用する場合)
一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。
A: 14,000,000円 - B: 10,000,000円 - C: 1,100,000円
= D: 2,900,000円
D: 2,900,000円 × 15% (一般税率) = 100,000円 (控除額)
= E: 335,000円

速算表 (一般贈与財産用)
Table with columns: 基礎控除後の課税価格 (以下) and 一般税率. Rows include 100千円, 250千円, 650千円, 1,250千円, 1,750千円, 2,500千円, 4,000千円.

3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

Table with 2 columns: Item description and Amount. Includes '特例贈与財産の価額の合計額' (5,000,000円), '一般贈与財産の価額の合計額' (10,000,000円), '配偶者控除額' (0円), '暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】' (15,000,000円), '基礎控除額' (1,100,000円), 'Bの控除後の課税価格【D-E】' (13,900,000円), 'Fの金額に「特例税率」を適用した税額' (3,660,000円), 'Gの金額に「一般税率」を適用した税額' (4,505,000円), '一般贈与財産に対応する税額【F+(G-C)/D】' (3,003,333円), and '税額【H+J】' (4,223,333円).

(例) 特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合
(1) 特例贈与財産に対応する税額【G】及びB欄の計算
G: 13,900,000円 × 40% (特例税率) = 1,900,000円 (控除額)
= F: 3,660,000円
F: 3,660,000円 × (D: 5,000,000円 / D: 15,000,000円)
= H: 1,220,000円 (H: 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てず。)

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において18歳(注)以上の者に限ります。が、直系尊属(父母や祖父等など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。(注) 令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」となります。

Table with 2 columns: Item description and Amount. Includes '特例贈与財産の価額の合計額' (6,000,000円), '基礎控除額' (1,100,000円), 'Bの控除後の課税価格【A-B】' (4,900,000円), and 'Dに対する税額' (680,000円).

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合
特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。
A: 6,000,000円 - B: 1,100,000円 = C: 4,900,000円
C: 4,900,000円 × 20% (特例税率) = 300,000円 (控除額)
= D: 680,000円

速算表 (特例贈与財産用)
Table with columns: 基礎控除後の課税価格 (以下) and 特例税率. Rows include 100千円, 300千円, 900千円, 1,900千円, 2,650千円, 4,150千円, 6,400千円.

<ご注意ください> 「特例税率」の適用を受ける場合、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍簿の謄本又は除去その後の戸籍簿でその人の氏名、生年月日及びその人が何と何の直系尊属に該当することを証明する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合は、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び関係氏名を記入します。当該書類を兼ねて提出する必要はありません。)

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

Table with 2 columns: Item description and Amount. Includes '一般贈与財産の価額の合計額' (14,000,000円), '配偶者控除額' (10,000,000円), '基礎控除額' (1,100,000円), and 'Eに対する税額' (335,000円).

(例) 一般贈与財産 14,000,000円を取得した場合
(配偶者控除 10,000,000円を適用する場合)
一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。
A: 14,000,000円 - B: 10,000,000円 - C: 1,100,000円
= D: 2,900,000円
D: 2,900,000円 × 15% (一般税率) = 100,000円 (控除額)
= E: 335,000円

速算表 (一般贈与財産用)
Table with columns: 基礎控除後の課税価格 (以下) and 一般税率. Rows include 100千円, 250千円, 650千円, 1,250千円, 1,750千円, 2,500千円, 4,000千円.

3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

Table with 2 columns: Item description and Amount. Includes '特例贈与財産の価額の合計額' (5,000,000円), '一般贈与財産の価額の合計額' (10,000,000円), '配偶者控除額' (0円), '暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】' (15,000,000円), '基礎控除額' (1,100,000円), 'Bの控除後の課税価格【D-E】' (13,900,000円), 'Fの金額に「特例税率」を適用した税額' (3,660,000円), 'Gの金額に「一般税率」を適用した税額' (4,505,000円), '一般贈与財産に対応する税額【F+(G-C)/D】' (3,003,333円), and '税額【H+J】' (4,223,333円).

(例) 特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合
(1) 特例贈与財産に対応する税額【G】及びB欄の計算
G: 13,900,000円 × 40% (特例税率) = 1,900,000円 (控除額)
= F: 3,660,000円
F: 3,660,000円 × (D: 5,000,000円 / D: 15,000,000円)
= H: 1,220,000円 (H: 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てず。)

改正後

改正前

令和5年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書) FD 4 7 4 9

令和4年分贈与税の申告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書) FD 4 7 4 8

	<b>受贈者の氏名</b>		
提出用	次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)		
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの欄は「姓・名・名義」「姓・名義」「姓・名義」をそれぞれ記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住所		令和 年 月 日
	氏名		令和 年 月 日
	続柄		
	生年月日		
	↑ 欄別① ② ③ ④	住宅取得等資金の合計額	35
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの欄は「姓・名・名義」「姓・名義」「姓・名義」をそれぞれ記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住所		令和 年 月 日
	氏名		令和 年 月 日
続柄			
生年月日			
↑ 欄別① ② ③ ④	住宅取得等資金の合計額	36	
住宅資金非課税限度額 (1,000万円又は500万円) (注2)		37	
令和4年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額		38	
住宅資金非課税限度額の残額 (37-38)		39	
35のうち非課税の適用を受ける金額		40	
36のうち非課税の適用を受ける金額		41	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (40+41)		42	
35のうち課税価格に算入される金額 (35-40)		43	
36のうち課税価格に算入される金額 (36-41)		44	
新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 <small>(住宅資金非課税の適用を受ける金額の写しを添付した場合には下記を記入を省略することができます。)</small>			
不動産番号等の明細			

第一表の一(令和5年分用) 第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出していただくこと。

- (注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和5年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができます。)
- (注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。
- (注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理番号		* 名称		* 確認	
-----------	--	------	--	------	--

\* 欄には記入しないでください。

	<b>受贈者の氏名</b>		
提出用	次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)		
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの欄は「姓・名・名義」「姓・名義」「姓・名義」をそれぞれ記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住所		令和 年 月 日
	氏名		令和 年 月 日
	続柄		
	生年月日		
	↑ 欄別① ② ③ ④	住宅取得等資金の合計額	35
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 <small>(フリガナの欄は「姓・名・名義」「姓・名義」「姓・名義」をそれぞれ記入してください。)</small>	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住所		令和 年 月 日
	氏名		令和 年 月 日
続柄			
生年月日			
↑ 欄別① ② ③ ④	住宅取得等資金の合計額	36	
住宅資金非課税限度額 (1,000万円又は500万円) (注2)		37	
35のうち非課税の適用を受ける金額		38	
36のうち非課税の適用を受ける金額		39	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (38+39)		40	
35のうち課税価格に算入される金額 (35-38)		41	
36のうち課税価格に算入される金額 (36-39)		42	
新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 <small>(不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記を記入を省略することができます。)</small>			
不動産番号等の明細			

第一表の一(令和4年分用) 第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出していただくこと。

- (注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和4年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができます。)
- (注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。
- (注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理番号		* 名称		* 確認	
-----------	--	------	--	------	--

\* 欄には記入しないでください。

改正後

改正前

令和5年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書) 修正

令和4年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書) 修正

控用

		受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 □ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けません。(注1) (単位:円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの欄は「1」で半角漢字(「は」は一字分し、姓と名の欄は一字ずつ記入してください)	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
	住居	令和 年 月 日	令和 年 月 日
氏名	住所	氏名	住所
住宅取得等資金の合計額		35	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの欄は「1」で半角漢字(「は」は一字分し、姓と名の欄は一字ずつ記入してください)		取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住居	住居	令和 年 月 日	令和 年 月 日
氏名	住所	氏名	住所
住宅取得等資金の合計額		36	
住宅資金非課税限度額(1,000万円又は500万円)(注2)		37	
令和4年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額		38	
住宅資金非課税限度額の残額(37-38)		39	
35のうち非課税の適用を受ける金額		40	
36のうち非課税の適用を受ける金額		41	
非課税の適用を受ける金額の合計額(40+41) (39の金額を限度とします。)		42	
35のうち課税価格に算入される金額(35-40) (38に係る贈与者の財産の価額)(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)		43	
36のうち課税価格に算入される金額(36-41) (39に係る贈与者の財産の価額)(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)		44	
新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。			
不動産番号等の明細	不動産番号	不動産番号	不動産番号

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和5年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができます。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 提出した税務署 税務署

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。

(注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(以下、これを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

控用

		受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。 □ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けません。(注1) (単位:円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの欄は「1」で半角漢字(「は」は一字分し、姓と名の欄は一字ずつ記入してください)	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
	住居	令和 年 月 日	令和 年 月 日
氏名	住所	氏名	住所
住宅取得等資金の合計額		35	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの欄は「1」で半角漢字(「は」は一字分し、姓と名の欄は一字ずつ記入してください)		取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日
住居	住居	令和 年 月 日	令和 年 月 日
氏名	住所	氏名	住所
住宅取得等資金の合計額		36	
住宅資金非課税限度額(1,000万円又は500万円)(注2)		37	
35のうち非課税の適用を受ける金額		38	
非課税の適用を受ける金額の合計額(38+39) (37の金額を限度とします。)		40	
35のうち課税価格に算入される金額(35-38) (38に係る贈与者の財産の価額)(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)		41	
36のうち課税価格に算入される金額(36-39) (39に係る贈与者の財産の価額)(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)		42	
新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。			
不動産番号等の明細	不動産番号	不動産番号	不動産番号

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和4年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができます。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 提出した税務署 税務署

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。

(注3) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(以下、これを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

第一表の二(令和5年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

第一表の二(令和4年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

改正後

改正前

令和5年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

令和4年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

提出用

第一表の三（令和5年分用）

第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日  
 取得した財産の所在場所等  
 住宅取得等資金を取得した年月日  
 住宅取得等資金の金額

住宅取得等資金の合計額 45

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日  
 取得した財産の所在場所等  
 住宅取得等資金を取得した年月日  
 住宅取得等資金の金額

住宅取得等資金の合計額 46

非課税限度額の計算

住宅資金非課税限度額(1,500万円又は1,000万円) (注2) 47

令和4年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 48

住宅資金非課税限度額の残額(※-48) 49

49のうち非課税の適用を受ける金額 50

49のうち非課税の適用を受ける金額 51

非課税の適用を受ける金額の合計額(※+51) 52

49のうち課税価格に算入される金額(49-50) 53

49のうち課税価格に算入される金額(49-53) 54

新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。  
 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記事を省略することができます。

不動産番号等の明細

不動産番号 種類

不動産番号

不動産番号

所得税及び復興特別所得税の確定申告書提出した年月日

提出した税務署

税務署

税務署整理番号

名簿

確認

※欄には記入しないでください。

提出用

第一表の三（令和4年分用）

第一表の三は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日  
 取得した財産の所在場所等  
 住宅取得等資金を取得した年月日  
 住宅取得等資金の金額

住宅取得等資金の合計額 43

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日  
 取得した財産の所在場所等  
 住宅取得等資金を取得した年月日  
 住宅取得等資金の金額

住宅取得等資金の合計額 44

住宅資金非課税限度額(1,500万円又は1,000万円) (注2) 45

43のうち非課税の適用を受ける金額 46

44のうち非課税の適用を受ける金額 47

非課税の適用を受ける金額の合計額(※+47) 48

43のうち課税価格に算入される金額(43-46) 49

44のうち課税価格に算入される金額(44-47) 50

新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。  
 ※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記事を省略することができます。

不動産番号等の明細

不動産番号 種類

不動産番号

所得税及び復興特別所得税の確定申告書提出した年月日

提出した税務署

税務署

税務署整理番号

名簿

確認

※欄には記入しないでください。

改正後

改正前

令和5年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書) 修正

令和4年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書) 修正

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位：円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		令和 年 月 日	
氏名		令和 年 月 日	
関係			
住宅取得等資金の合計額 45			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		令和 年 月 日	
氏名		令和 年 月 日	
関係			
住宅取得等資金の合計額 46			
住宅資金非課税限度額 (1,500万円又は1,000万円) (注2)			
令和4年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 48			
住宅資金非課税限度額の残額 (47-48) 49			
45のうち非課税の適用を受ける金額 50			
46のうち非課税の適用を受ける金額 51			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (50+51) 52			
45のうち課税価格に算入される金額 (45-50) 53			
46のうち課税価格に算入される金額 (46-51) 54			

新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。なお不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。

不動産番号等の明細	不動産番号
<input type="checkbox"/> 土地	
<input type="checkbox"/> 建物	
<input type="checkbox"/> 土地及び建物	
<input type="checkbox"/> 建物	
<input type="checkbox"/> 土地	
<input type="checkbox"/> 建物	
<input type="checkbox"/> 土地	
<input type="checkbox"/> 建物	

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。(令和5年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「1,000万円」となります。

受贈者の氏名

震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位：円)

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		令和 年 月 日	
氏名		令和 年 月 日	
関係			
住宅取得等資金の合計額 43			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	住宅取得等資金の金額
住所		令和 年 月 日	
氏名		令和 年 月 日	
関係			
住宅取得等資金の合計額 44			
住宅資金非課税限度額 (1,500万円又は1,000万円) (注2)			
43のうち非課税の適用を受ける金額 46			
44のうち非課税の適用を受ける金額 47			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (46+47) 48			
43のうち課税価格に算入される金額 (43-46) 49			
44のうち課税価格に算入される金額 (44-47) 50			

新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。なお不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。

不動産番号等の明細	不動産番号
<input type="checkbox"/> 土地	
<input type="checkbox"/> 建物	
<input type="checkbox"/> 土地及び建物	
<input type="checkbox"/> 建物	
<input type="checkbox"/> 土地	
<input type="checkbox"/> 建物	
<input type="checkbox"/> 土地	
<input type="checkbox"/> 建物	

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。(令和4年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超(新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超)の場合には、震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。)

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第8項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,500万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「1,000万円」となります。

第一表の三 (令和5年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

第一表の三 (令和4年分用) ○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

控用

控用

改正後

改正前

令和0年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書) 第3

FD4737

提出用

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、相続特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位:円)

種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日	
			年月日	数量
住所	所在場所等		令和 年 月 日	
氏名			令和 年 月 日	
続柄	父 [1] 母 [2] 祖父 [3] 祖母 [4] 兄・姉以外 [5]		令和 年 月 日	
生年月日			令和 年 月 日	

財産の価額の合計額 (課税価格) 26

特別控除額の計算

過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円) 27

特別控除額の残額 (2,500万円 - ②) 28

特別控除額 (③の金額と④の金額のいずれか低い金額) 29

翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円 - ② - ③) 30

⑤の控除後の課税価格 (② - ③) [1,000円未満切捨て] 31 000

⑤に対する税額 (⑤ × 20%) 32 00

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) 33

差引税額 (⑤ - ③) 34

申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名
平成 年分		
令和 年分		
平成 年分		
令和 年分		

↑... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

\* 税務署整理欄

整理番号	名簿	届出番号
財産細目コード	確認	

\* 欄には記入しないでください。(資5-10-2-1-A4統一) (令5.12)

第二表 (令和4年分以降用) 第二表は、必要に応じて提出してください (提出用)

令和0年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

FD4736

提出用

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。  
 私は、相続特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。(単位:円)

種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日	
			年月日	数量
住所	所在場所等		令和 年 月 日	
氏名			令和 年 月 日	
続柄	父 [1] 母 [2] 祖父 [3] 祖母 [4] 兄・姉以外 [5]		令和 年 月 日	
生年月日			令和 年 月 日	

財産の価額の合計額 (課税価格) 23

特別控除額の計算

過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円) 24

特別控除額の残額 (2,500万円 - ②) 25

特別控除額 (③の金額と④の金額のいずれか低い金額) 26

翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円 - ② - ③) 27

⑤の控除後の課税価格 (② - ③) [1,000円未満切捨て] 28 000

⑤に対する税額 (⑤ × 20%) 29 00

外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) 30

差引税額 (⑤ - ③) 31

申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名
平成 年分		
令和 年分		
平成 年分		
令和 年分		

↑... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

\* 税務署整理欄

整理番号	名簿	届出番号
財産細目コード	確認	

\* 欄には記入しないでください。(資5-10-2-1-A4統一) (令5.10)

第二表 (令和3年分以降用) 第二表は、必要に応じて提出してください (提出用)



改正後

改正前

株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）【一般措置用】

株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）【一般措置用】

経営承継受贈者の氏名		この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式会社等を贈与により取得した場合に使用し、特定贈与者ごとに作成します。	円
特定贈与者の氏名			
1 あん分前の株式会社等納税猶予税額の計算			
① 同一の特定贈与者に係る各「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額の合計額			円
② 特別控除額（2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）			
③ ②の控除後の課税価格（①-②）（1,000円未満切捨て）			,000
④ ③に対する税額（③×20%）			
2 あん分後の株式会社等納税猶予税額の計算			
① 会社ごとの株式会社等納税猶予税額の計算			
会社名	株式会社等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）		円
イ	上記1の④×	イの会社の株式等に係る「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	00
ロ	上記1の④×	ロの会社の株式等に係る「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	00
ハ	上記1の④×	ハの会社の株式等に係る「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	00
ニ	上記1の④×	ニの会社の株式等に係る「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	00
② あん分後の株式会社等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ）			00

経営承継受贈者の氏名		この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式会社等を贈与により取得した場合に使用し、特定贈与者ごとに作成します。	円
特定贈与者の氏名			
1 あん分前の株式会社等納税猶予税額の計算			
① 同一の特定贈与者に係る各「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額の合計額			円
② 特別控除額（2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）			
③ ②の控除後の課税価格（①-②）（1,000円未満切捨て）			,000
④ ③に対する税額（③×20%）			
2 あん分後の株式会社等納税猶予税額の計算			
① 会社ごとの株式会社等納税猶予税額の計算			
会社名	株式会社等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）		円
イ	上記1の④×	イの会社の株式等に係る「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	00
ロ	上記1の④×	ロの会社の株式等に係る「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	00
ハ	上記1の④×	ハの会社の株式等に係る「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	00
ニ	上記1の④×	ニの会社の株式等に係る「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額 上記1の④欄の価額	00
② あん分後の株式会社等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ）			00

3 株式会社等納税猶予税額の合計額  
この欄は、「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合は「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。  
なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。

① 相続時精算課税の適用に係る株式会社等納税猶予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の3の④欄）の金額の合計額）	円
② 暦年課税の適用に係る株式会社等納税猶予税額（「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の3の④欄）の金額）	00
③ 合計（①+②）	00

(注) ②欄の株式会社等納税猶予税額を「申告書第一表」の④欄に記載します。

3 株式会社等納税猶予税額の合計額  
この欄は、「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合は「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。  
なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。

① 相続時精算課税の適用に係る株式会社等納税猶予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の3の④欄）の金額の合計額）	00
② 暦年課税の適用に係る株式会社等納税猶予税額（「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式会社等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の3の④欄）の金額）	00
③ 合計（①+②）	00

(注) ②欄の株式会社等納税猶予税額を「申告書第一表」の④欄に記載します。

※ 税務署整理欄 入力 確認 (資5-11-11-A4統一) (令5.12)  
※欄には記入しないでください。

※ 税務署整理欄 入力 確認 (資5-11-11-A4統一) (令3.10)  
※欄には記入しないでください。

(令和元年分以降用)

(令和元年分以降用)

改正後

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

〔特例措置用〕

特例経営承継受贈者の氏名		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)	
<p>私、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の①欄の株式等の数等について「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。</p>			
1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社			
① 会社名	② 特例承認計画の提出及び 承認の状況	提出年月日	年月日
② 会社の管理番号（会社の所轄税務番号）	( 番 )	承認年月日	年月日
③ 事業種目	承認番号	確定年月日	年月日
④ 贈与の時に係る資本金の種類	円	円簿化法の認定の状況	年月日
⑤ 贈与の時に係る資本準備金の種類	円	認定番号	年月日
⑥ 贈与の時に係る従業員数	人	④ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑦ 贈与の時に係る特例経営承継受贈者の役職名			
⑧ 特例経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	年月日		
2 特例対象贈与の判定			
受贈年月日	① 贈与の時に係る発行済株式等の総数等	② 贈与により取得した株式等の総数等	株・口・円
<p>③ 特例対象贈与の判定（特例経営承継受贈者が1人の場合） ※ 同一の贈与者から、同一年中に上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（行状）」により特例対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。</p>			
a 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (①×2/3) (1株・口・円未満の複数切上げ)	b 贈与者が贈与の直前において保有していた株式等の数等	c 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	d 基準となる株式等の数等 (i) a > b + c の場合 ⇒ ② = d ii) a ≤ b + c の場合 ⇒ (a - c) ※ (a - c) が赤字の場合は「0」
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円
e 判定 d(i) の場合 ⇒ ② = d d(ii) の場合 ⇒ ② ≤ d			
③ 特例対象受贈非上場株式等の明細			
① 上記2の②欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	株・口・円	② 1株（口・円）当たりの価額 (裏面の「3(B)」参照)	③ 価額 (①×②) 円 A
4 特例株式等納税猶予税額の計算			
① 上記3の③欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ ①-②の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (特例株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)
円	1,100,000円	,000円	00円

令和元年分以降用

5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等			
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づき、上記3の③欄に係る特例対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。			
贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	-	-	株・口・円
ロ	-	-	株・口・円
ハ	-	-	株・口・円
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ） 株・口・円			
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の年別に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。 2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記3の③欄の数等と一致します。			

6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項			
この欄は、特例経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）又は「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に際する事項等について記入します。			
① 取得の状況	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年月日	署	署

7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書			
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(B)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。			
取得年月日	種類	利用区分	所在場所等
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）			
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）			
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）			
上記の明細の内容に相違ありません。			
令和 年 月 日			
所在地			
会社名			
代表者氏名			

※ 税務署管理欄	法人管理番号	-	入力	確認
----------	--------	---	----	----

※欄には記入しないでください。(資5-11-13-A4統一)(令5.12)

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

〔特例措置用〕

特例経営承継受贈者の氏名		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)	
<p>私、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の①欄の株式等の数等について「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。</p>			
1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社			
① 会社名	② 特例承認計画の提出及び 承認の状況	提出年月日	年月日
② 会社の管理番号（会社の所轄税務番号）	( 番 )	承認年月日	年月日
③ 事業種目	承認番号	確定年月日	年月日
④ 贈与の時に係る資本金の種類	円	円簿化法の認定の状況	年月日
⑤ 贈与の時に係る資本準備金の種類	円	認定番号	年月日
⑥ 贈与の時に係る従業員数	人	④ 会社又はその会社の特別関係会社であつてその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑦ 贈与の時に係る特例経営承継受贈者の役職名			
⑧ 特例経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	年月日		
2 特例対象贈与の判定			
受贈年月日	① 贈与の時に係る発行済株式等の総数等	② 贈与により取得した株式等の総数等	株・口・円
<p>③ 特例対象贈与の判定（特例経営承継受贈者が1人の場合） ※ 同一の贈与者から、同一年中に上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（行状）」により特例対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。</p>			
a 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (①×2/3) (1株・口・円未満の複数切上げ)	b 贈与者が贈与の直前において保有していた株式等の数等	c 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等	d 基準となる株式等の数等 (i) a > b + c の場合 ⇒ ② = d ii) a ≤ b + c の場合 ⇒ (a - c) ※ (a - c) が赤字の場合は「0」
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円
e 判定 d(i) の場合 ⇒ ② = d d(ii) の場合 ⇒ ② ≤ d			
③ 特例対象受贈非上場株式等の明細			
① 上記2の②欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	株・口・円	② 1株（口・円）当たりの価額 (裏面の「3(B)」参照)	③ 価額 (①×②) 円 A
4 特例株式等納税猶予税額の計算			
① 上記3の③欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ ①-②の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (特例株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)
円	1,100,000円	,000円	00円

令和元年分以降用

5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等			
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づき、上記3の③欄に係る特例対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。			
贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	-	-	株・口・円
ロ	-	-	株・口・円
ハ	-	-	株・口・円
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ） 株・口・円			
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の年別に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。 2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記3の③欄の数等と一致します。			

6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項			
この欄は、特例経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）又は「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に際する事項等について記入します。			
① 取得の状況	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年月日	署	署

7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書			
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(B)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。			
取得年月日	種類	利用区分	所在場所等
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）			
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）			
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）			
上記の明細の内容に相違ありません。			
令和 年 月 日			
所在地			
会社名			
代表者氏名			

※ 税務署管理欄	法人管理番号	-	入力	確認
----------	--------	---	----	----

※欄には記入しないでください。(資5-11-13-A4統一)(令5.12)

改正後

改正前

《書きかた等》

《書きかた等》

- この計算書は、「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」の適用を受ける場合で「暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うとき」に使用します。  
なお、この特例の適用を受ける場合で「相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは」、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」〔相続時精算課税〕を使用してください。  
また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。  
※1 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。  
※2 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7）【一般措置】の適用を受ける場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 「特例対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。  
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
  - ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同令第1項第1号の都道府県知事の承認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
  - ③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入します。
  - ④欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3②において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第9項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3②において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
  - 2の①から③欄まで及び3の①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
  - 3の②欄の金額は、贈与の時の受ける価額を記入します。  
なお、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合は納税猶予税額の計算書の計上の特例対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
  - この計算書を2により作成する場合には、次の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
 

④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の④欄に転記します。なお、この計算書及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。
- 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
 

この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 「6 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
  - ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式会社等の取得について、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
  - ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式会社等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
  - 「特例経営承継受贈者」と特別の関係がある者とは、特例経営承継受贈者の親族などその特例経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
  - ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式会社等の贈与があった時における価額を記入します。  
なお、会社が、非上場株式会社等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時においているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
  - ②欄の金額は、非上場株式会社等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
  - ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
  - この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

- この計算書は、「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」の適用を受ける場合で「暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うとき」に使用します。  
なお、この特例の適用を受ける場合で「相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは」、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」〔相続時精算課税〕を使用してください。  
また、①異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、②異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得及び③同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。  
※1 贈与者が贈与の時に会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。  
※2 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7）【一般措置】の適用を受ける場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- 「1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。  
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
  - ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同令第1項第1号の都道府県知事の承認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
  - ③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入します。
  - ④欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項により準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3②において同じです。）であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第9項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3②において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
  - 2の①から③欄まで及び3の①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
  - 3の②欄の金額は、贈与の時の受ける価額を記入します。  
なお、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8の5第15項において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合は納税猶予税額の計算書の計上の特例対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
  - この計算書を2により作成する場合には、次の「4 特例株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
 

④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の④欄に転記します。なお、この計算書及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。
- 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
 

この欄は、特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 「6 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
  - ②欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式会社等の取得について、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
  - ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式会社等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
  - 「特例経営承継受贈者」と特別の関係がある者とは、特例経営承継受贈者の親族などその特例経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
  - ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式会社等の贈与があった時における価額を記入します。  
なお、会社が、非上場株式会社等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時においているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
  - ②欄の金額は、非上場株式会社等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
  - ③欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
  - この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）【特例措置用】

特例証券承継受贈者の氏名		この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式会社等を贈与により取得した場合に使用し、特定贈与者ごとに作成します。	円
特定贈与者の氏名			
1 あん分前の特例株式等納税猶予税額の計算			
① 同一の特定贈与者に係る各「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の金額の合計額			円
② 特別控除額（2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）			
③ ②の控除後の課税価格（①―②）（1,000円未満切捨て）			,000
④ ③に対する税額（③×20%）			
2 あん分後の特例株式等納税猶予税額の計算			
① 会社ごとの特例株式等納税猶予税額の計算			
会社名	特例株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）		円
イ	上記1の④×	イの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の金額 上記1の①欄の金額	00
ロ	上記1の④×	ロの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の金額 上記1の①欄の金額	00
ハ	上記1の④×	ハの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の金額 上記1の①欄の金額	00
ニ	上記1の④×	ニの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の金額 上記1の①欄の金額	00
② あん分後の特例株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ）			00

（令和元年分以降適用）

3 特例株式等納税猶予税額の合計額  
この欄は、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。

① 相続時精算課税の適用に係る特例株式等納税猶予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の4の④欄）の金額の合計額）	円	00
② 暦年課税の適用に係る特例株式等納税猶予税額（「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の4の④欄）の金額）	円	00
③ 合計（①+②）	円	00

（注）②欄の特例株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の②欄に記載します。

※ 税務管理理欄	入力	確認					
----------	----	----	--	--	--	--	--

※欄には記入しないでください。 (資5-11-16-A4税一) (令5.12)

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）【特例措置用】

特例証券承継受贈者の氏名		この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式会社等を贈与により取得した場合に使用し、特定贈与者ごとに作成します。	円
特定贈与者の氏名			
1 あん分前の特例株式等納税猶予税額の計算			
① 同一の特定贈与者に係る各「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の金額の合計額			円
② 特別控除額（2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）			
③ ②の控除後の課税価格（①―②）（1,000円未満切捨て）			,000
④ ③に対する税額（③×20%）			
2 あん分後の特例株式等納税猶予税額の計算			
① 会社ごとの特例株式等納税猶予税額の計算			
会社名	特例株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）		円
イ	上記1の④×	イの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の金額 上記1の①欄の金額	00
ロ	上記1の④×	ロの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の金額 上記1の①欄の金額	00
ハ	上記1の④×	ハの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の金額 上記1の①欄の金額	00
ニ	上記1の④×	ニの会社の株式等に係る「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の金額 上記1の①欄の金額	00
② あん分後の特例株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ+ニ）			00

（令和元年分以降適用）

3 特例株式等納税猶予税額の合計額  
この欄は、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合は「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。

① 相続時精算課税の適用に係る特例株式等納税猶予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の4の④欄）の金額の合計額）	円	00
② 暦年課税の適用に係る特例株式等納税猶予税額（「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の4の④欄）の金額）	円	00
③ 合計（①+②）	円	00

（注）②欄の特例株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の②欄に記載します。

※ 税務管理理欄	入力	確認					
----------	----	----	--	--	--	--	--

※欄には記入しないでください。 (資5-11-16-A4税一) (令3.10)

改正後

改正前

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）

受贈者の氏名		贈与者の氏名	
私は、「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人に係る「2 経済的利益の明細」に掲げる経済的利益について、次の特例の適用を受けます。(※) (適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。)			
<input type="checkbox"/> 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）			
<input type="checkbox"/> 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）			
(※) 「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人の他の出資者の死亡に伴いその医療法人の持分の価額が増加した場合で、次の特例の適用を受ける場合には、上記の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び次の特例の「□」にレ印を記入します。			
<input type="checkbox"/> 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の11第1項）			
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。			
1 経済的利益に係る医療法人			
① 医療法人の名称等	名称	医療法人の整理番号	税務番号
② 厚生労働大臣の認定年月日			年 月 日
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限			年 月 日
④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。）			
<input type="checkbox"/> 私は、贈与者による①の医療法人の持分の放棄の時からこの贈与の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に定じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この贈与の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡をすることはありません。			
(※) 上記の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。			
2 経済的利益の明細			
医療法人の持分に係る経済的利益			
贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益	（受贈者が、贈与者による1の①の医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額等を記入します。）	放棄年月日	年 月 日
	経済的利益の価額 a		円
3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算			
① 2のa欄の価額	② 基礎控除額	③ ②の控除後の課税価格（①-②の金額） (1,000円未満切捨て)	④ 医療法人持分納税猶予税額等（③に対する税額） (100円未満切捨て)
円	1,100,000 円	,000 円	00 円
⑤ 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額			
イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 (⑤の金額を転記します。)	A	00 円
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額 (⑤の金額を転記します。)	B
	(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき (※ 以下の計算明細の各欄を記入します。)	医療法人持分税額控除額 (計算明細のa欄の金額を転記します。)	B
* 以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（3の⑤のロ）に該当する場合）に使用します。			
基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細			
4 医療法人の持分に関する事項			
① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式第7）の医療法人への提出年月日			年 月 日
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日			年 月 日
5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細			
医療法人の持分			
① 贈与者による持分の放棄の直前の持分	（受贈者が、贈与者による放棄の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額を記入します。）	持分の価額	b
		拠出年月日	年 月 日
② 基金拠出の直前の持分	（受贈者が、基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額等を記入します。）	持分の価額	c
6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算			
① 基金として拠出した額		d	円
② 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（c-d）			円
③ 5の「③ 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る経済的利益に相当する金額（c × a / (a + b)）			円
④ 医療法人持分税額控除額 （3の③×（②/③） <sup>(※)</sup> ）の金額 （※ 「②/③」の割合が1を超える場合（「②>③」の場合）には、3の③の金額）		e	円
※ 税務署整理欄	法人登録番号	-	入力
※欄には記入しないでください。（資5-11-8-A4統一）（令5.12）			

令和元年分以降適用

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）

受贈者の氏名		贈与者の氏名	
私は、「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人に係る「2 経済的利益の明細」に掲げる経済的利益について、次の特例の適用を受けます。(※) (適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します。)			
<input type="checkbox"/> 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）			
<input type="checkbox"/> 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）			
(※) 「1 経済的利益に係る医療法人」の①欄の医療法人の他の出資者の死亡に伴いその医療法人の持分の価額が増加した場合で、次の特例の適用を受ける場合には、上記の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び次の特例の「□」にレ印を記入します。			
<input type="checkbox"/> 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の11第1項）			
この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。			
1 経済的利益に係る医療法人			
① 医療法人の名称等	名称	医療法人の整理番号	税務番号
② 厚生労働大臣の認定年月日			年 月 日
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限			年 月 日
④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。）			
<input type="checkbox"/> 私は、贈与者による①の医療法人の持分の放棄の時からこの贈与の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に定じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この贈与の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡をすることはありません。			
(※) 上記の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。			
2 経済的利益の明細			
医療法人の持分に係る経済的利益			
贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益	（受贈者が、贈与者による1の①の医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額等を記入します。）	放棄年月日	年 月 日
	経済的利益の価額 a		円
3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算			
① 2のa欄の価額	② 基礎控除額	③ ②の控除後の課税価格（①-②の金額） (1,000円未満切捨て)	④ 医療法人持分納税猶予税額等（③に対する税額） (100円未満切捨て)
円	1,100,000 円	,000 円	00 円
⑤ 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額			
イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 (⑤の金額を転記します。)	A	00 円
ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額 (⑤の金額を転記します。)	B
	(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき (※ 以下の計算明細の各欄を記入します。)	医療法人持分税額控除額 (計算明細のa欄の金額を転記します。)	B
* 以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（3の⑤のロ）に該当する場合）に使用します。			
基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細			
4 医療法人の持分に関する事項			
① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式第7）の医療法人への提出年月日			年 月 日
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日			年 月 日
5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明細			
医療法人の持分			
① 贈与者による持分の放棄の直前の持分	（受贈者が、贈与者による放棄の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額を記入します。）	持分の価額	b
		拠出年月日	年 月 日
② 基金拠出の直前の持分	（受贈者が、基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた1の①の医療法人の持分の価額等を記入します。）	持分の価額	c
6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算			
① 基金として拠出した額		d	円
② 5の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（c-d）			円
③ 5の「③ 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち特例の適用に係る経済的利益に相当する金額（c × a / (a + b)）			円
④ 医療法人持分税額控除額 （3の③×（②/③） <sup>(※)</sup> ）の金額 （※ 「②/③」の割合が1を超える場合（「②>③」の場合）には、3の③の金額）		e	円
※ 税務署整理欄	法人登録番号	-	入力
※欄には記入しないでください。（資5-11-8-A4統一）（令3.10）			

令和元年分以降適用

## 改正後

## 《書きかた等》

- この計算書は、次の特例の適用を受ける場合に使用します。
  - 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）
  - 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）
  - 個人の死に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の11第1項）
 特例の選択に当たっては、適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します（③の特例の適用を受ける場合には、①又は②の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び③の特例の「□」にレ印を記入します。）。  
 なお、次に掲げる場合には、それぞれの医療法人及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」により医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
  - 異なる贈与者から同一の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
  - 異なる贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
  - 同一の贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
- 「1 経済的利益に係る医療法人」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。
  - ②欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行の期限を記入します。
  - ③欄は、贈与者による医療法人の持分の放棄の時からその放棄により受けた経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けないこと又はその医療法人の持分の譲渡をしないことを申告するためのものであり、この記載の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。  
 なお、この記載の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。
- 「2 経済的利益の明確」の記入に当たっての留意事項
 

「贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益」欄は、「放棄年月日」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄があった年月日を記入し、「経済的利益の価額」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を記入します。
- 上記1のイ、ロ又はハの場合に該当する場合には、次の「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の各欄の記入は不要です。その場合には、この計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額とこの計算書以外の計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額の合計額を「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入し、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
- 「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特別税率により計算します。
  - ②欄は、イ又はロの場合に応じて、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。  
 なお、ロの場合には、放棄の態様（(i)又は(ii)）に応じて、(i)に該当するときは①欄の金額を、(ii)に該当するときは①欄の金額に基づき算出したこの計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の④欄の金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した②欄のAの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分納税猶予税額」欄に、Bの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分税額控除額」欄に転記します。
- 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」については、受贈者が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（この計算書の3の⑤欄のロの(i)に該当する場合）に使用し、医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）を計算します。  
 なお、この計算書の3の⑤欄のイ又はロの(ii)に該当する場合には、この計算明細の4から6までの各欄の記入は不要です。
- 「4 医療法人の持分に関する事項」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、受贈者が医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第56号）附則様式第7）の提出年月日を記入します。
  - ②欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- 「5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明確」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄の「持分の価額」（b）欄には、受贈者が贈与者による放棄の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
  - ②欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときのその拠出した年月日を記入し、「持分の価額」（c）欄には、受贈者が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
- 「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときその拠出した額を記入します。
  - ②欄は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の④欄の金額に、②欄の金額が③欄の金額に占める割合を乗じて計算します。なお、その割合が1を超える場合には、その割合を1として計算します。  
 また、その算出した医療法人持分税額控除額（e）は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の⑤欄のロの(ii)のB欄に転記します。

## 改正前

## 《書きかた等》

- この計算書は、次の特例の適用を受ける場合に使用します。
  - 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の9第1項）
  - 医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）
  - 個人の死に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例（租税特別措置法第70条の7の11第1項）
 特例の選択に当たっては、適用を受ける特例の「□」にレ印を記入します（③の特例の適用を受ける場合には、①又は②の特例のうち適用を受けることを選択する特例及び③の特例の「□」にレ印を記入します。）。  
 なお、次に掲げる場合には、それぞれの医療法人及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」により医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
  - 異なる贈与者から同一の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
  - 異なる贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
  - 同一の贈与者から複数の医療法人の持分に係る経済的利益を贈与により受けている場合
- 「1 経済的利益に係る医療法人」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。
  - ②欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行の期限を記入します。
  - ③欄は、贈与者による医療法人の持分の放棄の時からその放棄により受けた経済的利益に係る贈与税の申告期限までの間に、その医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けないこと又はその医療法人の持分の譲渡をしないことを申告するためのものであり、この記載の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。  
 なお、この記載の内容に該当しない場合には、特例の適用を受けることができません。
- 「2 経済的利益の明確」の記入に当たっての留意事項
 

「贈与者による持分の放棄により受けた経済的利益」欄は、「放棄年月日」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄があった年月日を記入し、「経済的利益の価額」欄には、贈与者による医療法人の持分の放棄により受けた経済的利益の価額を記入します。
- 上記1のイ、ロ又はハの場合に該当する場合には、次の「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の各欄の記入は不要です。その場合には、この計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額とこの計算書以外の計算書の「経済的利益の価額」（a）欄の金額の合計額を「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入し、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を計算します。
- 「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特別税率により計算します。
  - ②欄は、イ又はロの場合に応じて、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。  
 なお、ロの場合には、放棄の態様（(i)又は(ii)）に応じて、(i)に該当するときは①欄の金額を、(ii)に該当するときは①欄の金額に基づき算出したこの計算書の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の④欄の金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した②欄のAの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分納税猶予税額」欄に、Bの金額は「申告書第一表」の「医療法人持分税額控除額」欄に転記します。
- 「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」については、受贈者が基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（この計算書の3の⑤欄のロの(i)に該当する場合）に使用し、医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）を計算します。  
 なお、この計算書の3の⑤欄のイ又はロの(ii)に該当する場合には、この計算明細の4から6までの各欄の記入は不要です。
- 「4 医療法人の持分に関する事項」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、受贈者が医療法人の持分の放棄をした際に、その医療法人に提出した「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第56号）附則様式第7）の提出年月日を記入します。
  - ②欄は、医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- 「5 基金拠出型医療法人へ移行をした医療法人の持分の明確」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄の「持分の価額」（b）欄には、受贈者が贈与者による放棄の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
  - ②欄の「拠出年月日」欄には、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときその拠出した年月日を記入し、「持分の価額」（c）欄には、受贈者が基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していた医療法人の持分の価額を記入します。
- 「6 医療法人持分税額控除額（放棄相当贈与税額）の計算」の記入に当たっての留意事項
  - ①欄は、医療法人が基金拠出型医療法人への移行をした場合において、受贈者がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したときその拠出した額を記入します。
  - ②欄は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の④欄の金額に、②欄の金額が③欄の金額に占める割合を乗じて計算します。なお、その割合が1を超える場合には、その割合を1として計算します。  
 また、その算出した医療法人持分税額控除額（e）は、「3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算」の⑤欄のロの(ii)のB欄に転記します。

## 改正後

## 事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕

特例事業受贈者の氏名		この計算書は、特例事業受贈者に該当する人が暦年課税を適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。 この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。
贈与者の氏名		

私は、特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕の「1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項）」の適用を受けます。

（令和元年分以降適用）

1 特定事業用資産に係る事業				
① 屋号		⑤ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 業種名			確認年月日	年 月 日
③ 特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年 月 日		確認番号	
④ 特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年 月 日	⑦ 円簿化法の認定の状況	認定年月日	年 月 日
⑤ 贈与時における常時使用従業員数	人		認定番号	

(注) 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合は①欄及び②欄は、主たるものを記載します。

2 事業用資産納税猶予税額の計算		
(注) この計算書を2以上作成する場合には、納税猶予税額の計算は「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により行い、この欄への記入は不要です。		
① 特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕「C」の価額		円
② 基礎控除額	1,100,000	
③ ①-②の金額（1,000円未満切り捨て）	,000	
④ ③に対する税額（事業用資産納税猶予税額）（100円未満切り捨て）	00	

3 特例受贈事業用資産の内訳等			
この欄は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第14項の規定に基づき、「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「4」をご覧ください。			
贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額の合計額
・			円
・			
・			

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

4 最初の特例の適用に関する事項			
この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

※ 税務署整理欄 入力 確認

※欄には記入しないでください。

(資5-11-18-A4統一)(令5.12)

## 改正前

## 事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕

特例事業受贈者の氏名		この計算書は、特例事業受贈者に該当する人が暦年課税を適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。 この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。
贈与者の氏名		

私は、特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕の「1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項）」の適用を受けます。

（令和元年分以降適用）

1 特定事業用資産に係る事業				
① 屋号		⑤ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 業種名			確認年月日	年 月 日
③ 特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年 月 日		確認番号	
④ 特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年 月 日	⑦ 円簿化法の認定の状況	認定年月日	年 月 日
⑤ 贈与時における常時使用従業員数	人		認定番号	

(注) 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合は①欄及び②欄は、主たるものを記載します。

2 事業用資産納税猶予税額の計算		
(注) この計算書を2以上作成する場合には、納税猶予税額の計算は「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により行い、この欄への記入は不要です。		
① 特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕「C」の価額		円
② 基礎控除額	1,100,000	
③ ①-②の金額（1,000円未満切り捨て）	,000	
④ ③に対する税額（事業用資産納税猶予税額）（100円未満切り捨て）	00	

3 特例受贈事業用資産の内訳等			
この欄は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第14項の規定に基づき、「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「4」をご覧ください。			
贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額の合計額
・			円
・			
・			

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

4 最初の特例の適用に関する事項			
この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

※ 税務署整理欄 入力 確認

※欄には記入しないでください。

(資5-11-18-A4統一)(令2.10)

## 改正後

《書きかた等》

- 1 この計算書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。  
なお、この特例の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
- 2 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑤欄の「常時使用従業員数」は、特定事業用資産に係る事業に従事する従業員であって次に該当する者の数を記入してください。
- イ 厚生年金保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
- ロ 船員保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限ります。）
- ハ 健康保険法に規定する被保険者（保険者等の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
- ニ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者で2か月を超える雇用契約を締結しているもの（イからハまでに掲げる者を除きます。）
- (2) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑦欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の確認を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- 3 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の④欄に転記します。なお、この計算書及び「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」をいずれも作成して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」の3の①欄に転記します。
- 4 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）ごとに、その贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額（この計算書に係る「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」に記載された価額）の合計額を記入します。
- 5 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (2) ③欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (3) ④欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

## 改正前

《書きかた等》

- 1 この計算書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。  
なお、この特例の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
- 2 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑤欄の「常時使用従業員数」は、特定事業用資産に係る事業に従事する従業員であって次に該当する者の数を記入してください。
- イ 厚生年金保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
- ロ 船員保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限ります。）
- ハ 健康保険法に規定する被保険者（保険者等の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
- ニ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者で2か月を超える雇用契約を締結しているもの（イに掲げる者を除きます。）
- (2) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑦欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の確認を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- 3 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の④欄に転記します。なお、この計算書及び「事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕」をいずれも作成して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」の3の①欄に転記します。
- 4 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）ごとに、その贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額（この計算書に係る「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」に記載された価額）の合計額を記入します。
- 5 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (2) ③欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (3) ④欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

改正後

改正前

事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕

事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕

特例事業受贈者の氏名		この計算書は、特例事業受贈者に該当する人が相続時精算課税を適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。 この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。
贈与者の氏名		

特例事業受贈者の氏名		この計算書は、特例事業受贈者に該当する人が相続時精算課税を適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。 この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。
贈与者の氏名		

私は、特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕の「1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項）」の適用を受けます。

私は、特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕の「1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項）」の適用を受けます。

1 特定事業用資産に係る事業						
① 屋号		⑤ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年	月	日
② 業種名			確認年月日	年	月	日
③ 特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年 月 日		確認番号			
④ 特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年 月 日	⑦ 円簿化法の認定の状況	認定年月日	年	月	日
⑤ 贈与の時の常時使用従業員数	人		認定番号			

(注) 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。

1 特定事業用資産に係る事業						
① 屋号		⑤ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年	月	日
② 業種名			確認年月日	年	月	日
③ 特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年 月 日		確認番号			
④ 特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年 月 日	⑦ 円簿化法の認定の状況	認定年月日	年	月	日
⑤ 贈与の時の常時使用従業員数	人		認定番号			

(注) 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。

2 事業用資産納税猶予税額の計算		
① 特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕「C」の価額		円
② 特別控除額（2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）		
③ ①―②の金額（1,000円未満切捨て）		,000
④ ③に対する税額（③×20%）（事業用資産納税猶予税額）（100円未満切捨て）		00

2 事業用資産納税猶予税額の計算		
① 特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕「C」の価額		円
② 特別控除額（2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）		
③ ①―②の金額（1,000円未満切捨て）		,000
④ ③に対する税額（③×20%）（事業用資産納税猶予税額）（100円未満切捨て）		00

3 特例受贈事業用資産の内訳等  
この欄は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第14項の規定に基づき、特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「4」をご覧ください。

贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額の合計額
・	・	・	円
・	・	・	
・	・	・	

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

3 特例受贈事業用資産の内訳等  
この欄は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第14項の規定に基づき、特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「4」をご覧ください。

贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額の合計額
・	・	・	円
・	・	・	
・	・	・	

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

4 最初の特例の適用に関する事項  
この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

4 最初の特例の適用に関する事項  
この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

※ 税務署整理欄 入力 確認  
※欄には記入しないでください。 (資5-11-20-A4統一) (令5.12)

※ 税務署整理欄 入力 確認  
※欄には記入しないでください。 (資5-11-20-A4統一) (令2.10)

(令和元年分以降用)

(令和元年分以降用)

## 改正後

## 《書きかた等》

- 1 この計算書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」を使用してください。
- なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」を使用してください。
- また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により納税猶予税額の合計額を計算してください。
- 2 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑤欄の「常時使用従業員数」は、特定事業用資産に係る事業に従事する従業員であって次に該当する者の数を記入してください。
- イ 厚生年金保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
- ロ 船員保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限ります。）
- ハ 健康保険法に規定する被保険者（保険者等の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
- ニ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者で2か月を超える雇用契約を締結しているもの（イからハまでに掲げる者を除きます。）
- (2) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同令第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑦欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- 3 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- ④欄の算出された納税猶予税額は「申告書第一表」の⑨欄に転記します。
- なお、この計算書を2以上作成する場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」を使用し、④欄の金額とこの計算書以外の「事業用資産納税猶予税額の計算書（相続時精算課税）」の④欄の金額との合計額を「2 相続時精算課税を適用する事業用資産納税猶予税額」のB欄に記入します。
- また、この計算書及び「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」をいずれも作成して納税猶予税額の計算を行う場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」を使用し、④欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」の3の②欄に転記します。
- 4 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）ごとに、その贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額（この計算書に係る「特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕」に記載された価額）の合計額を記入します。
- 5 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (2) ③欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (3) ④欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

## 改正前

## 《書きかた等》

- 1 この計算書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8）」の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」を使用してください。
- なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」を使用してください。
- また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により納税猶予税額の合計額を計算してください。
- 2 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑤欄の「常時使用従業員数」は、特定事業用資産に係る事業に従事する従業員であって次に該当する者の数を記入してください。
- イ 厚生年金保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
- ロ 船員保険法に規定する被保険者（厚生労働大臣の確認があった者に限ります。）
- ハ 健康保険法に規定する被保険者（保険者等の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。）
- ニ 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者で2か月を超える雇用契約を締結しているもの（イに掲げる者を除きます。）
- (2) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同令第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑦欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- 3 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- ④欄の算出された納税猶予税額は「申告書第一表」の⑨欄に転記します。
- なお、この計算書を2以上作成する場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」を使用し、④欄の金額とこの計算書以外の「事業用資産納税猶予税額の計算書（相続時精算課税）」の④欄の金額との合計額を「2 相続時精算課税を適用する事業用資産納税猶予税額」のB欄に記入します。
- また、この計算書及び「事業用資産納税猶予税額の計算書（暦年課税）」をいずれも作成して納税猶予税額の計算を行う場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」を使用し、④欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」の3の②欄に転記します。
- 4 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）ごとに、その贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額（この計算書に係る「特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕」に記載された価額）の合計額を記入します。
- 5 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (2) ③欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (3) ④欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

改正後

改正前

事業用資産納税猶予税額の計算書(別表)

事業用資産納税猶予税額の計算書(別表)

特例事業受贈者の氏名		この別表は、「事業用資産納税猶予税額の計算書(暦年課税)」若しくは「事業用資産納税猶予税額の計算書(相続時精算課税)」を2以上作成する場合は「事業用資産納税猶予税額の計算書(暦年課税)」及び「事業用資産納税猶予税額の計算書(相続時精算課税)」をいずれも作成する場合には使用します。	
1 暦年課税を適用する事業用資産納税猶予税額の計算 この欄は、「事業用資産納税猶予税額の計算書(暦年課税)」を2以上作成する場合には記入します。			
(1) あん分前の事業用資産納税猶予税額の計算			
① 各「特定事業用資産等の明細書(暦年課税)」の「C」欄の価額の合計額		円	
② 基礎控除額		1,100,000	
③ ②の控除後の課税価格(①-②)(1,000円未満切捨て)		,000	
④ ③に対する税額(申告書第一表(採用)の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特別税率により計算します。)			
(2) あん分後の事業用資産納税猶予税額の計算			
① 贈与者ごとの事業用資産納税猶予税額の計算			
	贈与者の氏名	事業用資産納税猶予税額の計算(100円未満切捨て)	円
イ	上記1の④×	イの贈与者に係る「特定事業用資産等の明細書(暦年課税)」の「C」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	00
ロ	上記1の④×	ロの贈与者に係る「特定事業用資産等の明細書(暦年課税)」の「C」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	00
ハ	上記1の④×	ハの贈与者に係る「特定事業用資産等の明細書(暦年課税)」の「C」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	00
② あん分後の事業用資産納税猶予税額(イ+ロ+ハ)			A 00
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産納税猶予税額を記載し添付してください。 2 A欄の金額を3の①欄に記載します。			
2 相続時精算課税を適用する事業用資産納税猶予税額の計算 この欄は、「事業用資産納税猶予税額の計算書(相続時精算課税)」を2以上作成する場合には記入します。			
各「事業用資産納税猶予税額の計算書(相続時精算課税)」の2の④欄の金額の合計額		円	B 00
(注) B欄の金額を3の②欄に記載します。			
3 事業用資産納税猶予税額の合計額			
① 暦年課税の適用に係る事業用資産納税猶予税額(Aの金額)		円	00
② 相続時精算課税の適用に係る事業用資産納税猶予税額(Bの金額)			00
③ 合計(①+②)			00
(注) ③欄の事業用資産納税猶予税額を「申告書第一表」の④欄に記載します。			
※ 税務署整理欄	入力	確認	

(令和元年分以降適用)

※欄には記入しないでください。

(資5-11-22-A4統一)(各5.12)

特例事業受贈者の氏名		この別表は、「事業用資産納税猶予税額の計算書(暦年課税)」若しくは「事業用資産納税猶予税額の計算書(相続時精算課税)」を2以上作成する場合は「事業用資産納税猶予税額の計算書(暦年課税)」及び「事業用資産納税猶予税額の計算書(相続時精算課税)」をいずれも作成する場合には使用します。	
1 暦年課税を適用する事業用資産納税猶予税額の計算 この欄は、「事業用資産納税猶予税額の計算書(暦年課税)」を2以上作成する場合には記入します。			
(1) あん分前の事業用資産納税猶予税額の計算			
① 各「特定事業用資産等の明細書(暦年課税)」の「C」欄の価額の合計額		円	
② 基礎控除額		1,100,000	
③ ②の控除後の課税価格(①-②)(1,000円未満切捨て)		,000	
④ ③に対する税額(申告書第一表(採用)の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特別税率により計算します。)			
(2) あん分後の事業用資産納税猶予税額の計算			
① 贈与者ごとの事業用資産納税猶予税額の計算			
	贈与者の氏名	事業用資産納税猶予税額の計算(100円未満切捨て)	円
イ	上記1の④×	イの贈与者に係る「特定事業用資産等の明細書(暦年課税)」の「C」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	00
ロ	上記1の④×	ロの贈与者に係る「特定事業用資産等の明細書(暦年課税)」の「C」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	00
ハ	上記1の④×	ハの贈与者に係る「特定事業用資産等の明細書(暦年課税)」の「C」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	00
② あん分後の事業用資産納税猶予税額(イ+ロ+ハ)			A 00
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産納税猶予税額を記載し添付してください。 2 A欄の金額を3の①欄に記載します。			
2 相続時精算課税を適用する事業用資産納税猶予税額の計算 この欄は、「事業用資産納税猶予税額の計算書(相続時精算課税)」を2以上作成する場合には記入します。			
各「事業用資産納税猶予税額の計算書(相続時精算課税)」の2の④欄の金額の合計額		円	B 00
(注) B欄の金額を3の②欄に記載します。			
3 事業用資産納税猶予税額の合計額			
① 暦年課税の適用に係る事業用資産納税猶予税額(Aの金額)			00
② 相続時精算課税の適用に係る事業用資産納税猶予税額(Bの金額)			00
③ 合計(①+②)			00
(注) ③欄の事業用資産納税猶予税額を「申告書第一表」の④欄に記載します。			
※ 税務署整理欄	入力	確認	

(令和元年分以降適用)

※欄には記入しないでください。

(資5-11-22-A4統一)(各3.6)

改正後

改正前

□□□-□□□□

年分贈与税 通知書 (通知用)
及び加算税の賦課決定通知書

住所
氏名

第 号
令和 年 月 日
税務署長

年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり
及び加算税の賦課決定をします。

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

Table with columns for '納付すべき税額', '納付すべき本税の額', '納税額控除後の額', and '納付すべき本税の額'. Includes checkboxes for '納付すべき税額及び建増税' and '既に納付した税額'.

○課税標準等及び税額等の計算明細

Table with columns: 区, 分, 当初課税額(額), 額, 増減(△)差額. Rows include '贈与財産の価額の合計額', '配当者控除額', '贈与税額', '基礎控除額', '控除後の課税価格', '外国税額控除額', '医療法人持分税額控除額', '差し税額', '相続時精算課税', '課税価格の合計額', '差し税額の合計額', '農地等納税額', '株式等納税額', '特例株式等納税額', '医療法人持分納税額', '事業用資産納税額', '申告期限までに納付すべき税額'.

○加算税の額の計算明細

Table with columns: 課税標準, 加算税の率, 加算税の額, 課税標準, 加算税の率, 加算税の額, 減少する額. Rows include '課税標準', '加算税の率', '加算税の額', '課税標準', '加算税の率', '加算税の額', '減少する額'.

○この通知に係る処分理由

Blank space for reasons.

○この要止又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その課税等を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納税
期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

□□□-□□□□

年分贈与税 通知書 (通知用)
及び加算税の賦課決定通知書

住所
氏名

第 号
令和 年 月 日
税務署長

年分贈与税及びその加算税について、下記のとおり
及び加算税の賦課決定をします。

○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額

Table with columns for '納付すべき税額', '納付すべき本税の額', '納税額控除後の額', and '納付すべき本税の額'. Includes checkboxes for '納付すべき税額及び建増税' and '既に納付した税額'.

○課税標準等及び税額等の計算明細

Table with columns: 区, 分, 当初課税額(額), 額, 増減(△)差額. Rows include '贈与財産の価額の合計額', '配当者控除額', '贈与税額', '基礎控除額', '控除後の課税価格', '外国税額控除額', '医療法人持分税額控除額', '差し税額', '相続時精算課税', '課税価格の合計額', '差し税額の合計額', '農地等納税額', '株式等納税額', '特例株式等納税額', '医療法人持分納税額', '事業用資産納税額', '申告期限までに納付すべき税額'.

○加算税の額の計算明細

Table with columns: 課税標準, 加算税の率, 加算税の額, 課税標準, 加算税の率, 加算税の額, 減少する額. Rows include '課税標準', '加算税の率', '加算税の額', '課税標準', '加算税の率', '加算税の額', '減少する額'.

○この通知に係る処分理由

Blank space for reasons.

○この要止又は決定が申告期限から1年を経過してされた場合で、その課税等を一時に納付す
ることができないと認められるときは、原則として納税期限内にされた申請により、1年以内
の期間、納税の猶予が認められます。

改正後

改正前

相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

あなたが、被相続人... 贈与税及び加算税の額... 通知書及び加算税の賦課決定通知書の「この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、第901条《代襲相続人の相続分》、第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき・減少する本税の額」欄の税額

Table with columns: 区分, 当初課税額, 額, 納付すべき減少する, 本税の額. Includes a row for 'あなたの相続分'.

(注) 「差引税額の合計額」は、「年分贈与税通知書及び加算税の賦課決定通知書の「課税標準等及び税額等の計算明細」の「差引税額の合計額（納付すべき税額）(⑧+⑨)」欄の金額をいいます。

2 「納付すべき・減少する加算税の額」欄の税額

(1) 上記1の税額の内訳 (注)

Table with columns: 区分, 賦課決定分, 変更決定後の賦課決定分. Rows include '申告加算税に対応する本税の額', '重加算税に対応する本税の額', '上記以外の本税の額'.

(注) イからハ（変更決定の場合はニからヘ）のうち複数の区分に対応する税額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)」により各金額を計算しています。

(2) 「納付すべき・減少する加算税の額」の計算

Large calculation table with columns: 課税決定額 (A, B, C), 変更決定後の課税決定額 (D, E, F), 納付すべき減少する額. Includes rows for '通常分', '加算税の基礎となる税額', '加算税の割合', '重加算税'.

(注) イ、ロ、ニ及びホの各「加算税の基礎となる税額」は、上記1)の本税の額について10,000円未満の端数を切り捨てたものです。なお、③欄から⑤欄までにおける各「加算税の基礎となる税額」は、上記1)のイ又はニの金額に国税通則法第66条第3項の「累積納付税額」を加算した金額を基礎に同項の規定により計算しています。

3 「納税猶予税額控除後の納付すべき・減少する本税の額」欄の税額

Table with columns: 区分, 当初課税額, 額, 納付すべき減少する, 本税の額. Includes a row for 'あなたの相続分'.

(注) 「申告期限までに納付すべき税額」は、「年分贈与税通知書及び加算税の賦課決定通知書の「課税標準等及び税額等の計算明細」の「申告期限までに納付すべき税額（⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮）」欄の金額をいいます。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

(資5-61-1-A4統一)

(通知用)

相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について

あなたが、被相続人... 贈与税及び加算税の額... 通知書及び加算税の賦課決定通知書の「この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき 本税の額」欄の税額

Table with columns: 区分, 当初課税額, 額, 納付すべき減少する, 本税の額. Includes a row for 'あなたの相続分'.

(注) 「差引税額の合計額」は、「年分贈与税通知書及び加算税の賦課決定通知書の「課税標準等及び税額等の計算明細」の「差引税額の合計額（納付すべき税額）(⑧+⑨)」欄の金額をいいます。

2 「納付すべき 加算税の額」欄の税額

(1) 上記1の税額の内訳 (注)

Table with columns: 区分, 賦課決定分, 変更決定後の賦課決定分. Rows include '申告加算税に対応する本税の額', '重加算税に対応する本税の額', '上記以外の本税の額'.

(注) イからハ（変更決定の場合はニからヘ）のうち複数の区分に対応する税額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)」により各金額を計算しています。

(2) 「納付すべき 加算税の額」の計算

Table with columns: 区分, 課税決定額, 変更決定後の課税決定額, 納付すべき減少する額. Includes rows for '通常分', '加算税の基礎となる税額', '加算税の割合', '重加算税'.

(注) 上記の加算税の基礎となる税額は、上記2)1)の本税の額について10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予税額控除後の納付すべき 本税の額」欄の税額

Table with columns: 区分, 当初課税額, 額, 納付すべき減少する, 本税の額. Includes a row for 'あなたの相続分'.

(注) 「申告期限までに納付すべき税額」は、「年分贈与税通知書及び加算税の賦課決定通知書の「課税標準等及び税額等の計算明細」の「申告期限までに納付すべき税額（⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮）」欄の金額をいいます。

( ) 枚のうち ( ) 枚目

(資5-61-1-A4統一)

(通知用)

改正後

令和 年分贈与税 通知書  
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)  
〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

氏名 殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。  
課税標準等の計算明細の③欄又は④欄の金額は、「令和5年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1 暦年課税分」欄、又は「令和5年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。  
なお、③欄又は④欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額( 額)	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額 1	①		
住宅取得等資金の合計額 2	②		
住宅資金非課税限度額	③		
令和4年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	④		
住宅資金非課税限度額の残額 ( ③ - ④ )	⑤		
①のうち非課税の適用を受ける金額	⑥		
②のうち非課税の適用を受ける金額	⑦		
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ⑥ + ⑦ )	⑧		
①のうち課税価格に算入される金額 ( ① - ⑥ )	⑨		
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑦ )	⑩		

( )枚のうち( )枚目

(資5-23-3-1-A4統一)

改正前

令和 年分贈与税 通知書  
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)  
〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

氏名 殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。  
課税標準等の計算明細の③欄又は④欄の金額は、「令和4年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1 暦年課税分」欄、又は「令和4年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。  
なお、③欄又は④欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額( 額)	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額 1	①		
住宅取得等資金の合計額 2	②		
住宅資金非課税限度額	③		
①のうち非課税の適用を受ける金額	④		
②のうち非課税の適用を受ける金額	⑤		
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ④ + ⑤ )	⑥		
①のうち課税価格に算入される金額 ( ① - ④ )	⑦		
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑤ )	⑧		

( )枚のうち( )枚目

(資6-23-3-1-A4統一)

(第一表の二) (令和5年分用)

(第一表の二) (令和4年分用)

改正後

改正前

令和 年分贈与税 通知書  
及び加算税の課税決定通知書 (通知用)  
〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

令和 年分贈与税 通知書  
及び加算税の課税決定通知書 (通知用)  
〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。  
課税標準等の計算明細の出欄又は出欄の金額は、「令和5年分贈与税 通知書及び加算税の課税決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 暦年課税分」欄、又は「令和5年分贈与税 通知書及び加算税の課税決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。  
なお、⑦欄又は⑧欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。  
課税標準等の計算明細の出欄又は出欄の金額は、「令和4年分贈与税 通知書及び加算税の課税決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 暦年課税分」欄、又は「令和4年分贈与税 通知書及び加算税の課税決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。  
なお、⑦欄又は⑧欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

（第一表の三）（令和5年分用）

（第一表の三）（令和4年分用）

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額( 額 )	額	増減(Δ)差額
住宅取得等資金の合計額 1 ①			
住宅取得等資金の合計額 2 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
令和4年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 ④			
住宅資金非課税限度額の残額 ( ③ - ④ ) ⑤			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑥			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦			
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ⑥ + ⑦ ) ⑧			
①のうち課税価格に算入される金額 ( ① - ⑥ ) ⑨			
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑦ ) ⑩			

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額( 額 )	額	増減(Δ)差額
住宅取得等資金の合計額 1 ①			
住宅取得等資金の合計額 2 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ④			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑤			
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ④ + ⑤ ) ⑥			
①のうち課税価格に算入される金額 ( ① - ④ ) ⑦			
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑤ ) ⑧			

改正後

改正前

教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第20項の規定に基づく通知書

教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第18項の規定に基づく通知書

第 号  
令和 年 月 日

第 号  
令和 年 月 日

〒  
所在地  
名称 殿

〒  
所在地  
名称 殿

税務署長 印

税務署長 印

下記1の受贈者について、下記2の事実を把握したことから、租税特別措置法第70条の2の2第20項の規定に基づき通知します。

下記1の受贈者について、下記2の事実を把握したことから、租税特別措置法第70条の2の2第18項の規定に基づき通知します。

記

記

1	受贈者	ふりがな		
		氏名		
		住所又は居所		
		生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	
2	事実 (該当する項目に「✓」を付します。)	イ 受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと (i) 教育資金の支払に充てられていない金銭の額 円 (ii) (i)のうち、租税特別措置法第70条の2の2第2項第1号ロに規定する学校等以外の者に支払われた金銭の額 円 (iii) 記録の訂正が必要となる年分 年分	<input type="checkbox"/>	
		ロ 受贈者の教育資金非課税申告書等が2以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること (i) 上記の事項に該当する申告書 申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
		ハ 受贈者の教育資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が1,500万円を超えていること (i) 上記の事項に該当する申告書 申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
		ニ 受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年(贈与年)の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超えていること (i) 贈与年に提出された申告書 申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
		ホ 受贈者の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えたこと (i) 上記の事実に係る贈与者の氏名 (ii) 贈与者が死亡した年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
		ヘ 受贈者の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円以下となったこと (i) 上記の事実に係る贈与者の氏名 (ii) 贈与者が死亡した年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
		(摘要)		

1	受贈者	ふりがな	
		氏名	
		住所又は居所	
		生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
2	事実 (該当する項目に「✓」を付します。)	イ 受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと (i) 教育資金の支払に充てられていない金銭の額 円 (ii) (i)のうち、租税特別措置法第70条の2の2第2項第1号ロに規定する学校等以外の者に支払われた金銭の額 円 (iii) 記録の訂正が必要となる年分 年分	<input type="checkbox"/>
		ロ 受贈者の教育資金非課税申告書等が2以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること (i) 上記の事項に該当する申告書 申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>
		ハ 受贈者の教育資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が1,500万円を超えていること (i) 上記の事項に該当する申告書 申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>
		ニ 受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年(贈与年)の前年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超えていること (i) 贈与年に提出された申告書 申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 年 月 日	<input type="checkbox"/>
		(摘要)	

(注) 1 上記2のイに該当する場合には、租税特別措置法第70条の2の2第21項に基づき、同条第10項に規定する記録を訂正してください。  
 2 上記2のロ又はハに該当する場合には、ロ又はハに掲げる申告書は同条第6項の規定に反して提出又は受理された効力を有しない申告書と認められます。  
 3 上記2のニに該当する場合には、ニに掲げる申告書は同条第1項ただし書又は第4項ただし書の規定により、効力を有しない申告書と認められます。  
 4 上記2のホ又はヘに該当する場合には、同条第21項に基づき、同条第12項第3号に規定する記録の訂正が必要な場合があります。

(注) 1 上記2のイに該当する場合には、租税特別措置法第70条の2の2第19項に基づき、同条第10項に規定する記録を訂正してください。  
 2 上記2のロ又はハに該当する場合には、ロ又はハに掲げる申告書は同条第6項の規定に反して提出又は受理された効力を有しない申告書と認められます。  
 3 上記2のニに該当する場合には、ニに掲げる申告書は同条第1項ただし書又は第4項ただし書の規定により、効力を有しない申告書と認められます。

## 改 正 後

教育資金非課税に関する租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 20 項の規定に基づく通知書  
(通知用)

## ○ 使用目的

この通知書は、租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 20 項各号に掲げる事実を把握した場合に、取扱金融機関の営業所等の長に対し、その旨及び租税特別措置法施行規則第 23 条の 5 の 3 第 25 項第 1 号から第 4 号までに規定する事項を通知するために使用するものである。

## 改 正 前

教育資金非課税に関する租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 18 項の規定に基づく通知書  
(通知用)

## ○ 使用目的

この通知書は、租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 18 項各号に掲げる事実を把握した場合に、取扱金融機関の営業所等の長に対し、その旨及び租税特別措置法施行規則第 23 条の 5 の 3 第 23 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

税務署  
令和 年 月 日提出

名簿番号

## 買換（代替）資産の明細書

住所			
フリガナ	( )		
氏名	電話番号		

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

**1 特例適用条文**  
 〔租税特別措置法〕 第 条 第 項  
 〔震災特例法〕

**2 譲渡した資産の明細**

所在地			
資産の種類	数量	㎡	
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

**3 買い換える（取得する）予定の資産の明細**

資産の種類	数量	㎡	
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 第 号 (23区・23区以外の集約地域・集約地域以外の地域 (主たる事務所資産)) 第 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 号 (中高層の耐火共同住宅) 2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の 第 号 ( )		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付記事項			

(注) 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士

電話番号

(資6-8-4-A4統一)  
R5.11

税務署  
令和 年 月 日提出

名簿番号

## 買換（代替）資産の明細書

住所			
フリガナ	( )		
氏名	電話番号		

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

**1 特例適用条文**  
 〔租税特別措置法〕 第 条 第 項  
 〔震災特例法〕

**2 譲渡した資産の明細**

所在地			
資産の種類	数量	㎡	
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

**3 買い換える（取得する）予定の資産の明細**

資産の種類	数量	㎡	
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 第 号 (23区・23区以外の集約地域・集約地域以外の地域 (主たる事務所資産)) 第 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 号 (中高層の耐火共同住宅) 2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の 第 号 ( )		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付記事項			

(注) 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士

電話番号

(資6-8-4-A4統一)  
R4.11

## 改正後

## 買換（代替）資産の明細書

## 1 使用目的

この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

## 2 記載要領等

- (1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する取得資産の所在地又は種類を○で囲むか、該当する号数を記載します。
- なお、措置法第37条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける場合で、個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等の買換え（東京都23区の地域内から集中地域以外の地域内にある資産への買換え又は集中地域以外の地域内から東京都23区の地域内にある資産への買換えの場合に限り。）のときには、括弧内の「主たる事務所資産」を○で囲みます。
- また、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「復興推進区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。
- ① 「復興推進区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいいます。
- 2 「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含みます。以下同じです。）又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。
- (3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第19項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

## 改正前

## 買換（代替）資産の明細書

## 1 使用目的

この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

## 2 記載要領等

- (1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。
- なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「復興推進区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。
- ① 「復興推進区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいいます。
- 2 「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。
- (3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第19項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

改 正 後

改 正 前

名簿番号

名簿番号

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

国税庁受取印

	申請者	住所	〒	
税務署長	フリガナ	氏名	電	( )
令和 年 月 日提出			話	

〔租税特別措置法  
震災特例法〕 第 条 第 項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類	数	量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	数	量	㎡
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 第 3 号 (2) 区・23区以外の東京地域・東京地域以外の地域 (主たる事業所所在地) (2) 第37条の5第1項の表の 第 1 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 2 号 (中高層の耐火共同住宅) 2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第 号 ( )		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
		認定を受けようとする年月日	年 月 日
やむを得ない事情の詳細			

関与税理士		電話番号
-------	--	------

国税庁受取印

	申請者	住所	〒	
税務署長	フリガナ	氏名	電	( )
令和 年 月 日提出			話	

〔租税特別措置法  
震災特例法〕 第 条 第 項に規定する譲渡所得の課税の特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類	数	量	㎡
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	数	量	㎡
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 号 第 4 号 (2) 区・23区以外の東京地域・東京地域以外の地域 第 1 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 2 号 (中高層の耐火共同住宅) 2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第 号 ( )		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
		認定を受けようとする年月日	年 月 日
やむを得ない事情の詳細			

関与税理士		電話番号
-------	--	------

## 改 正 後

## 改 正 前

## やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

## やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

## 1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

## 1 使用目的

この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

## 2 記載要領等

- (1) 「租税特別措置法」  
「震災特例法」欄については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する取得資産の所在地又は種類を○で囲むか、該当する号数を記載します。
- なお、措置法第37条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける場合で、個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等の買換え（東京都23区の地域内から集中地域以外の地域内にある資産への買換え又は集中地域以外の地域内から東京都23区の地域内にある資産への買換えの場合に限ります。）のときには、括弧内の「主たる事務所資産」を○で囲みます。
- また、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「復興推進区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。
- (注)1 「復興推進区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいいます。  
2 「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含みます。以下同じです。）又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。
- (3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。
- (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

## 2 記載要領等

- (1) 「租税特別措置法」  
「震災特例法」欄については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。
- なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「復興推進区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。
- (注)1 「復興推進区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいいます。  
2 「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。
- (3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。
- (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

改 正 後

改 正 前

申請は  
郵送で  
可なり  
送付日付印の年月日 印刷 年分 名簿番号  
年 月 日

申請は  
郵送で  
可なり  
送付日付印の年月日 印刷 年分 名簿番号  
年 月 日

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

税務署受付印

住所 〒

年分  
申告時の  
住所

フリガナ

氏名

税務署長

令和 年 月 日提出

申請者

電話 ( )

【特定非常災害用】

税務署受付印

住所 〒

年分  
申告時の  
住所

フリガナ

氏名

税務署長

令和 年 月 日提出

申請者

電話 ( )

【特定非常災害用】

下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第 条 第 項の規定に基づき、  
下記2の買換（代替）資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。

下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第 条 第 項の規定に基づき、  
下記2の買換（代替）資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。

記

記

1 譲渡資産に関する事項

1 譲渡資産に関する事項

所在地	
資産の種類	数 量 m <sup>2</sup>
譲渡価額	円 譲渡年月日 年 月 日

所在地	
資産の種類	数 量 m <sup>2</sup>
譲渡価額	円 譲渡年月日 年 月 日

2 買換（代替）資産に関する事項

2 買換（代替）資産に関する事項

資産の種類	数 量 m <sup>2</sup>	取得価額 の見積額	円
取得資産の 該当条項	租税特別措置法第37条の5第1項の表の 第_1_号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第_2_号 (中高層の耐火共同住宅)		
既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取 得予定年月日又は既に認定を受けている年月日	年 月 日		
取 得 予 定 年 月 日 (認定を受けようとする年月日)	年 月 日		

資産の種類	数 量 m <sup>2</sup>	取得価額 の見積額	円
取得資産の 該当条項	租税特別措置法第37条の5第1項の表の 第_1_号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第_2_号 (中高層の耐火共同住宅)		
既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取 得予定年月日又は既に認定を受けている年月日	年 月 日		
取 得 予 定 年 月 日 (認定を受けようとする年月日)	年 月 日		

3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細

3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士 電話番号

関与税理士 電話番号

## 改正後

## 買換資産等の取得期限等の延長承認申請書

## 【特定非常災害用】

## 1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産を取得すべき期間内に取得をすることが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第8項、第33条の2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第3項又は第41条の5第7項の規定により、その取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

## 2 記載要領等

## (1) 申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限等内に買換（代替）資産の取得をすることが困難となった方です。

なお、表面の※印の箇所については、※をご確認の上、該当条項を記載してください。

また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

買換えの特例等	適用条文〔※〕	申請期限
取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (措法33③)	租税特別措置法 第33条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (措法33の2②)	租税特別措置法 第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例 (措法36の2②)	租税特別措置法 第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例 (措法37④)	租税特別措置法 第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例 (措法37の5③)	租税特別措置法 第37条の5第3項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 (措法41の5①)	租税特別措置法 第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで

## (2) 「2 買換（代替）資産に関する事項」について

イ 「取得資産の該当条項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第3項の適用を受けている方（令和5年法律第3号による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」といいます。）第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項の規定の適用を受けている方を含みます。）について、該当する部分を○で囲んでください。

ロ 「既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日」の欄は、先に提出している「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特別措置法施行令第22条第19項第1号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第3項（旧法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項）に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を記載してください。

ハ 「取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）」の欄は、取得をする予定の買換（代替）資産が、租税特別措置法第33条第3項若しくは同法第33条の2第2項に規定する代替資産又は同法第36条の2第1項、同法第37条第1項、同法第37条の5第1項若しくは同法第41条の5第7項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換（代替）資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日（取得予定年月日）を記載してください。

(3) 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細」について

買換（代替）資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

(注) この申請により、取得期限等の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限等の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

## 改正前

## 買換資産等の取得期限等の延長承認申請書

## 【特定非常災害用】

## 1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産を取得すべき期間内に取得をすることが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第8項、第33条の2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第2項又は第41条の5第7項の規定により、その取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

## 2 記載要領等

## (1) 申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限等内に買換（代替）資産の取得をすることが困難となった方です。

なお、表面の※印の箇所については、※をご確認の上、該当条項を記載してください。

また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

買換えの特例等	適用条文〔※〕	申請期限
取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (措法33③)	租税特別措置法 第33条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (措法33の2②)	租税特別措置法 第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例 (措法36の2②)	租税特別措置法 第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例 (措法37④)	租税特別措置法 第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例 (措法37の5②)	租税特別措置法 第37条の5第2項	取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が修正申告書の提出期限後である場合は当該提出期限）まで
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 (措法41の5①)	租税特別措置法 第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日まで

## (2) 「2 買換（代替）資産に関する事項」について

イ 「取得資産の該当条項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項の規定の適用を受けている方について、該当する部分を○で囲んでください。

ロ 「既に提出済みの「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている年月日」の欄は、先に提出している「買換（代替）資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特別措置法施行令第22条第19項第1号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第2項において準用する同法第37条第4項に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を記載してください。

ハ 「取得予定年月日（認定を受けようとする年月日）」の欄は、取得をする予定の買換（代替）資産が、租税特別措置法第33条第3項若しくは同法第33条の2第2項に規定する代替資産又は同法第36条の2第1項、同法第37条第1項、同法第37条の5第1項若しくは同法第41条の5第7項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換（代替）資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日（取得予定年月日）を記載してください。

(3) 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換（代替）資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細」について

買換（代替）資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

(注) この申請により、取得期限等の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限等の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

改正後

改正前

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

○この特例は、相続税の申告期限から3年以内に行われた相続財産の取得費に適用されます。特例の内容については、詳細は「税務署」にお尋ねください。

譲渡者	住所	氏名
被相続人	住所	氏名
相続の開始があった日	年 月 日	相続税の申告書の提出した日
	年 月 日	相続税の申告書の提出先
		税務署

○令和五年一月一日以後相続開始用

1 譲渡した相続財産の取得費に加算される相続税額の計算

所在地			
種類			
利用状況	数	量	
譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
相続税評価額	①	円	円
相続税の課税価格	②	円	円
相続税額	③	円	円
取得費に加算される相続税額	④	円	円

【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の③の相続税額】

2 相続税の申告書第1表の⑬の小計の額がある場合

前年課税分の贈与税額控除額	⑤	円
相次相続控除額	⑥	円
相続財産課税分の贈与税額控除額	⑦	円
小計の額	⑧	円
相続税額	①	円

3 相続税の申告書第1表の⑬の小計の額がない場合

算出税額	①	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額	②	円
合計	③	円
配偶者の税額軽減額	④	円
未成年者控除額	⑤	円
障害者控除額	⑥	円
外国税額控除額	⑦	円
医療法人持分税額控除額	⑧	円
合計	⑨	円
相続税額	⑩	円

※ 相続税の申告において、贈与税額控除又は相次相続控除を受けていない場合は、「2 相続税の申告書第1表の⑬の小計の額がある場合」欄及び「3 相続税の申告書第1表の⑬の小計の額がない場合」欄の記載等は不要です。

関与税理士	電話番号

(資6-11-A4統一)

(新規)

## 改正後

## 改正前

## 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

## 1 記載要領等

この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

- (1) 同一年中に相続財産を二以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。  
 (2) 「㉔」及び「㉕」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。

なお、「㉔」、「㉕」～「㉗」、「㉘」、「㉙」、「㉚」についても譲渡者の金額を記載します。

- (3) 「㉗」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。  
 (4) 「㉘」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。

イ 交換差金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉘」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] \times \frac{\text{〔取得した交換差金等の額〕}}{\text{〔取得した交換差金等の額〕} + \text{〔交換取得資産の価額〕}}$$

ロ 取用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条の5の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉘」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] \times \frac{\text{〔譲渡した相続財産の譲渡による収入金額〕} - \text{〔代替資産又は買換資産の取得価額〕}}{\text{〔譲渡した相続財産の譲渡による収入金額〕}}$$

ハ 交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の2第1項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉘」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] \times \frac{\text{〔取得した補償金等の額〕}}{\text{〔取得した補償金等の額〕} + \text{〔交換取得資産の価額〕}}$$

ニ 特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉘」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] \times \frac{\text{〔特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額〕}}{\text{〔譲渡した相続財産の譲渡による収入金額〕}}$$

ホ 被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡につき租税特別措置法第35条第3項の規定の適用を受ける場合

$$\text{「㉘」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] \times \frac{\text{〔譲渡した相続財産のうち同項の規定の適用対象とならない部分に対応する収入金額〕}}{\text{〔譲渡した相続財産の譲渡による収入金額〕}}$$

- (5) 「㉘」の「相続税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算した金額となります。

$$\text{「㉘」の金額} = \left[ \frac{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}}{\text{譲渡した相続財産の相続税評価額}} \right] - \text{〔支払代償金〕} \times \frac{\text{〔譲渡した相続財産の相続税評価額〕}}{\text{〔相続税の課税価格（「㉘」の金額）} + \text{〔支払代償金〕}}$$

※ 遺贈が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の支払の請求に基づき、遺留分侵害額に相当する金銭を支払った場合には、この算式に準じて「支払代償金」を「遺留分侵害額に相当する価額」として計算します。

## 2 その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しくは税務署にお尋ねください。

(新規)

改 正 後

改 正 前

この欄には  
蓋印を貼る  
ことにより  
この欄には  
蓋印を貼る  
ことにより

通信日付印の年月日 (確認)			名簿番号
年 月 日			

この欄には  
蓋印を貼る  
ことにより

通信日付印の年月日 (確認)			名簿番号
年 月 日			



一団の宅地等の用に供する旨の確約書



一団の宅地等の用に供する旨の確約書

譲渡者	住 所			
	氏 名			
土地等の種類	土地等の所在地	数 量	買 取 り 年 月 日	買 取 り 価 額
		m <sup>2</sup>	. .	円
			. .	
			. .	
			. .	
<p>上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等                  予定地のために買い取ったものであり、その土地等を令和_____年12月31日までに、</p> <p>※                  同法第31条の2第2項第_____号の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一団の宅地</li> <li>・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅</li> <li>・住宅又は中高層の耐火共同住宅</li> </ul> <p>の用に供することを約します。</p>				
土地等の 買取り者	住所又は所在地			
	フリガナ			
	氏名又は名称			

譲渡者	住 所			
	氏 名			
土地等の種類	土地等の所在地	数 量	買 取 り 年 月 日	買 取 り 価 額
		m <sup>2</sup>	. .	円
			. .	
			. .	
			. .	
<p>上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等                  予定地のために買い取ったものであり、その土地等を令和_____年12月31日までに、</p> <p>※                  同法第31条の2第2項第_____号の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一団の宅地</li> <li>・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅</li> <li>・住宅又は中高層の耐火共同住宅</li> </ul> <p>の用に供することを約します。</p>				
土地等の 買取り者	住所又は所在地			
	フリガナ			
	氏名又は名称			

## 改正後

## 一団の宅地等の用に供する旨の確約書

## 1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第8項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書を申告書に添付してください。

(注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第25項若しくは第26項の承認を受けて当該所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付してください。

## 2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「令和\_\_\_\_年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	令和2年3月31日以前	令和2年4月1日以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可(※)を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (都市計画法第29条第1項の許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第16号

※ 令和5年4月1日以後に行った譲渡に係る開発許可については、都市計画区域のうち以下の区域内において行われる開発行為に係るものに限られます。

- ① 市街化区域
- ② 市街化調整区域
- ③ 区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている区域

## 改正前

## 一団の宅地等の用に供する旨の確約書

## 1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第9項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書を申告書に添付してください。

(注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第25項若しくは第26項の承認を受けて当該所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付してください。

## 2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「令和\_\_\_\_年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	令和2年3月31日以前	令和2年4月1日以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第16号

改 正 後

改 正 前

この欄には  
印を  
してください。 →

受理 年月日	通達日付印の年月日 (欄外)	名 簿 番 号	番号欄部
年 月 日			

この欄には  
印を  
してください。 →

受理 年月日	通達日付印の年月日 (欄外)	名 簿 番 号	番号欄部
年 月 日			

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

  税務署長  令和____年____月____日提出	申請者 住所又は所在地(電話) 〒 ( ) 氏名又は名称 (法人の場合)代表者氏名 (法人の場合)法人番号	事務所等 所在地(電話) 〒 ( ) 名 称 代表者又は責任者		
			確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。 記	
			申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称	
			やむを得ない事情等	1 該当事由 租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項第____号該当 2 上記事由の詳細 _____ _____ _____ 3 租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項第____号に該当する事業の場合における同条第 <sup>※2</sup> 項に規定する所轄税務署長が当初認定した日 _____年____月____日
当該事業の完成予定年月日等	1 着工予定年月日 _____年____月____日 2 完成予定年月日 _____年____月____日 3 租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項に規定する開発許可等を受けることができる見込まれる日(認定を受けようとする日) _____年____月____日			

  税務署長  令和____年____月____日提出	申請者 住所又は所在地(電話) 〒 ( ) 氏名又は名称 (法人の場合)代表者氏名 (法人の場合)法人番号	事務所等 所在地(電話) 〒 ( ) 名 称 代表者又は責任者		
			確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。 記	
			申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称	
			やむを得ない事情等	1 該当事由 租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項第____号該当 2 上記事由の詳細 _____ _____ _____ 3 租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項第____号に該当する事業の場合における同条第 <sup>※2</sup> 項に規定する所轄税務署長が当初認定した日 _____年____月____日
当該事業の完成予定年月日等	1 着工予定年月日 _____年____月____日 2 完成予定年月日 _____年____月____日 3 租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項に規定する開発許可等を受けることができる見込まれる日(認定を受けようとする日) _____年____月____日			

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

## 改 正 後

## 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

## 1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

[※1]

	譲渡した年月日		
	平成29年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

[※2]

	譲渡した年月日		
	平成29年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項

## 2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

## 改 正 前

## 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

## 1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

[※1]

	譲渡した年月日		
	平成28年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

[※2]

	譲渡した年月日		
	平成28年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項

## 2 記載要領等

- 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

この欄には  
書かないで  
ください。 → 通信日付印の年月日 (確認) 年分 名 簿 番 号  
年 月 日

この欄には  
書かないで  
ください。 → 通信日付印の年月日 (確認) 年分 名 簿 番 号  
年 月 日

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

【 特 定 非 常 災 害 用 】

 税務署長 令和__年__月__日提出	申 請 者	住所又は所在地(電話) 〒 ( )	【 特 定 非 常 災 害 用 】
	氏名又は名称 (法人の場合) 代表者氏名 (法人の場合) 法人番号		
	事 務 所 等	所在地(電話) ( )	
		名 称	
		代表者又は責任者	

 税務署長 令和__年__月__日提出	申 請 者	住所又は所在地(電話) 〒 ( )	【 特 定 非 常 災 害 用 】
	氏名又は名称 (法人の場合) 代表者氏名 (法人の場合) 法人番号		
	事 務 所 等	所在地(電話) ( )	
		名 称	
		代表者又は責任者	

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第<sup>※1</sup>項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

記

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称

やむを得ない事情等	1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細
	_____
	2 租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※2</sup> 項第__号に該当する事業の場合における同条第 <sup>※3</sup> 項に規定する所轄税務署長が当初(再)認定した日 _____年__月__日

やむを得ない事情等	1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細
	_____
	2 租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※2</sup> 項第__号に該当する事業の場合における同条第 <sup>※3</sup> 項に規定する所轄税務署長が当初(再)認定した日 _____年__月__日

当該事業の完成予定年月日等	1 完成予定年月日 _____年__月__日
	2 租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項に規定する開発許可等を受けると見込まれる日 _____年__月__日

当該事業の完成予定年月日等	1 完成予定年月日 _____年__月__日
	2 租税特別措置法施行令第20条の2第 <sup>※1</sup> 項に規定する開発許可等を受けると見込まれる日 _____年__月__日

※1、※2及び※3の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

※1、※2及び※3の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

(注) この申請の申請期限は所轄税務署長が当初(再)認定した日の属する年の翌年1月15日までとされています。 税11

(注) この申請の申請期限は所轄税務署長が当初(再)認定した日の属する年の翌年1月15日までとされています。 税11

## 改正後

## 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

## 【 特定非常災害用 】

## 1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※1に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成27年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項	第26項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成27年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※3〕

	譲渡した年月日		
	平成27年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第26項	第25項

## 2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初（再）認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第\_\_項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1、※2及び※3をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

## 改正前

## 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

## 【 特定非常災害用 】

## 1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※1に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成26年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項	第26項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成26年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※3〕

	譲渡した年月日		
	平成26年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第26項	第25項

## 2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初（再）認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第\_\_項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1、※2及び※3をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

この欄には  
書かないで  
ください。 → 税務署  
名簿番号

この欄には  
書かないで  
ください。 → 税務署  
名簿番号

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

税務署受付印

 税務署長 令和__年__月__日提出	届出者	住所 (旧住所) ( )	氏名 (旧姓) ( )	電 ( ) 話 ( )
---------------------------	-----	-----------------	----------------	----------------

私が、〔平成  
令和〕\_\_年\_\_月\_\_日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として\_\_税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の譲渡の〔全部  
一部〕が同条第2項第\_\_号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地	種類	面積	
		㎡	㎡

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

税務署受付印

 税務署長 令和__年__月__日提出	届出者	住所 (旧住所) ( )	氏名 (旧姓) ( )	電 ( ) 話 ( )
---------------------------	-----	-----------------	----------------	----------------

私が、〔平成  
令和〕\_\_年\_\_月\_\_日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として\_\_税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の譲渡の〔全部  
一部〕が同条第2項第\_\_号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地	種類	面積	
		㎡	㎡

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

## 改正後

## 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

## 1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定期のための譲渡に該当していた土地等の譲渡の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

## ○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	平成25年1月2日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可(※)を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (都市計画法第29条第1項の許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第16号

※ 令和5年4月1日以後に行った譲渡に係る開発許可については、都市計画区域のうち以下の区域内において行われる開発行為に係るものに限られます。

- ① 市街化区域
- ② 市街化調整区域
- ③ 区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている区域

## 2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

## 改正前

## 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

## 1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定期のための譲渡に該当していた土地等の譲渡の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第14項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

## ○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日	
	平成24年1月2日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)		第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)		第16号

## 2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改 正 後

改 正 前

1 面

1 面

## 譲渡所得の内訳書 (確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【令和 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

この内訳書は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】）からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この内訳書や確定申告書などを作成することができます。

現住所 (前住所) ( )	フリガナ 氏名
電話番号 (連絡先)	職業

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名	
(電話 )	

### 記載上の注意事項

- この内訳書は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。  
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類（※）などは、この内訳書に添付して提出してください。  
※ 譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類のうち、登記事項証明書については、その登記事項証明書に代えて「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」等を提出することもできます。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
  - 交換・買換え(代替)の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合  
……1面・2面・3面
  - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合  
……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
  - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合  
……1面・2面・3面・5面  
(また、下記の「5面」に○を付してください。)
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物  
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

5面

(令和5年分以降用)

R6.11

## 譲渡所得の内訳書 (確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【令和 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

この内訳書は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】）からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この内訳書や確定申告書などを作成することができます。

現住所 (前住所) ( )	フリガナ 氏名
電話番号 (連絡先)	職業

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名	
(電話 )	

### 記載上の注意事項

- この内訳書は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。  
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類（※）などは、この内訳書に添付して提出してください。  
※ 譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類のうち、登記事項証明書については、その登記事項証明書に代えて「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」等を提出することもできます。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
  - 交換・買換え(代替)の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合  
……1面・2面・3面
  - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合  
……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
  - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合  
……1面・2面・3面・5面  
(また、下記の「5面」に○を付してください。)
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物  
「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

5面

(令和4年分以降用)

R4.11

改正後

改正前

2 面

名簿番号

1 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。

所在地番  
所在地 (住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)されましたか。

土地	<input type="checkbox"/> 宅地	<input type="checkbox"/> 田	(実測) m <sup>2</sup>	利用状況	<input type="checkbox"/> 自己の居住用 (居住期間 年 月 ~ 年 月) <input type="checkbox"/> 自己の事業用 <input type="checkbox"/> 貸付用 <input type="checkbox"/> 未利用 <input type="checkbox"/> その他 ( )	売買契約日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 山林	<input type="checkbox"/> 畑	(公簿等) m <sup>2</sup>			
建物	<input type="checkbox"/> 雑種地	<input type="checkbox"/> 借地権				
	<input type="checkbox"/> その他 ( )					
建物	<input type="checkbox"/> 居室	<input type="checkbox"/> マンション	m <sup>2</sup>			
	<input type="checkbox"/> 店舗	<input type="checkbox"/> 事務所				
				引き渡した日 年 月 日		

○ 次の欄は、譲渡(売却)された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者の住所・氏名		共有者の持分	
土地	建物	土地	建物	土地	建物
		(住所)	(氏名)		
		(住所)	(氏名)		

(3) どなたに譲渡(売却)されましたか。

住所(所在地)  
氏名(名称)  
職業(業種)

(4) いくらで譲渡(売却)されましたか。

① 譲渡価額  
円

【参考事項】

代金の	1回目	2回目	3回目	未収金
年月日	年月日	年月日	年月日(予定)	年月日(予定)
受領状況	円	円	円	円

- お売りになった理由
- 買主から頼まれたため
  - 借入金返済のため
  - 他の資産を購入するため
  - その他 ( )
  - 事業資金を捻出するため

【相続税の取得費加算の特例】や【保証債務の特例】の適用を受ける場合などの記載方法

- 【相続税の取得費加算の特例】の適用を受けるときは、【相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書】(※)で計算した金額を3面の【2】の【②取得費】欄の上位に「 $\text{円} \times \times \times \text{円}$ 」と二段書きで記載してください。
  - 【保証債務の特例】の適用を受けるときは、【保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)】(※)で計算した金額を3面の【4】の【B必要経費】欄の上位に「 $\text{円} \times \times \times \text{円}$ 」と二段書きで記載してください。
  - 4面を記載される方で、【相続税の取得費加算の特例】や【保証債務の特例】の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。
  - 配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の譲渡など一定の場合は、【配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)】(※)で計算した金額を3面の【2】の【②取得費】欄に記載してください。
- ※ これらの様式は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。

2 面

名簿番号

1 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。

所在地番  
所在地 (住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)されましたか。

土地	<input type="checkbox"/> 宅地	<input type="checkbox"/> 田	(実測) m <sup>2</sup>	利用状況	<input type="checkbox"/> 自己の居住用 (居住期間 年 月 ~ 年 月) <input type="checkbox"/> 自己の事業用 <input type="checkbox"/> 貸付用 <input type="checkbox"/> 未利用 <input type="checkbox"/> その他 ( )	売買契約日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 山林	<input type="checkbox"/> 畑	(公簿等) m <sup>2</sup>			
建物	<input type="checkbox"/> 雑種地	<input type="checkbox"/> 借地権				
	<input type="checkbox"/> その他 ( )					
建物	<input type="checkbox"/> 居室	<input type="checkbox"/> マンション	m <sup>2</sup>			
	<input type="checkbox"/> 店舗	<input type="checkbox"/> 事務所				
				引き渡した日 年 月 日		

○ 次の欄は、譲渡(売却)された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共有者の住所・氏名		共有者の持分	
土地	建物	土地	建物	土地	建物
		(住所)	(氏名)		
		(住所)	(氏名)		

(3) どなたに譲渡(売却)されましたか。

住所(所在地)  
氏名(名称)  
職業(業種)

(4) いくらで譲渡(売却)されましたか。

① 譲渡価額  
円

【参考事項】

代金の	1回目	2回目	3回目	未収金
年月日	年月日	年月日	年月日(予定)	年月日(予定)
受領状況	円	円	円	円

- お売りになった理由
- 買主から頼まれたため
  - 借入金返済のため
  - 他の資産を購入するため
  - その他 ( )
  - 事業資金を捻出するため

【相続税の取得費加算の特例】や【保証債務の特例】の適用を受ける場合などの記載方法

- 【相続税の取得費加算の特例】の適用を受けるときは、【相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書】(※)で計算した金額を3面の【2】の【②取得費】欄の上位に「 $\text{円} \times \times \times \text{円}$ 」と二段書きで記載してください。
  - 【保証債務の特例】の適用を受けるときは、【保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)】(※)で計算した金額を3面の【4】の【B必要経費】欄の上位に「 $\text{円} \times \times \times \text{円}$ 」と二段書きで記載してください。
  - 4面を記載される方で、【相続税の取得費加算の特例】や【保証債務の特例】の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。
  - 配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の譲渡など一定の場合は、【配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)】(※)で計算した金額を3面の【2】の【②取得費】欄に記載してください。
- ※ これらの様式は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。

改正後

改正前

3 面

3 面

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入 建築 年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住所（所在地）	氏名（名称）		
土地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計 (イ)	円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
建物の構造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 木骨モルタル <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋 <input type="checkbox"/> 金属造 <input type="checkbox"/> その他			小 計 (ロ)	円

購入 建築 価額の内訳	購入（建築）先・支払先		購入 建築 年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住所（所在地）	氏名（名称）		
土地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計 (イ)	円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
建物の構造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 木骨モルタル <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋 <input type="checkbox"/> 金属造 <input type="checkbox"/> その他			小 計 (ロ)	円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

(3) 取得費を計算します。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

(3) 取得費を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ)	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)	② (イ)+(ロ)-(ハ) 円
<input type="checkbox"/> 標準 円×0.9×	×	×	=	

取得費

建物の購入・建築価額(ロ)	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)	② (イ)+(ロ)-(ハ) 円
<input type="checkbox"/> 標準 円×0.9×	×	×	=	

取得費

※ 「譲渡所得の申告のしかた」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」にしてください。

※ 「譲渡所得の申告のしかた」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「標準」にしてください。

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支 払 金 額
	住所（所在地）	氏名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			③ 譲渡費用	円

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支 払 金 額
	住所（所在地）	氏名（名称）		
仲介手数料			・ ・	円
収入印紙代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			③ 譲渡費用	円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期 長期	所・措・農 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・農 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・農 条の	円	円	円	円	円

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期 長期	所・措・農 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・農 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・農 条の	円	円	円	円	円

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面の「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。

※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面の「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。

整理欄

整理欄

改正後

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」  
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合（※）にのみ記載します。

※ 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けた場合、交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産を将来譲渡したときの取得費やその資産が業務用資産であるときの減価償却費の額は計算は、その資産の実額の取得価額ではなく、譲渡（売却）された資産から引き継がれた取得価額を基に一定の計算をすることになりますので、ご注意ください。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m <sup>2</sup>		・ ・	・ ・	・ ・
		m <sup>2</sup>		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。

取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円

④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額 円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。  
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」(国税庁ホームページ [https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合[交換(所法58)・収用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(農法12)など]

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
収用代替		① - ③ - ④	② × $\frac{F}{① - ③}$	
上記以外		① - ④	(② + ③) × $\frac{F}{①}$	
短期	所・措・農 条の	円	円	円
長期				

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
① ≤ ④		① × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × 20% <sup>(※)</sup>	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
短期	措法 条の	円	円	円
長期				

※ 上記算式の20%は、一定の場合は10%、25%、30%又は40%となります。

改正前

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」  
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合（※）にのみ記載します。

※ 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けた場合、交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産を将来譲渡したときの取得費やその資産が業務用資産であるときの減価償却費の額は計算は、その資産の実額の取得価額ではなく、譲渡（売却）された資産から引き継がれた取得価額を基に一定の計算をすることになりますので、ご注意ください。

5 交換・買換え（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m <sup>2</sup>		・ ・	・ ・	・ ・
		m <sup>2</sup>		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。

取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円

④ 買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額 円

※ 買換（代替）資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。  
※ 買換（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換（代替）資産の明細書」(国税庁ホームページ [https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合[交換(所法58)・収用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(農法12)など]

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
収用代替		① - ③ - ④	② × $\frac{F}{① - ③}$	
上記以外		① - ④	(② + ③) × $\frac{F}{①}$	
短期	所・措・農 条の	円	円	円
長期				

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
① ≤ ④		① × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × 20% <sup>(※)</sup>	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20% <sup>(※)</sup>	(② + ③) × $\frac{J}{①}$	
短期	措法 条の	円	円	円
長期				

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

改 正 後

改 正 前

5 面

5 面

現住所	【令和 年分】		
フリガナ氏名	電話番号(連絡先)	名簿番号	

現住所	【令和 年分】		
フリガナ氏名	電話番号(連絡先)	名簿番号	

【被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項】  
この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

【被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項】  
この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋(一の建築物)及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋(一の建築物)及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

被相続人	フリガナ氏名	死亡年月日		年	月	日
	死亡の時にける住所					
	居住期間					
		所在地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	
被相続人居住用家屋	A		㎡	—	—	
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	B		㎡	—	—	
	C		㎡	—	—	

被相続人	フリガナ氏名	死亡年月日		年	月	日
	死亡の時にける住所					
	居住期間					
		所在地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	
被相続人居住用家屋	A		㎡	—	—	
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	B		㎡	—	—	
	C		㎡	—	—	

(2) 相続の開始の直前(※)においてその土地が用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。  
特例対象となる部分とそれ以外の部分の金額の計算などについては、裏面の【参考事項】に記載してください。

(2) 相続の開始の直前(※)においてその土地が用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。  
特例対象となる部分とそれ以外の部分の金額の計算などについては、裏面の【参考事項】に記載してください。

一団の土地の面積	㎡	①	㎡	②	㎡
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種類	離れ	倉庫	床面積の合計	
	床面積	㎡	㎡	㎡	④
上記の建築物の所有者	フリガナ氏名	住所			
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$(b \times \frac{a}{a+d}) \times \frac{c}{b}$				㎡

一団の土地の面積	㎡	①	㎡	②	㎡
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種類	離れ	倉庫	床面積の合計	
	床面積	㎡	㎡	㎡	④
上記の建築物の所有者	フリガナ氏名	住所			
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$(b \times \frac{a}{a+d}) \times \frac{c}{b}$				㎡

※ その土地が対象従前居住の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地であった場合には、「特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前」となります。

※ その土地が対象従前居住の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地であった場合には、「特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前」となります。

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がいる場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がいる場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

居住用家屋取得相続人	フリガナ氏名	住所					
相続の開始の時にける被相続人居住用家屋又はその敷地等の持分	A 家屋	B 敷地等	C 敷地等	A 家屋	B 敷地等	C 敷地等	
	—	—	—	—	—	—	
	適用前譲渡	譲渡年月日	年	月	日	年	月
	譲渡の対価の額	円			円		

居住用家屋取得相続人	フリガナ氏名	住所					
相続の開始の時にける被相続人居住用家屋又はその敷地等の持分	A 家屋	B 敷地等	C 敷地等	A 家屋	B 敷地等	C 敷地等	
	—	—	—	—	—	—	
	適用前譲渡	譲渡年月日	年	月	日	年	月
	譲渡の対価の額	円			円		

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。(令和4年分以降用)

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。(令和4年分以降用)

改 正 後

改 正 前

【参考事項】

○ 二以上の建築物のある一団の土地であった場合（5面の「7」(2)の建築物がある場合）

【計算過程等】

	合 計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円	円	円
② 取 得 費	円	円	円	円	円
③ 譲渡費用	円	円	円	円	円
④ 差引金額 (①-(②+③))	円	円	円	円	円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の按分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

※ 「合計」欄の①～⑥の金額を、3面の「4」のA～Dにそれぞれ転記します。  
(その他)

【建築物の位置関係等】

【参考事項】

○ 二以上の建築物のある一団の土地であった場合（5面の「7」(2)の建築物がある場合）

【計算過程等】

	合 計	内 訳			
		被相続人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円	円	円
② 取 得 費	円	円	円	円	円
③ 譲渡費用	円	円	円	円	円
④ 差引金額 (①-(②+③))	円	円	円	円	円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の按分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

※ 「合計」欄の①～⑥の金額を、3面の「4」のA～Dにそれぞれ転記します。  
(その他)

【建築物の位置関係等】

改 正 後

改 正 前

令和 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

令和 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所 (又は居所) フリガナ 氏名

住所 (又は居所) フリガナ 氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額 (特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算上控除 (損益通算) するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額 (特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算上控除 (損益通算) するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

○ 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。②欄の2も同じです。)

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。②欄の2も同じです。)

○ 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、②の記載は要しません。

○ 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、②の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

Table with 3 columns: Description, Item No., Amount. Includes '上場株式等に係る譲渡所得等の金額' (1), '上場株式等に係る譲渡損失の金額' (2), and '本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額' (3).

Table with 3 columns: Description, Item No., Amount. Includes '上場株式等に係る譲渡所得等の金額' (1), '上場株式等に係る譲渡損失の金額' (2), and '本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額' (3).

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡 (相対取引など) がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額 (株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の①欄の「上場株式等」の③欄の括弧書きの金額) のみを記載します。

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡 (相対取引など) がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額 (株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の①欄の「上場株式等」の③欄の括弧書きの金額) のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

Table with 4 columns: Category, Interest/Income, Tax, Liability. Includes '合 計' and '本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額' (4).

Table with 4 columns: Category, Interest/Income, Tax, Liability. Includes '合 計' and '本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額' (4).

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

Table with 3 columns: Description, Item No., Amount. Includes '本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額' (5) and '本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額' (6).

Table with 3 columns: Description, Item No., Amount. Includes '本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額' (5) and '本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額' (6).

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。



改正後

改正前

	1面
--	----

令和\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除)

住所 又は 居所 (事業所等)	フリガナ 氏名
--------------------------	------------

この付表は、租税特別措置法第37条の13の3第4項(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算)又は第7項(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

○ 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算  
(赤字の金額は、△を付けないで書きます。②欄の2も同じです。)

○ 「①一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②特定投資株式に係る譲渡損失の金額」及び「④上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①及び②の記載は要しません。また、「⑦本年分の損益通算前の特設投資株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、③の記載は要しません。

1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額		円
一般株式等に係る譲渡所得等の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)〕の①のAの金額	①	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)〕の②のBの金額	②	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)〕の③のCの金額	③	
上場株式等に係る譲渡損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)〕の④のDの金額	④	

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)の④のEの金額〕のみを記載します。

2) 本年分の損益通算前の特設投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額		円
本年分の損益の計算前の特設投資株式に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑤	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③欄の金額と④欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑥	

3) 本年分の損益通算前の特設投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額		円
種目・所得の生ずる場所	利息等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	円	円
合計	⑧ 申告書第三表②へ	⑨
本年分の損益通算前の特設投資株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤-⑥)(赤字の場合には0と書いてください。)		⑦

4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額		円
本年分の損益の計算前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)〕の①の「上場株式等」の③欄の金額(赤字の場合には0と書いてください。)	⑧	
本年分の損益の計算後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額(⑧-⑨) (⑤欄の金額と⑥欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑨	計算明細書の「上場株式等」の⑧へ
本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額(⑤-⑧) (⑤欄の金額と⑧欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑩	△をつけて、申告書第三表②へ
本年分で差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (⑤欄の金額と⑩欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑪	計算明細書の「上場株式等」の⑧へ

(令和5年分以降用)  
R5.11

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

	1面
--	----

令和\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除)

住所 又は 居所 (事業所等)	フリガナ 氏名
--------------------------	------------

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項(特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)に係る譲渡損失の損益の計算)又は第7項(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

○ 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。

1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算  
(赤字の金額は、△を付けないで書きます。②欄の2も同じです。)

○ 「①一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②特定投資株式に係る譲渡損失の金額」及び「④上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、①及び②の記載は要しません。また、「⑦本年分の損益通算前の特設投資株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、③の記載は要しません。

1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額		円
一般株式等に係る譲渡所得等の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)〕の①のAの金額	①	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)〕の②のBの金額	②	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)〕の③のCの金額	③	
上場株式等に係る譲渡損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)〕の④のDの金額	④	

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合には、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)の④のEの金額〕のみを記載します。

2) 本年分の損益通算前の特設投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額		円
本年分の損益の計算前の特設投資株式に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑤	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③欄の金額と④欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑥	

3) 本年分の損益通算前の特設投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額		円
種目・所得の生ずる場所	利息等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	円	円
合計	⑧ 申告書第三表②へ	⑨
本年分の損益通算前の特設投資株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤-⑥)(赤字の場合には0と書いてください。)		⑦

4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額		円
本年分の損益の計算前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 〔株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)〕の①の「上場株式等」の③欄の金額(赤字の場合には0と書いてください。)	⑧	
本年分の損益の計算後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額(⑧-⑨) (⑤欄の金額と⑥欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑨	計算明細書の「上場株式等」の⑧へ
本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額(⑤-⑧) (⑤欄の金額と⑧欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑩	△をつけて、申告書第三表②へ
本年分で差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (⑤欄の金額と⑩欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	⑪	計算明細書の「上場株式等」の⑧へ

(令和4年分以降用)  
R4.11

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

2 面

5) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑥-⑦) (⑥欄の金額が⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	㉒	△とついで、申告書第三表㉒へ	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (⑦-⑧) (⑤欄の金額が⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	㉓	申告書第三表㉓へ	

2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	
本年の 3年前分 (令和__年分)	A: (特定投資株式に係る金額) 円	㉑ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
	㉒ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)		
	B: (上場株式等に係る金額)	㉑ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ㉒ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (令和__年分)	C: (特定投資株式に係る金額) 円	㉑ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	14 (C-K-L)
	㉒ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)		
	D: (上場株式等に係る金額)	㉑ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ㉒ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年の 前年分 (令和__年分)	E: (特定投資株式に係る金額) 円	㉑ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	15 (E-Q-P)
	㉒ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)		
	F: (上場株式等に係る金額)	㉑ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ㉒ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年分一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑩+⑪+⑫)	計算明細書の「一般株式等」の㉑へ		㉒
本年分上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑬+⑭+⑮)	計算明細書の「上場株式等」の㉑へ		㉒
本年分上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑰+⑱+⑲)	計算明細書の「上場株式等」の㉑へ		㉒
本年分分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑳+㉑+㉒)	申告書第三表㉑へ		㉒
翌年以後に繰り越される株式等 (特定投資株式及び上場株式等) に係る譲渡損失の金額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑰+⑱)	申告書第三表㉑へ		円

※ 「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (特定投資株式に係る金額)」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式及び特定投資株式がある場合)」の「一般株式等」の⑩欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。)\* 及び「上場株式等」の⑪欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。)\* の合計額を限度として、まず一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除します。そして、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (上場株式等に係る金額)」内においては、特定投資株式に係る金額を控除した後の「上場株式等」の⑪欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。)\* 及び「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額  
○ 「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は不要です。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) (㉑-㉒)	㉓	申告書第三表㉑へ	円
---	---	----------	---

※ ⑩欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑩欄の金額が同⑩欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳細は、税務署にお尋ねください。

2 面

5) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑥-⑦) (⑥欄の金額が⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	㉒	△とついで、申告書第三表㉒へ	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (⑦-⑧) (⑤欄の金額が⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	㉓	申告書第三表㉓へ	

2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	
本年の 3年前分 (令和__年分)	A: (特定投資株式に係る金額) 円	㉑ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
	㉒ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)		
	B: (上場株式等に係る金額)	㉑ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ㉒ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (令和__年分)	C: (特定投資株式に係る金額) 円	㉑ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	14 (C-K-L)
	㉒ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)		
	D: (上場株式等に係る金額)	㉑ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ㉒ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年の 前年分 (令和__年分)	E: (特定投資株式に係る金額) 円	㉑ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	15 (E-Q-P)
	㉒ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)		
	F: (上場株式等に係る金額)	㉑ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ㉒ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年分一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑩+⑪+⑫)	計算明細書の「一般株式等」の㉑へ		㉒
本年分上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑬+⑭+⑮)	計算明細書の「上場株式等」の㉑へ		㉒
本年分上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑰+⑱+⑲)	計算明細書の「上場株式等」の㉑へ		㉒
本年分分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑳+㉑+㉒)	申告書第三表㉑へ		㉒
翌年以後に繰り越される株式等 (特定投資株式及び上場株式等) に係る譲渡損失の金額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑰+⑱)	申告書第三表㉑へ		円

※ 「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (特定投資株式に係る金額)」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式及び特定投資株式がある場合)」の「一般株式等」の⑩欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。)\* 及び「上場株式等」の⑪欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。)\* の合計額を限度として、まず一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除します。そして、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (上場株式等に係る金額)」内においては、特定投資株式に係る金額を控除した後の「上場株式等」の⑪欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。)\* 及び「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額  
○ 「⑩本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は不要です。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) (㉑-㉒)	㉓	申告書第三表㉑へ	円
---	---	----------	---

※ ⑩欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑩欄の金額が同⑩欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳細は、税務署にお尋ねください。

1 欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します。翌年に株式等の売却がない場合でも、譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要となります。

改正後

改正前

1 面

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【令和 年分】

【令和 年分】

整理番号

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。
なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住所 (前住所) (フリガナ氏名)
電話番号 (連絡先) 職業 関与税理士名 (電話)

住所 (前住所) (フリガナ氏名)
電話番号 (連絡先) 職業 関与税理士名 (電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

1 所得金額の計算

Table with columns: 一般株式等, 上場株式等. Rows include: 譲渡による収入金額, その他の収入, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, 特定投資株式の取得に要した金額等の控除, 所得金額, 本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額.

Table with columns: 一般株式等, 上場株式等. Rows include: 譲渡による収入金額, その他の収入, 取得費, 譲渡のための委託手数料, 特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額, 特定投資株式の取得に要した金額等の控除, 所得金額, 本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額, 繰越控除後の所得金額.

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑩欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑩欄に0を記載します。

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑩欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の⑩欄に0を記載します。

- ※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 ⑩欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。
※3 ⑪欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑩欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※4 ⑫欄の金額は、⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑫欄の金額から控除されない場合には、税務署にお尋ねください。

- ※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。
※3 ⑪欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑩欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
※4 ⑫欄の金額は、⑩欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑫欄の金額から控除されない場合には、税務署にお尋ねください。

「上場株式等」の⑩欄の金額が赤字の場合に譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

「上場株式等」の⑩欄の金額が赤字の場合に譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

改正後

改正前

2 面 (計算明細書)

2 面 (計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
合計 (上場株式等 (特定口座))		1面1へ	1面4へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
合計 (上場株式等 (特定口座))		1面1へ	1面4へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量 株(口、円)	譲渡先(金融商品取引業者等)の名称・所在地等	譲渡による収入金額 円	取得費(取得価額) 円	譲渡のための委託手数料 円	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	・	・	株(口、円)		円	円	円	・
一般株式等 ・ 上場株式等	・	・						(・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・	・						・
一般株式等 ・ 上場株式等	・	・						(・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・	・						・
一般株式等 ・ 上場株式等	・	・						(・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・	・						・
一般株式等 ・ 上場株式等	・	・						(・)
合計		一般株式等			1面1へ	1面4へ	1面5へ	
		上場株式等 (一般口座)			1面1へ	1面4へ	1面5へ	

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量 株(口、円)	譲渡先(金融商品取引業者等)の名称・所在地等	譲渡による収入金額 円	取得費(取得価額) 円	譲渡のための委託手数料 円	取得年月日
一般株式等 ・ 上場株式等	・	・	株(口、円)		円	円	円	・
一般株式等 ・ 上場株式等	・	・						(・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・	・						・
一般株式等 ・ 上場株式等	・	・						(・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・	・						・
一般株式等 ・ 上場株式等	・	・						(・)
一般株式等 ・ 上場株式等	・	・						・
一般株式等 ・ 上場株式等	・	・						(・)
合計		一般株式等			1面1へ	1面4へ	1面5へ	
		上場株式等 (一般口座)			1面1へ	1面4へ	1面5へ	



改正後

改正前

(削除)

1 面

### 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成 年分】

（国内事業管理税法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合）

整理番号

この明細書は、国内に恒久的施設を有する非居住者の方が、租税特別措置法第37条の14の3に規定する国内事業管理税法人株式の全部又は一部を、(1) 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は(2) 譲渡した場合に使用するものです。

納税地	居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。）			フリガナ氏名	
電話番号（連絡先）	職業（屋号）	( )		関与税理士名（電 話）	( )

#### 1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額 ①	円	円
	譲渡があったものとみなされる金額(※1) ②		
	その他の収入 ③		
	小計(①から③までの計) ④	申告書第三表④へ	申告書第三表④へ
金額又は譲渡に要する費用	取得費(取得価額) ⑤		
	譲渡のための委託手数料 ⑥		
	⑦		
	小計(⑤から⑦までの計) ⑧		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※2) ⑨			
差引金額(④-⑧-⑨) ⑩			
特定投資株式の取得に要した金額の控除(※3)	⑪		
	⑫	申告書第三表⑫へ	赤字の場合は申告書第三表⑫へ
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※4) ⑬		申告書第三表⑬へ	
繰越控除後の所得金額(※5) ⑭	申告書第三表⑭へ	申告書第三表⑭へ	

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引)がある場合(国内事業管理税法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなったために譲渡があったものとみなされる場合を含みます。)(「上場株式等」の①から⑭までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑭欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の⑭欄に0を記載します。

- ※1 ②欄には、②面の3の「譲渡があったものとみなされる金額」の合計額を記載します。
- ※2 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- ※3 ⑪欄の金額は、「特定(新規)中小金社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑩欄の金額を限度として控除します。
- ※4 ⑬欄の金額は、「上場株式等」の⑫欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑬欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
- ※5 ⑭欄の金額は、⑫欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑭欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑭欄の金額が同⑭欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

特例適用条文 措法 条の \_\_\_\_\_  
措法 条の \_\_\_\_\_

整理欄

(平成 28 年分以降用)

H28. 11

「上場株式等」の⑭欄が赤字の場合、譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書(附表)」も記載してください。

改正後

改正前

(削除)

2 面

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
合 計 (上場株式等(特定口座))			1 面①へ	1 面⑤へ	申告書第二表「所得の内訳」欄へ

3 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった国内事業管理親法人株式の明細

管理しなくなる行為の区分(※1)	その行為が行われた年月日	その行為が行われた国内事業管理親法人株式の銘柄	その行為があった株式の数(又は出資の金額)	譲渡があったものとみなされる金額	取得費 (取得価額)	取得年月日 (※2)
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為 ② 国内にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為 ③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為	・	・	株(円)	円		( . . . ) 【 _____ 税務署】
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為 ② 国内にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為 ③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為	・	・				( . . . ) 【 _____ 税務署】

※1 「管理しなくなる行為の区分」欄は、それぞれ該当する行為の番号を○で囲んでください。

※2 「取得年月日」欄には、その行為が行われた国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、( ) 内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日、【 】内にその国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を、それぞれ記載してください。

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (譲渡日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日 (※)
一般株式等 上場株式等	・		株(円)		円	円	円	・ ・ ・
一般株式等 上場株式等	・							・ ・ ・
合 計	一 般 株 式 等				1 面①へ	1 面⑤へ	1 面⑥へ	
	上場株式等(一般口座)				1 面①へ	1 面⑤へ	1 面⑥へ	

※ 「取得年月日」欄には、その国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、( ) 内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日を記載してください。また、次の【 】内に、その国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を記載してください。

【 \_\_\_\_\_ 税務署】

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書 【令和\_\_年分】

特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書 【令和\_\_年分】

住所 (前住所)	( )	フリガナ 氏名	( )
電話番号 (連絡先)		職業	
		関与税理士名 (電話)	( )

住所 (前住所)	( )	フリガナ 氏名	( )
電話番号 (連絡先)		職業	
		関与税理士名 (電話)	( )

- 1 適用する特例の選択
- 措置法第37条の13第1項第\_\_号\_\_（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）
  - 措置法第37条の13の2第1項（設立特定株式の取得に要した金額の控除等）
  - 措置法第41条の19第1項第\_\_号\_\_（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）
  - 旧震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される措置法第41条の19

- 1 適用する特例の選択
- 租税特別措置法第37条の13第1項第\_\_号\_\_（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）
  - 租税特別措置法第41条の19第1項第\_\_号\_\_（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）
  - 旧震災特例法（令和3年法律第11号による改正前の震災特例法をいいます。以下同じです。）第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される租税特別措置法第41条の19

2 その年中の株式の異動の状況

2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄：\_\_】

① その年中の払込みによる取得の状況		② その年中の譲渡又は贈与による異動の状況	
年 月 日	株 数	年 月 日	株 数
・ ・	株	・ ・	株
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
合 計	3①欄へ	株 合 計	3②欄へ

【銘柄：\_\_】

その年中の払込みによる取得の状況		その年中の譲渡又は贈与による異動の状況	
年 月 日	株 数	年 月 日	株 数
・ ・	株	・ ・	株
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
合 計	3①欄へ	株 合 計	3②欄へ

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄に記載する必要はありません。

3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算

3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定株式の数	株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定株式の数（①－②）	株 <small>（マイナスの場合は0と書いてください。）</small>
④ ①の特定株式の取得に要した金額	円
⑤ 控除対象特定株式の取得に要した金額（(④/①)×③）（※適用対象額）	円

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定（新規）株式の数（①－②）	株 <small>（マイナスの場合は0と書いてください。）</small>
④ ①の株式の取得に要した金額	円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額（(④/①)×③）（※適用対象額）	円

※ ⑤の金額（適用対象額）については、次の場合の区分に応じそれぞれ次のように転記します。

(1) 措置法第37条の13第1項又は第37条の13の2第1項の規定を適用する場合  
「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額等の控除」欄に記載します（同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に記載します。）。

なお、一定の場合には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書（特表）」を作成する必要があります。詳細は、裏面の（注）をご覧ください。

(2) 措置法第41条の19の規定を適用する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される場合を含みます。）  
「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に記載します。なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

- 記載上の注意事項
- この明細書は、租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合は同法第41条の19の規定を適用する場合に記載します。
  - 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の□にひししてください。租税特別措置法第37条の13又は第41条の19を選択する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される租税特別措置法第41条の19を選択する場合は除きます。）は、下線部に該当する号数（租税特別措置法第37条の13第1項第2号に該当する場合は、イ又はロのいずれに該当するかの別を含みます。）を記載してください。
  - これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）をご覧ください。
  - 特例の内容又は記載方法についての詳細は、税務署にお尋ねください。

（令和5年分以降用）

R5.11

（令和3年分以降用）

R4.11

## 改正後

## 改正前

## 記載要領等

- この明細書は、次の特例の適用を受ける場合に、その適用に係る株式の銘柄ごとに記載します。
- A 措置法第37条の13第1項（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）
- B 措置法第37条の13の2第1項（設立特定株式の取得に要した金額の控除等）
- C 措置法第41条の19第1項<sup>※</sup>（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）
- ※ 旧震災特例法（令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律をいいます。）第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。
- 1 「1 適用する特例の選択」欄
- 適用を受ける特例の□に☑してください。
- なお、「措置法第37条の13第1項」又は「第41条の19第1項」を選択する場合は、下線部に該当する号数（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第37条の13第1項第2号に該当する場合は、同号イ又はロのいずれに該当するかの別を含みます。）を記載してください。
- 2 「2 その年中の株式の異動の状況」欄<sup>※1</sup>
- (1) 「① その年中に払込みによる取得の状況」欄には、その年中に払込みにより取得をした特定株式（Bの特例の適用を受ける場合には設立特定株式をいい、Cの特例の適用を受ける場合には特定新規株式をいいます。②において単に「特定株式」といいます。）の数を記載してください。
- (2) 「② その年中に譲渡又は贈与による異動の状況」欄には、その年中に譲渡又は贈与<sup>※2</sup>をした同一銘柄株式（特定株式及びその特定株式と同一銘柄の他の株式をいいます。以下同じです。）の数をそれぞれ記載してください。
- ※1 発行会社から交付された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄を記載する必要はありません。
- 2 この場合における「譲渡又は贈与」には、特定株式の払込みによる取得の日以前に行われたその年中の同一銘柄株式の譲渡又は贈与も含まれます。
- 3 「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄
- ①から⑤までの算式に基づき、控除対象特定株式（Bの特例の適用を受ける場合には控除対象設立特定株式をいい、Cの特例の適用を受ける場合には控除対象特定新規株式をいいます。）の取得に要した金額を計算します。
- (注) A又はBの特例の適用について、次の1又は2に該当する場合には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書（付表）」を作成し、この明細書と一緒に提出してください。
- 1 その年中に取得をした特例控除対象特定株式<sup>※</sup>の取得に要した金額の合計額につきAの特例の適用を受ける場合において、その適用を受ける金額として一定の金額が20億円を超えるとき
- 2 Bの特例の適用を受ける金額が20億円を超える場合
- ※ 「特例控除対象特定株式」とは、措置法第37条の13第1項第1号又は第2号に掲げる株式会社でその設立の日以後の期間が5年未満の株式会社であることその他の要件を満たすものにより発行される一定の株式をいいます。

(新規)

改 正 後

改 正 前

特定中小会社が発行した株式の取得に  
要した金額等の控除の明細書（付表）

【令和\_\_年分】

整理番号

現住所	フリガナ 氏名	電話番号 (連絡先)
-----	------------	---------------

1 「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける場合

		特別控除対象特定株式			小計	控除対象特定株式	合計
		銘柄:	銘柄:	銘柄:			
		A	B	C			
取得に要した金額の合計額（※1）	①	円	円	円	(A+B+C) 円	E 円	(D+E) 円
株式の種類ごとの①の金額の割合	②	/	/	/	(D1/D) %	(E1/E) %	%
①の金額のうち「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける金額	③	/	/	/	(D2+D3) 円	(E2+E3) 円	(※2) 円
③の金額から20億円を控除した残額	④	/	/	/	(※3) 円	/	/
株式の銘柄ごとの③の金額の割合	⑤	(D21/D2) %	(D22/D2) %	(D23/D2) %	%	/	/
取得費の調整対象額	⑥	(D24+D35) 円	(D25+D36) 円	(D26+D37) 円	/	/	/

※1 ①欄には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」の「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の金額を、株式の種類ごと（特別控除対象特定株式については、その銘柄ごと）に転記してください。  
 ※2 ②の⑤欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額等の控除」欄の金額の合計額（「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける年分において、「措置法第37条の13の2第1項」の規定の適用も受ける場合には、当該合計額をそれぞれの規定の適用を受ける株式の取得に要した金額の各合計額の比率などにより按分した後の金額）を転記してください。  
 ※3 ④の④欄には、③の③欄の金額から20億円を控除した残額を記載してください。

2 「措置法第37条の13の2第1項」の規定の適用を受ける場合

		銘柄:	銘柄:	銘柄:	合計
		A	B	C	
		A	B	C	
取得に要した金額の合計額（※1）	①	円	円	円	(A+B+C) 円
①の金額のうち「措置法第37条の13の2第1項」の規定の適用を受ける金額	②	/	/	/	(※2) 円
②の金額から20億円を控除した残額	③	/	/	/	(※3) 円
株式の銘柄ごとの②の金額の割合	④	(A1/A) %	(B1/B) %	(C1/C) %	%
取得費の調整対象額	⑤	(D1+D4) 円	(D2+D5) 円	(D3+D6) 円	円

※1 ①欄には、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除等の明細書」の「3 控除対象特定株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の金額を、控除対象設立特定株式の銘柄ごとに転記してください。  
 ※2 ②の②欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額等の控除」欄の金額の合計額（「措置法第37条の13の2第1項」の規定の適用を受ける年分において、「措置法第37条の13第1項」の規定の適用も受ける場合には、当該合計額をそれぞれの規定の適用を受ける株式の取得に要した金額の各合計額の比率などにより按分した後の金額）を転記してください。  
 ※3 ③の③欄には、②の②欄の金額から20億円を控除した残額を記載してください。

(令和5年分以降用)

R5.11

(新規)

## 改 正 後

## 使用目的

○ この付表は、次の 1 又は 2 に該当する場合に、それぞれに掲げる規定の適用を受けた年の翌年以後の各年分におけるその規定の適用を受けた株式に係る同一銘柄株式の取得価額又は取得費から控除する金額を計算するために使用するものです。

この付表は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」と一緒に提出してください。

1 その年中に取得をした特例控除対象特定株<sup>①</sup>の取得に要した金額の合計額につき「措置法第37条の13第1項（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）」の規定の適用を受ける場合において、その適用を受ける金額として一定の金額（特例適用控除対象額<sup>②</sup>）が20億円を超えるとき

※1 「特例控除対象特定株式」とは、措置法第37条の13第1項第1号又は第2号に掲げる株式会社でその設立の日以後の期間が5年未満の株式会社であることその他の要件を満たすものにより発行される一定の株式をいいます。

2 「特例適用控除対象額」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額をいいます。

イ 特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける場合（ロに掲げる場合に該当するときは除きます。）

「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける金額

ロ 租税特別措置法施行令第25条の12第7項に規定する控除対象特定株式（以下単に「控除対象特定株式」といいます。）及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける場合

次の算式により計算した金額

## 【算式】

$$\text{特例適用控除対象額} = \frac{\text{その年に「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける金額}}{\text{A} + \text{B}} \times \text{B}$$

A = 「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける控除対象特定株式の取得に要した金額

B = 「措置法第37条の13第1項」の規定の適用を受ける特例控除対象特定株式の取得に要した金額

2 「措置法第37条の13の2第1項（設立特定株式の取得に要した金額の控除等）」の規定の適用を受ける金額が20億円を超える場合

## 改 正 前

（新規）

改正後

改正前

株式の異動明細書

【令和\_\_年分】

整理番号

住所 (前住所)	( )	フリガナ 氏名	( )
電話番号 (連絡先)	職業	関与税理士名 (電話)	( )

【銘柄：】

① 異動年月日 (異動事由)	② 相手方の氏名・名称、 住所・所在地 (相手方との関係)	③ 異動した株数 株	④ 取得又は 譲渡の単価 円	⑤ 金額 (③×④) 円	⑥ 異動後の 株式の総数 株	⑦ 特定残株数 株	⑧ 1株当たり の取得費 円
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						

(その他参考となるべき事項)

(令和5年分以降用)

R5.11

株式の異動明細書

【令和\_\_年分】

整理番号

住所 (前住所)	( )	フリガナ 氏名	( )
電話番号 (連絡先)	職業	関与税理士名 (電話)	( )

【銘柄：】

① 異動年月日 (異動事由)	② 相手方の氏名・名称、 住所・所在地 (相手方との関係)	③ 異動した株数 株	④ 取得又は 譲渡の単価 円	⑤ 金額 (③×④) 円	⑥ 異動後の 株式の総数 株	⑦ 特定残株数 株	⑧ 1株当たり の取得費 円
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						
( ) ( )	( ) ( )						

(その他参考となるべき事項)

(令和元年分以降用)

R4.11

改 正 後

改 正 前

記載要領等

この明細書は、次の表に掲げる特例の適用を受ける場合に、その適用を受ける株式（特例対象株式）の銘柄ごとに、その株式と同一銘柄の株式も含めて、その異動の状況について記載します。記載に当たっては、その株式の発行会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

適用を受ける特例	特例対象株式
1 特定投資株式の取得に要した金額の控除等（指法37の13の1）	特定株式（指法37の13の1）
2 設立特定株式の取得に要した金額の控除等（指法37の13の2①）	設立特定株式（指法37の13の2①）
3 特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例（指法37の13の3①）	特定株式（指法37の13の3①）
4 特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例（指法37の13の3④）	
5 特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例（指法37の13の3⑦）	
6 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（指法41の19③） ※ 令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。	特定新規株式（指法41の19①）
7 特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例（平成20年改正前の指法37の13の3①）	公開等特定株式（平成20年改正前の指法25の12の3②）

- 「①異動年月日（異動事由）」欄のかつこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように記載してください。
  - 発行会社の設立の際に発行される株式の払込みによる取得 設立 (注1)
  - 払込みによる取得（①を除きます。） 払込 (注1, 2)
  - 相対取引による取得 相対
  - 相続（贈与・遺贈）による取得 相続
  - 譲渡 譲渡
  - 贈与 贈与
  - 株式の分割 分割
  - 株式の併合 併合
  - 株式無償割当て 無償割当
  - 発行会社が解散（合併による解散を除きます。）をし、その清算が終了した場合 清算
  - 発行会社が破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた場合 破産

(注1) 払込みにより取得した株式が特例対象株式に該当しない場合には、○で囲みません。  
(注2) 上の表の2の特例の適用を受ける場合は、○で囲みません。
- 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを記載してください。また、かつこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように記載してください。
- 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を記載してください。  
 なお、「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署にお尋ねください。
- 「⑦特定残株数」欄には、上の表の3から5まで及び7の特例の適用を受ける場合に、次のイからロを控除した株数を記載してください。
  - イ 払込みにより取得した特例対象株式の数の合計
  - ロ 特例対象株式の払込みによる取得の時に以後に譲渡又は贈与をした特例対象株式と同一銘柄株式の数
 なお、株式の分割・併合等があった場合には、計算が異なりますので税務署にお尋ねください。
- 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を記載してください。
 
$$\frac{[(\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費})] + [(\text{前回譲渡後に取得した株式の取得費の合計})]}{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) + (\text{前回譲渡後に取得した株式の株数の合計})}$$

※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含みます。  
 なお、株式の分割・併合等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署にお尋ねください。

記載要領等

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例）、同条第7項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）、同法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（令和3年改正前震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。）又は平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

- 「①異動年月日（異動事由）」欄のかつこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。
  - 払込みによる取得 払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）
  - 相対取引による取得 相対
  - 相続（贈与・遺贈）による取得 相続
  - 株式の分割 分割
  - 株式無償割当て 無償割当
  - 譲渡 譲渡
  - 贈与 贈与
  - 株式の併合 併合
 特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合 清算  
 特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合 破産
- 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かつこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。
- 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。  
 （注）「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署にお尋ねください。
- 「⑦特定残株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。
  - イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計
  - ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時に以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の数
 なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署にお尋ねください。
- 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。
 
$$\frac{[(\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費})] + [(\text{前回譲渡後に取得した株式の取得費の合計})]}{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) + (\text{前回譲渡後に取得した株式の株数の合計})}$$

※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含みます。  
 なお、株式の分割・併合等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

(削除)

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

納税者	住所	氏名	フリガナ	電話番号	( )	
資産の種類	土地	宅地・その他 ( )	数量	( )	㎡	
	建物等	事務所・工場・その他 ( )		( )	㎡	
	工業所有権等	特許権・実用新案権・その他 ( )		( )	件	
所在地等						
取得年月日		平成 年 月 日	取得価額	( )	円	
贈与年月日		平成 年 月 日	贈与の時に おける価額	( )	円	
贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた権利の種類		借地権・賃借権・使用貸借権・その他 ( )				
贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた部分の割合		% (計算根拠等)				
贈与後の利用状況						
贈与を受けた法人に関する事項	法人の名称					
	本店又は主たる事務所の所在地					
	資本金又は出資金の額 円					
	常時使用する従業員の数 人					
	法人における 贈与者の役職等	保証債務の履行時 資産を贈与した時	取締役・その他 ( )			( )
債務処理計画 に関する事項	計画策定の基とした準則					
	計画に定められている 債務免除等の金額 円					
	計画に定められている 債務免除等を行う金融機関等					
保証債務の一部履行に 関する事項	主たる債務者 贈与を受けた法人・その他 ( )					
	債権者	氏名又は住所				
		住所又は所在地				
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額		
		年 月 日		円		
	保証債務の一部 履行に関する事項	保証債務の一部を履行した年月日	保証債務の一部を履行した金額	求償権の額		
平成 年 月 日		円	円			
資産の贈与及び保証債務の一部履行後における保証債務の(見込み)残高					円	

○ この明細書は、申告書と一緒提出していただくまい。なお、贈与した資産のうち、贈与を受けた法人の事業の用に供され、申告する必要のある部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかにも「贈与所得の内訳書」を作成し、申告する必要があります。

関与 税理士名	(電話 )	税務署 整理欄	営業課税部門	名簿番号

改正後

改正前

(削除)

## 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

## 1 使用目的

この明細書は、租税特別措置法第40条の3の2第1項に規定する債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用を受けようとする場合に、確定申告書の添付書類として使用するものです。

なお、贈与した資産のうち贈与を受けた法人の事業の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」（贈与した資産が下記2(1)イ又はロの場合は【土地・建物用】、ハの場合は【総合譲渡用】）を作成し、申告する必要があります。

## 2 記載要領等

## (1) 「債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項」欄

贈与した資産のうち贈与を受けた法人の事業の用に供されている部分がある場合、「数量」、「取得価額」及び「贈与の時における価額」については、当該法人の事業の用に供されている部分に相当する数量等を記載し、( )内にはそれぞれ贈与した資産の総面積、総額等を記載してください。

なお、当該法人の事業の用に供されている部分については、次の算式により計算した面積に相当する部分又は割合に基づいて計算し、併せて「贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合」に記載してください。

イ 贈与した資産が建物及びその附属設備又は構築物（以下「建物等」という。）の場合

$$\frac{\text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に専ら供されている部分の床面積(A)}}{\text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積}} \times \frac{A}{A + \text{その他の部分に専ら供されている部分の床面積}}$$

ロ 贈与した資産が建物等の敷地の用に供されている土地の場合

$$\frac{\text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地の面積}}{\text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地とその他の部分とに併用されている部分の面積}} \times \frac{\text{当該建物等の床面積のうち上記イの算式により計算した当該法人の事業の用に供されている部分の床面積}}{\text{当該建物等の床面積}}$$

ハ 工業所有権その他の資産（有価証券、土地及び建物等を除き、以下「工業所有権等」という。）の場合

$$\frac{\text{贈与した個人が当該法人から収入すべき当該工業所有権等の使用料の額}}{\text{贈与した個人が収入すべき当該工業所有権等の使用料の総額}}$$

## (2) 「贈与を受けた法人に関する事項」欄

「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除きます。）の総数によって判定します。この場合、法人が製造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その業務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を常時使用する従業員の数に含めてください。

## (3) 「債務処理計画に関する事項」欄

イ 「計画策定の基とした準則」には、私的整理に関するガイドライン、株式会社整理回収機構が定める準則、中小企業再生支援協議会が定める準則、特定認証紛争解決手続及び株式会社地域経済活性化支援機構が定める実務運用標準が該当します。

ロ 「債務免除等」とは、債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生じることが見込まれる場合に限り。）をいいます。

改正後

改正前

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

納税者	住所	氏名	フリガナ	電話番号	( )
資産の種類	土地	宅地・その他( )	数量	( )	㎡
	建物等	事務所・工場・その他( )		( )	㎡
	工業所有権等	特許権・実用新案権・その他( )			㎡
					件
所在地等					
取得年月日	年 月 日	取得価額	( )	円	
贈与年月日	年 月 日	贈与の時に おける価額	( )	円	
贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた権利の種類	借地権・賃借権・使用貸借権・その他( )				
贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた部分の割合	%	(計算根拠等)			
贈与後の利用状況					
贈与を受けた法人に関する事項	法人の名称				
	本店又は主たる事務所の所在地				
	資本金又は出資金の額				
	常時使用する従業員の数				
	法人における 贈与者の役職等	保証債務の履行時 資産を贈与した時	取締役・その他( )		
			取締役・その他( )		
債務処理計画 に関する事項	計画策定の基とした準則				
	計画に定められている 債務免除等の金額				
	計画に定められている 債務免除等を行う金融機関等				
保証債務の一部履行に関する事項	主たる債務者				
	債権者				
	保証債務の内容				
	保証債務の一部履行に関する事項				
資産の贈与及び保証債務の一部履行後における保証債務の(見込み)残高					

納税者	住所	氏名	フリガナ	電話番号	( )
資産の種類	土地	宅地・その他( )	数量	( )	㎡
	建物等	事務所・工場・その他( )		( )	㎡
	工業所有権等	特許権・実用新案権・その他( )			㎡
					件
所在地等					
取得年月日	年 月 日	取得価額	( )	円	
贈与年月日	年 月 日	贈与の時に おける価額	( )	円	
贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた権利の種類	借地権・賃借権・使用貸借権・その他( )				
贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた部分の割合	%	(計算根拠等)			
贈与後の利用状況					
贈与を受けた法人に関する事項	法人の名称				
	本店又は主たる事務所の所在地				
	資本金又は出資金の額				
	常時使用する従業員の数				
	法人における 贈与者の役職等	保証債務の履行時 資産を贈与した時	取締役・その他( )		
			取締役・その他( )		
債務処理計画 に関する事項	計画策定の基とした準則				
	計画に定められている 債務免除等の金額				
	計画に定められている 債務免除等を行う金融機関等				
保証債務の一部履行に関する事項	主たる債務者				
	債権者				
	保証債務の内容				
	保証債務の一部履行に関する事項				
資産の贈与及び保証債務の一部履行後における保証債務の(見込み)残高					

○この明細書は、申告書と一纏に提出してください。また、贈与した資産のうち、贈与を受けた法人の事業の用に供し、申告する必要がある部分がある場合は、この明細書に併せて提出してください。

○この明細書は、申告書と一纏に提出してください。また、贈与した資産のうち、贈与を受けた法人の事業の用に供し、申告する必要がある部分がある場合は、この明細書に併せて提出してください。

関与 税理士名	(電話 )
------------	-------

税務署 整理欄	資産課税部門	名簿番号
------------	--------	------

(資6-96-A4統一)  
(平成26年4月1日以後贈与用)

関与 税理士名	(電話 )
------------	-------

税務署 整理欄	資産課税部門	名簿番号
------------	--------	------

(資6-96-A4統一)  
(平成26年4月1日以後贈与用)

## 改正後

## 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

## 1 使用目的

この明細書は、租税特別措置法第40条の3の2第1項に規定する債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用を受けようとする場合（震災特例法第12条の3の規定により適用を受ける場合を含みます。）に、確定申告書の添付書類として使用するものです。

なお、贈与した資産のうち贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」（贈与した資産が下記2(1)イ又はロの場合は【土地・建物用】、ハの場合は【総合譲渡用】）を作成し、申告する必要があります。

## 2 記載要領等

## (1) 「債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項」欄

贈与した資産のうち贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、「数量」、「取得価額」及び「贈与の時における価額」については、当該法人の事業の用に供されている部分に相当する数量等を記載し、( )内にはそれぞれ贈与した資産の総面積、総額等を記載してください。

なお、当該法人の事業の用に供されている部分については、次の算式により計算した面積に相当する部分又は割合に基づいて計算し、併せて「贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合」に記載してください。

## イ 贈与した資産が建物及びその附属設備又は構築物（以下「建物等」といいます。）の場合

$$\frac{\text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に専ら供されている部分の床面積(A)}}{\text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に専ら供されている部分の床面積(A)} + \text{その他の部分に専ら供されている部分の床面積}} \times \text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積}$$

## ロ 贈与した資産が建物等の敷地の用に供されている土地の場合

$$\frac{\text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地とし専ら供されている部分の面積}}{\text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地とし他の部分とに併用されている部分の面積}} \times \text{当該建物等の床面積のうち上記の算式により計算した当該法人の事業の用に供されている部分の床面積}$$

## ハ 贈与した資産が工業所有権その他の資産（有価証券、土地及び建物等を除きます。以下「工業所有権等」といいます。）の場合

$$\frac{\text{贈与した個人が当該法人から収入すべき当該工業所有権等の使用料の額}}{\text{贈与した個人が収入すべき当該工業所有権等の使用料の総額}}$$

## (2) 「贈与を受けた法人に関する事項」欄

「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであると問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除きます。）の総数によって判定します。この場合、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を常時使用する従業員の数に含めてください。

## (3) 「債務処理計画に関する事項」欄

イ 「計画策定の基とした準則」には、私的整理に関するガイドライン、株式会社整理回収機構が定める準則、中小企業再生支援全国本部及び協議会が定める準則（（注）中小企業再生支援全国本部が再生支援を行う場合はこの特例の対象にはなりません。）、特定認証紛争解決手続、株式会社地域経済活性化支援機構が定める実務運用標準及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が定める準則が該当します。

ロ 「債務免除等」とは、債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生じることが見込まれる場合に限り。）をいいます。

## 改正前

## 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

## 1 使用目的

この明細書は、租税特別措置法第40条の3の2第1項に規定する債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用を受けようとする場合（震災特例法第12条の3の規定により適用を受ける場合を含みます。）に、確定申告書の添付書類として使用するものです。

なお、贈与した資産のうち贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」（贈与した資産が下記2(1)イ又はロの場合は【土地・建物用】、ハの場合は【総合譲渡用】）を作成し、申告する必要があります。

## 2 記載要領等

## (1) 「債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項」欄

贈与した資産のうち贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、「数量」、「取得価額」及び「贈与の時における価額」については、当該法人の事業の用に供されている部分に相当する数量等を記載し、( )内にはそれぞれ贈与した資産の総面積、総額等を記載してください。

なお、当該法人の事業の用に供されている部分については、次の算式により計算した面積に相当する部分又は割合に基づいて計算し、併せて「贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合」に記載してください。

## イ 贈与した資産が建物及びその附属設備又は構築物（以下「建物等」といいます。）の場合

$$\frac{\text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に専ら供されている部分の床面積(A)}}{\text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に専ら供されている部分の床面積(A)} + \text{その他の部分に専ら供されている部分の床面積}} \times \text{贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積}$$

## ロ 贈与した資産が建物等の敷地の用に供されている土地の場合

$$\frac{\text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地とし専ら供されている部分の面積}}{\text{贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地とし他の部分とに併用されている部分の面積}} \times \text{当該建物等の床面積のうち上記の算式により計算した当該法人の事業の用に供されている部分の床面積}$$

## ハ 工業所有権その他の資産（有価証券、土地及び建物等を除き、以下「工業所有権等」といいます。）の場合

$$\frac{\text{贈与した個人が当該法人から収入すべき当該工業所有権等の使用料の額}}{\text{贈与した個人が収入すべき当該工業所有権等の使用料の総額}}$$

## (2) 「贈与を受けた法人に関する事項」欄

「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであると問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除きます。）の総数によって判定します。この場合、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を常時使用する従業員の数に含めてください。

## (3) 「債務処理計画に関する事項」欄

イ 「計画策定の基とした準則」には、私的整理に関するガイドライン、株式会社整理回収機構が定める準則、中小企業再生支援全国本部及び協議会が定める準則（（注）中小企業再生支援全国本部が再生支援を行う場合はこの特例の対象にはなりません。）、特定認証紛争解決手続、株式会社地域経済活性化支援機構が定める実務運用標準及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が定める準則が該当します。

ロ 「債務免除等」とは、債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生じることが見込まれる場合に限り。）をいいます。

改 正 後

改 正 前

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【令和\_\_年分】

整理番号

〔令和二年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用〕

住所、フリガナ氏名、電話番号(連絡先)、職業、関与税理士名(電話)

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

Table with columns: 区分, 納税猶予の適用の有無, 国外転出等の日(又は国外転出の予定日), 国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)

Table with columns: 区分, 氏名, 住所(又は居所)

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

Table with columns: 所得区分, ① 収入金額, ② 取得費, 差引金額(①-②)

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」と及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

Table with columns: 所得区分, ① 収入金額, ② 取得費, 差引金額(①-②)

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【令和\_\_年分】

整理番号

〔令和二年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用〕

住所、フリガナ氏名、電話番号(連絡先)、職業、関与税理士名(電話)

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

Table with columns: 区分, 納税猶予の適用の有無, 国外転出等の日(又は国外転出の予定日), 国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)

Table with columns: 区分, 氏名, 住所(又は居所)

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

Table with columns: 所得区分, ① 収入金額, ② 取得費, 差引金額(①-②)

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」と及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

Table with columns: 所得区分, ① 収入金額, ② 取得費, 差引金額(①-②)

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。







改正後

改正前

【国外転出（贈与）時課税（所法 60 条の 3）用】

【国外転出（贈与）時課税（所法 60 条の 3）用】

5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）

5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）

		氏名（贈与者）		氏名（受贈者）					
種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得年月日	所得区分	移転等の日及び 減価加算の特例	
① 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの									
				円	円	...	総合 課・贈・譲(債・配) 分類一非・上非・特取		
						...	総合 課・贈・譲(債・配) 分類一非・上非・特取		
						...	総合 課・贈・譲(債・配) 分類一非・上非・特取		
						...	総合 課・贈・譲(債・配) 分類一非・上非・特取		
						...	総合 課・贈・譲(債・配) 分類一非・上非・特取		
② 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、非居住者である受贈者が確定申告期限までに移転等したものの（下記③を除く。）									
						...	総合 課・贈・譲(債・配) 分類一非・上非・特取	移転等の日 (...)	減価・取消
						...	総合 課・贈・譲(債・配) 分類一非・上非・特取	移転等の日 (...)	減価・取消
						...	総合 課・贈・譲(債・配) 分類一非・上非・特取	移転等の日 (...)	減価・取消
③ 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの									
						...			
						...			
						...			
計				Ⓐ					

		氏名（贈与者）		氏名（受贈者）					
種類	銘柄等	数量	所在	価額等 (収入金額)	取得費	取得年月日	所得区分	移転等の日及び 減価加算の特例	
① 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの									
				円	円	...	総合 課・贈・譲(債・配) 分類一非・上非・特取		
						...	総合 課・贈・譲(債・配) 分類一非・上非・特取		
						...	総合 課・贈・譲(債・配) 分類一非・上非・特取		
						...	総合 課・贈・譲(債・配) 分類一非・上非・特取		
						...	総合 課・贈・譲(債・配) 分類一非・上非・特取		
② 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、非居住者である受贈者が確定申告期限までに移転等したものの（下記③を除く。）									
						...	総合 課・贈・譲(債・配) 分類一非・上非・特取	移転等の日 (...)	減価・取消
						...	総合 課・贈・譲(債・配) 分類一非・上非・特取	移転等の日 (...)	減価・取消
						...	総合 課・贈・譲(債・配) 分類一非・上非・特取	移転等の日 (...)	減価・取消
③ 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの									
						...			
						...			
						...			
計				Ⓐ					

(注1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第1項の規定の適用を受ける場合の適用贈与資産となります。

(注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の金額は、その適用前の金額により計算します。

(注3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

(注4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

(注1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第1項の規定の適用を受ける場合の適用贈与資産となります。

(注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の金額は、その適用前の金額により計算します。

(注3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

(注4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

《1億円の判定》

《1億円の判定》

贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額（「5のA」+「6のB」）	Ⓒ	※ ①の1欄内で、かつ、贈与の日前10年以内における贈与者の国内居住期間が5年超の場合、「贈与等」により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）の適用があります。
--	---	---

贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額（「5のA」+「6のB」）	Ⓒ	※ ①の1欄内で、かつ、贈与の日前10年以内における贈与者の国内居住期間が5年超の場合、「贈与等」により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）の適用があります。
--	---	---







## 改正後

**国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書  
(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》**

**1 使用目的**

この明細書は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》又は第60条の3第1項から第3項まで《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用がある場合に使用するものです。

なお、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用を受けるために申告書に添付すべき対象資産の明細を兼ねています。

**2 記載要領等**

(1) 「1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」の「国外転出等の日(又は国外転出の予定日)」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出(所得税法第60条の2第1項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。)の日、贈与の日又は相続開始の日(以下、これらを「国外転出等の日」といいます。)を記載します。なお、納税管理人の届出(国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をいいます。)をしないで国外転出の日前に確定申告書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」欄について、この場合の国内在住期間には、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格(外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学など)で在留していた期間その他一定の期間は含まれません。

(2) 「2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)」は、所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の2第1項に規定する有価証券等(以下「有価証券等」といいます。)、同条第2項に規定する未決済信用取引等(以下「未決済信用取引等」といいます。))又は同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引(以下「未決済デリバティブ取引」といいます。))以下、これらを「対象資産」といいます。)の移転を受けた非居住者である受贈者又は相続人等(相続人及び受遺者をいいます。以下同じです。))の別に応じてチェック(相続人又は受遺者の別は○で囲みます。)するとともに、受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)を記載してください。

(注) 住所(又は居所)は、外国の住所(又は居所)を記載してください。

(3) 「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」には、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「6」及び「7」以外のもの)」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したものの)①又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したものの)①に記載した対象資産に係る下記5①に依り記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

(4) 「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」には、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告期限までに移転等したもの(「7」を除く。))」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したものの)②又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したものの)②に記載した対象資産に係る下記5①に依り記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の2第6項又は第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものときされるもの(「取消」を○で囲んだもの)については、記載しません。

また、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項又は第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの)については、その適用後の金額(「価額等(収入金額)」欄においてかっこ書により記載した金額)の合計額を記載します。

## 改正前

**国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書  
(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》**

**1 使用目的**

この明細書は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》又は第60条の3第1項から第3項まで《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用がある場合に使用するものです。

なお、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用を受けるために申告書に添付すべき対象資産の明細を兼ねています。

**2 記載要領等**

(1) 「1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」の「国外転出等の日(又は国外転出の予定日)」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出(所得税法第60条の2第1項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。)の日、贈与の日又は相続開始の日(以下、これらを「国外転出等の日」といいます。)を記載します。なお、納税管理人の届出(国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をいいます。)をしないで国外転出の日前に確定申告書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」欄について、この場合の国内在住期間には、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格(外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等)で在留していた期間その他一定の期間は含まれません。

(2) 「2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)」は、所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の2第1項に規定する有価証券等(以下「有価証券等」といいます。)、同条第2項に規定する未決済信用取引等(以下「未決済信用取引等」といいます。))又は同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引(以下「未決済デリバティブ取引」といいます。))以下、これらを「対象資産」といいます。)の移転を受けた受贈者又は相続人等(相続人及び受遺者をいいます。以下同じです。))の別に応じてチェック(相続人又は受遺者の別は○で囲みます。)するとともに、受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)を記載してください。

(注) 住所(又は居所)は、外国の住所(又は居所)を記載してください。

(3) 「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」には、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「6」及び「7」以外のもの)」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したものの)①又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したものの)①に記載した対象資産に係る下記5①に依り記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

(4) 「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」には、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告期限までに移転等したもの(「7」を除く。))」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したものの)②又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したものの)②に記載した対象資産に係る下記5①に依り記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の2第6項又は第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものときされるもの(「取消」を○で囲んだもの)については、記載しません。

また、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項又は第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの)については、その適用後の金額(「価額等(収入金額)」欄においてかっこ書により記載した金額)の合計額を記載します。

## 改正後

- ⑤ 「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」は、「6」及び「7」以外の対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。

## イ 「種類」欄

この欄には、対象資産の種類を記載します。

(例) 「株式」、「投資信託」、「公社債」、「匿名組合契約の出資の持分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」など

## ロ 「銘柄等」欄

この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。

(例) 「○○建設」、「個人向け国債（固定5年）第○回」、「○○ファンド」、「東証TOPIX」など

## ハ 「数量」欄

この欄には、対象資産の株数、額面金額、口数等を記載します。

## ニ 「所在」欄

この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に開設された口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金融商品取引業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してください。

## ホ 「価額等（収入金額）」欄

この欄には、国外転出の時ににおける有価証券等の価額に相当する金額又は国外転出の時ににおいて未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「価額等」といいます。）を記載します。ただし、所得税法第60条の2第1項第2号、同条第2項第2号又は同条第3項第2号の規定により、国外転出の予定日から起算して3月前の日（同日後に取得又は契約の締結をした場合はその取得又は契約の締結の時）の価額等による場合は、その価額等を記載します。

## ヘ 「取得費」欄

この欄には、対象資産に係る購入の代価（購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委託手数料等はありませんので、記載しません。

## ト 「取得等年月日」欄

この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。

## チ 「所得区分」欄

この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法（総合・分離）及び所得区分について、該当するものを○で囲みます。

- ⑥ 「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」は、対象資産が譲渡若しくは決済又は贈与などにより移転（以下「移転等」といいます。）し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記⑤に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。

## イ 「価額等（収入金額）」欄

所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの）については、その適用前の金額を記載するとともに、その適用後の金額をその上部にかっこで記載します。

例えば、国外転出の時にA社株式（一般株式等に該当）1,000株（@1,000円）を所有しており、そのうち国外転出の日の属する年分の確定申告期限までにA社株式を400株（@900円）で譲渡し、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用がある場合は、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：600株、所在：○○、価額等（収入金額）：600,000円、取得費：○○円、取得等年月日：○・○・○、所得区分：分離（一般）」と記載等し、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：400株、所在：○○、価額等（収入金額）：下段400,000円、上段（360,000円）、取得費：○○円、取得等年月日：○・○・○、所得区分：分離（一般）、移転等の日及び減額又は取消の有無：移転等の日○・○・○、減額」と記載等します。

## 改正前

- ⑤ 「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」は、「6」及び「7」以外の対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。

## イ 「種類」欄

この欄には、対象資産の種類を記載します。

(例) 「株式」、「投資信託」、「公社債」、「匿名組合契約の出資の持分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」など

## ロ 「銘柄等」欄

この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。

(例) 「○○建設」、「個人向け国債（固定5年）第○回」、「○○ファンド」、「東証TOPIX」など

## ハ 「数量」欄

この欄には、対象資産の株数、額面金額、口数等を記載します。

## ニ 「所在」欄

この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に開設された口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金融商品取引業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してください。

## ホ 「価額等（収入金額）」欄

この欄には、国外転出の時ににおける有価証券等の価額に相当する金額又は国外転出の時ににおいて未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「価額等」といいます。）を記載します。ただし、所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定により、国外転出の予定日から起算して3月前の日（同日後に取得又は契約の締結をした場合はその取得又は契約の締結の時）の価額等による場合は、その価額等を記載します。

## ヘ 「取得費」欄

この欄には、対象資産に係る購入の代価（購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委託手数料等はありませんので、記載しません。

## ト 「取得等年月日」欄

この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。

## チ 「所得区分」欄

この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法（総合・分離）及び所得区分について、該当するものを○で囲みます。

- ⑥ 「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」は、譲渡若しくは決済又は贈与などにより対象資産が移転等し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記⑤に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。

## イ 「価額等（収入金額）」欄

所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの）については、その適用前の金額を記載するとともに、その適用後の金額をその上部にかっこで記載します。

例えば、国外転出の時にA社株式（一般株式等に該当）1,000株（@1,000円）を所有しており、そのうち国外転出の日の属する年分の確定申告期限までにA社株式を400株（@900円）で譲渡し、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用がある場合は、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：600株、所在：○○、価額等（収入金額）：600,000円、取得費：○○円、取得等年月日：○・○・○、所得区分：分離（一般）」と記載等し、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：400株、所在：○○、価額等（収入金額）：下段400,000円、上段（360,000円）、取得費：○○円、取得等年月日：○・○・○、所得区分：分離（一般）、移転等の日及び減額又は取消の有無：移転等の日○・○・○、減額」と記載等します。

## ロ 「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄

この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。

改正後

改正前

- ロ 「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄  
この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。  
なお、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるものについては、「減額」を○で囲み、同条第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を○で囲みます。
- (7) 「7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）」は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記5)に準じて記載します。  
なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」及び「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載しません。
- (8) 「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」及び「6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記5)から(7)までに準じて記載します。  
なお、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。
- (9) 「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」及び「6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記5)から(7)までに準じて記載します。  
なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、「価額等（収入金額）」欄及び「取得費」欄に対象資産の価額等（収入金額）及び取得費に法定相続分を乗じた金額を記載します。  
また、「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成してください。
- (注) 所得税法第151条の5第1項から第3項まで（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の規定の適用がある場合には、「※ 所得税法第151条の5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合」の「遺産分割等の事由」欄に、次の遺産分割等の事由に応じて、次のとおり記載するとともに、「遺産分割等の年月日」欄には、当該遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第3号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第2号)

- なお、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるものについては、「減額」を○で囲み、同条第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を○で囲みます。
- (7) 「7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）」は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記5)に準じて記載します。  
なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」及び「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載しません。
- (8) 「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」及び「6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記5)から(7)までに準じて記載します。  
なお、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。
- (9) 「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」及び「6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記5)から(7)までに準じて記載します。  
なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、対象資産の価額等（収入金額）及び取得費に法定相続分を乗じた金額を「価額等（収入金額）」欄及び「取得費」欄に記載します。  
また、「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成してください。
- (注) 所得税法第151条の5第1項から第3項まで（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の規定の適用がある場合には、「※ 所得税法第151条の5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合」の「遺産分割等の事由」欄に、次の遺産分割等の事由に応じて、次のとおり記載するとともに、「遺産分割等の年月日」欄には、当該遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第3号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第2号)

改正後

改正前

【令和\_\_\_\_年分】  
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る  
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

整理番号

住所	フリガナ氏名	
電話番号(連絡先)	職業	関与税理士名(電話)

適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算

所得金額 分離課税	事業(営業等) ①	
	雑 ②	
	総合課税・一時 ③	
	特選第一表④から⑥対応分 ④	
	総合課税の所得金額計 (①+②+③+④) ⑤	
	特選第二表⑦から⑩対応分 ⑥	
	一般株式等の譲渡 ⑦	
	上場株式等の譲渡 ⑧	
	上場株式等の配当等 ⑨	
	先物取引 ⑩	
	申告書第三表⑪対応分 ⑪	
所得から差し引かれる金額 (申告書第一表⑫)		⑫
課税される所得金額		
⑬ 対応分 ⑬		,000
⑭ 対応分 ⑭		,000
⑮ 対応分 ⑮		,000
⑯ 対応分 ⑯		,000
⑰ 対応分 ⑰		,000
税金の計算		
⑱ 対応分 ⑱		
⑲ 対応分 ⑲		
⑳ 対応分 ⑳		
㉑ 対応分 ㉑		
㉒ 対応分 ㉒		

⑬から⑰までの合計 ㉓	
所得税額から差し引かれる金額 (申告書第一表⑬から⑰対応分計) ㉔	
差引所得税額 (㉓-㉔) ㉕	
災害減免額 ㉖	
再差引所得税額 (基本所得税額) (㉕-㉖) ㉗	
復興特別所得税額 (㉗×2.1%) ㉘	
所得税及び復興特別所得税の額 (㉗+㉘) ㉙	
外国税額控除等 ㉚	

納税猶予税額の計算

(申告書第一表⑬-⑰-㉔)の金額 ㉛	
(㉕-㉚)の金額 ㉜	
納税猶予分の所得税額等 (㉛-㉜) ㉝	00
申告書第一表㉞欄の金額 ㉞	00
納税猶予税額	
㉟<㉞-㉝の金額 ㉟	00
㊱>㉞-㉝の金額 ㊱	00

※ ㉟の金額が負の場合は零

申告期限までに納付する金額

㉞-㉟	㊱	00
-----	---	----

○ 遺産分割等があり修正申告をする場合

遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)
遺産分割等の事由が生じた年月日	年 月 日
確定申告における納税猶予税額	㉒ 00
増加する納税猶予税額 (㉒-㉓)	㉓ 00

(注) ㉔の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

(資6-101-A.4統一) R5.11

【令和\_\_\_\_年分】  
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る  
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

整理番号

住所	フリガナ氏名	
電話番号(連絡先)	職業	関与税理士名(電話)

適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算

所得金額 分離課税	事業(営業等) ①	
	雑 ②	
	総合課税・一時 ③	
	特選第一表④から⑥対応分 ④	
	総合課税の所得金額計 (①+②+③+④) ⑤	
	特選第二表⑦から⑩対応分 ⑥	
	一般株式等の譲渡 ⑦	
	上場株式等の譲渡 ⑧	
	上場株式等の配当等 ⑨	
	先物取引 ⑩	
	申告書第三表⑪対応分 ⑪	
所得から差し引かれる金額 (申告書第一表⑫)		⑫
課税される所得金額		
⑬ 対応分 ⑬		,000
⑭ 対応分 ⑭		,000
⑮ 対応分 ⑮		,000
⑯ 対応分 ⑯		,000
⑰ 対応分 ⑰		,000
税金の計算		
⑱ 対応分 ⑱		
⑲ 対応分 ⑲		
⑳ 対応分 ⑳		
㉑ 対応分 ㉑		
㉒ 対応分 ㉒		

⑬から⑰までの合計 ㉓	
所得税額から差し引かれる金額 (申告書第一表⑬から⑰対応分計) ㉔	
差引所得税額 (㉓-㉔) ㉕	
災害減免額 ㉖	
再差引所得税額 (基本所得税額) (㉕-㉖) ㉗	
復興特別所得税額 (㉗×2.1%) ㉘	
所得税及び復興特別所得税の額 (㉗+㉘) ㉙	
外国税額控除等 ㉚	

納税猶予税額の計算

(申告書第一表⑬-⑰-㉔)の金額 ㉛	
(㉕-㉚)の金額 ㉜	
納税猶予分の所得税額等 (㉛-㉜) ㉝	00
申告書第一表㉞欄の金額 ㉞	00
納税猶予税額	
㉟<㉞-㉝の金額 ㉟	00
㊱>㉞-㉝の金額 ㊱	00

※ ㉟の金額が負の場合は零

申告期限までに納付する金額

㉞-㉟	㊱	00
-----	---	----

○ 遺産分割等があり修正申告をする場合

遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)
遺産分割等の事由が生じた年月日	年 月 日
確定申告における納税猶予税額	㉒ 00
増加する納税猶予税額 (㉒-㉓)	㉓ 00

(注) ㉔の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

(資6-101-A.4統一) R4.11

【令和四年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始適用】 ○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

【令和四年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始適用】 ○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

## 改正後

## 改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

## 1 使用目的

この計算書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

## 2 記載要領等

## (1) 「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄

「適用資産等<sup>(H1)</sup>」について国外転出時課税制度<sup>(H2)</sup>の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めずし所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。

(注1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第137条の2第1項に規定する「適用資産」、同法第137条の3第1項に規定する「適用贈与資産」又は同条第2項に規定する「適用相続等資産」をいいます。

(注2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び第60条の3第1項から第3項までの規定をいいます。

## (2) 「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄

所得税法第151条の6第1項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合にのみ記載します。

## イ 「遺産分割等の事由」欄

遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動が生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第3号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第2号)

## ロ 「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄

遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

## ハ 「確定申告における納税猶予税額」欄

確定申告における納税猶予税額を記載します。

なお、当該確定申告から当該修正申告までの間に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。

## 1 使用目的

この計算書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

## 2 記載要領等

## (1) 「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄

「適用資産等<sup>(H1)</sup>」について国外転出時課税制度<sup>(H2)</sup>の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めずし所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。

(注1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第137条の2第1項に規定する「適用資産」、同法第137条の3第1項に規定する「適用贈与資産」又は同条第2項に規定する「適用相続等資産」をいいます。

(注2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定をいいます。

## (2) 「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄

所得税法第151条の6第1項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合にのみ記載します。

## イ 「遺産分割等の事由」欄

遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動が生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第3号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第2号)

## ロ 「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄

遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

## ハ 「確定申告における納税猶予税額」欄

確定申告における納税猶予税額を記載します。

なお、当該確定申告から当該修正申告までの間に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

 _____ 税務署長 令和____年____月____日提出	納税者(代表者)	住 所 又は居所 〒 _____ (In - - - )
		フリガナ 氏 名
	納税管理 人	住 所 〒 _____ (In - - - )
		フリガナ 氏 名

 _____ 税務署長 令和____年____月____日提出	納税者(代表者)	住 所 又は居所 〒 _____ (In - - - )
		フリガナ 氏 名
	納税管理 人	住 所 〒 _____ (In - - - )
		フリガナ 氏 名

所得税法第137条の\_\_\_\_第\_\_\_\_項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、同条第\_\_\_\_項<sup>※2</sup>の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

所得税法第137条の\_\_\_\_第\_\_\_\_項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、同条第\_\_\_\_項<sup>※2</sup>の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項  
平成・令和\_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_ 税務署 平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出 氏名\_\_\_\_\_
- 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始  
(遺産分割等の事由が生じた年月日：平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)
- 帰国予定日  
令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 帰国予定 ・ 帰国予定なし
- 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）
  - 第1項の適用を受けている場合の受贈者  
住所又は居所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
  - 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）  
住所又は居所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
- その他参考となる事項

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項  
平成・令和\_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_ 税務署 平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出 氏名\_\_\_\_\_
- 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始  
(遺産分割等の事由が生じた年月日：平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)
- 帰国予定日  
令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 帰国予定 ・ 帰国予定なし
- 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）
  - 第1項の適用を受けている場合の受贈者  
住所又は居所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
  - 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）  
住所又は居所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
- その他参考となる事項

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

この欄には  
あついで  
ください

総務 課長 印	通達日付印の年月日	(確認)	整理番号	(名称番号)
	年 月 日			

(資6-102-A4統-) R5.11

この欄には  
あついで  
ください

総務 課長 印	通達日付印の年月日	(確認)	整理番号	(名称番号)
	年 月 日			

(資6-102-A4統-) R4.11

## 改正後

## 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書

## 1 使用目的

この届出書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年を経過する日<sup>①</sup>の翌日以後4か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から10年を経過する日<sup>②</sup>の翌日以後4か月を経過する日まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から5年を経過する日（同日前に、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに提出する必要があります。ただし、同法第151条の5第1項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から5年を経過する日後である方については、その提出期限までに提出する必要があります。

（注） 5年（又は10年）を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

## 2 記載要領等

## (1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第266条の3第16項（同令第266条の2第12項及び第266条の3第22項により準用する場合を含みます。）の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

## (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

## (3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

## (4) 「適用条文（※1及び※2）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	所得税法第137条の2第1項	同条第2項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	所得税法第137条の3第1項	同条第3項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	所得税法第137条の3第2項	同条第3項

## (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載し、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。なお、所得税法第151条の5第1項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から5年を経過する日後である方については、( ) 内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。

## (6) 「帰国予定日」欄

納税者（所得税法第137条の3第1項の適用を受けている場合には非居住者である受贈者、同条第2項の適用を受けている場合には、非居住者である相続人）の帰国予定日を記載します。なお、非居住者である2人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定日が分かるよう適宜記載してください。

## (7) 「所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄

所得税法第137条の3第1項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所又は居所を記載します。同条第2項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

## 改正前

## 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書

## 1 使用目的

この届出書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年を経過する日<sup>①</sup>の翌日以後4か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から10年を経過する日<sup>②</sup>の翌日以後4か月を経過する日まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から5年を経過する日（同日前に、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに提出する必要があります。ただし、同法第151条の5第1項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から5年を経過する日後である方については、当該提出期限までに提出する必要があります。

（注） 5年（又は10年）を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

## 2 記載要領等

## (1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第266条の3第13項（同令第266条の2第10項及び第266条の3第19項により準用する場合を含みます。）の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

## (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

## (3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

## (4) 「適用条文（※1及び※2）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	所得税法第137条の2第1項	同条第2項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	所得税法第137条の3第1項	同条第3項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	所得税法第137条の3第2項	同条第3項

## (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。また、所得税法第151条の5第1項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から5年を経過する日後である方については、( ) 内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

## (6) 「帰国予定日」欄

非居住者である2人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

## (7) 「所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄

所得税法第137条の3第1項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所又は居所を記載します。同条第2項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

改 正 後

改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書

納税者受付印

_____ 税務署長  令和____年____月____日提出	納税者 (代表者)	住 所 又は居所 〒 _____ (In - - - )	フリガナ 氏 名	
		納 税 地	〒 _____ (In - - - )	
	納税管理 人	住 所 〒 _____ (In - - - )	フリガナ 氏 名	

所得税法第137条の\_\_\_\_第\_\_\_\_項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、令和\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第\_\_\_\_項<sup>※3</sup>の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項  
平成・令和\_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_税務署 平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出 氏名\_\_\_\_\_
- 2 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 3 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時の国内の住所  
住所\_\_\_\_\_
- 4 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額  
令和\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在 \_\_\_\_\_円
- 5 令和\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等  
付表「適用資産等の明細」のとおり
- 6 その他参考となる事項

納税者受付印

_____ 税務署長  令和____年____月____日提出	納税者 (代表者)	住 所 又は居所 〒 _____ (In - - - )	フリガナ 氏 名	
		納 税 地	〒 _____ (In - - - )	
	納税管理 人	住 所 〒 _____ (In - - - )	フリガナ 氏 名	

所得税法第137条の\_\_\_\_第\_\_\_\_項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、令和\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第\_\_\_\_項<sup>※3</sup>の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項  
平成・令和\_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_税務署 平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出 氏名\_\_\_\_\_
- 2 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 3 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時の国内の住所  
住所\_\_\_\_\_
- 4 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額  
令和\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在 \_\_\_\_\_円
- 5 令和\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等  
付表「適用資産等の明細」のとおり
- 6 その他参考となる事項

問与税理士		電話番号
-------	--	------

問与税理士		電話番号
-------	--	------

この欄には  
記入しないで  
ください

税務 管理 番号	通達日付印の年月日 年 月 日	(確認)	整理番号	(名称番号)
----------------	--------------------	------	------	--------

この欄には  
記入しないで  
ください

税務 管理 番号	通達日付印の年月日 年 月 日	(確認)	整理番号	(名称番号)
----------------	--------------------	------	------	--------

## 改正後

## 改正前

## 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書

## 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書

## 1 使用目的

この届出書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年（又は10年）を経過する日の翌日以後4か月を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含みます。）が、同法第137条の2第6項又は第137条の3第7項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等<sup>※1</sup>につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年12月31日の属する年の翌年3月15日までに提出する必要があります。  
 (注) 所得税法第137条の2第1項に規定する適用資産、同法第137条の3第1項に規定する適用贈与資産又は同条第2項に規定する適用相続等資産をいいます。

## 2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含みます。）

## (1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第266条の3第16項（同令第266条の2第12項及び第266条の3第22項により準用する場合を含みます。）の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することとなりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

## (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

## (3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

## (4) 「適用条文（※1、※2及び※3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2	※3
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項	この届出書の提出期限の属する年の前年	第4項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第1項		第2項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項		第2項

## (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載し、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

## (6) 「所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時の国内の住所」欄

所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時の国内の住所を記載します。

## (7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。

## (8) 付表「適用資産等の明細」

この届出書の提出期限の属する年の前年12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等<sup>※1</sup>について、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）（確定申告書付表）」に準じて記載してください。

なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載します。また、国外転出等の日以後に所得税法第60条の2第11項各号に掲げる事由より取得した有価証券等については、「備考」欄にその事由を具体的に記載してください。

## 1 使用目的

この届出書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年（又は10年）を経過する日の翌日以後4か月を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含みます。）が、同法第137条の2第6項又は第137条の3第7項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等<sup>※1</sup>につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年12月31日の属する年の翌年3月15日までに提出する必要があります。  
 (注) 所得税法第137条の2第1項に規定する適用資産、同法第137条の3第1項に規定する適用贈与資産又は同条第2項に規定する適用相続等資産をいいます。

## 2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含みます。）

## (1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第266条の3第13項（同令第266条の2第10項及び第266条の3第19項により準用する場合を含みます。）の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することとなりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

## (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

## (3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

## (4) 「適用条文（※1、※2及び※3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2	※3
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項	この届出書の提出期限の属する年の前年	第4項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第1項		第2項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項		第2項

## (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

## (6) 「所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時の国内の住所」欄

所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時の国内の住所を記載します。

## (7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。

## (8) 付表「適用資産等の明細」

この届出書の提出期限の属する年の前年12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等<sup>※1</sup>について、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）（確定申告書付表）」に準じて記載してください。

なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第60条の2第11項又は第60条の3第12項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等<sup>※1</sup>について、その事由を具体的に記載してください。



改 正 後

改 正 前

この欄は  
記入してください

通信日付印の年月日 (確認)		整理番号	(名簿番号)
年 月 日			

この欄は  
記入してください

通信日付印の年月日 (確認)		整理番号	(名簿番号)
年 月 日			

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る  
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

納税猶予付印

税務署長 令和____年____月____日提出	納税者(代表者)	住 所 又は居所 (In - - -)
		フリガナ 氏 名
	納税地	(In - - -)
	納税管理人	住 所 (In - - -)
		フリガナ 氏 名

納税猶予付印

税務署長 令和____年____月____日提出	納税者(代表者)	住 所 又は居所 (In - - -)
		フリガナ 氏 名
	納税地	(In - - -)
	納税管理人	住 所 (In - - -)
		フリガナ 氏 名

所得税法第137条の\_\_\_\_第\_\_\_\_項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、同条第\_\_\_\_項<sup>※2</sup>に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の\_\_\_\_第\_\_\_\_項<sup>※3</sup>の規定により、下記のとおり提出します。

所得税法第137条の\_\_\_\_第\_\_\_\_項<sup>※1</sup>の適用を受けていますが、同条第\_\_\_\_項<sup>※2</sup>に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の\_\_\_\_第\_\_\_\_項<sup>※3</sup>の規定により、下記のとおり提出します。

記

記

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項  
平成・令和\_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_税務署 平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出 氏名\_\_\_\_\_
- 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 国外転出・贈与・相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
  - 現在の納税猶予期限 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
  - 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 \_\_\_\_\_円
- 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等
  - 確定する納税猶予期限 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
  - 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 \_\_\_\_\_円
  - 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項  
付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」との通り
  - 一部確定事由が生じた適用資産等の明細
 

種 類	総 額	等 数	所 在	譲渡等年月日	一部確定事由	価 額	等	取 得 費
								円
- その他参考となる事項

- 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項  
平成・令和\_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_税務署 平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出 氏名\_\_\_\_\_
- 国外転出、贈与又は相続開始の日  
平成・令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 国外転出・贈与・相続開始
- 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
  - 現在の納税猶予期限 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
  - 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 \_\_\_\_\_円
- 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等
  - 確定する納税猶予期限 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
  - 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 \_\_\_\_\_円
  - 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項  
付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」との通り
  - 一部確定事由が発生した適用資産等の明細
 

種 類	総 額	等 数	所 在	譲渡等年月日	一部確定事由	価 額	等	取 得 費
								円
- その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

## 改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る  
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

## 1 使用目的

この明細書は、所得税法第137条の2第1項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）又は第137条の3第1項若しくは第2項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年（又は10年）を経過する日の翌日以後4か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第137条の2第1項に規定する満了基準日、同法第137条の3第1項に規定する贈与満了基準日又は同条第2項に規定する相続等満了基準日までに、同法第137条の2第5項の事由<sup>（注1）</sup>又は第137条の3第6項の事由<sup>（注2）</sup>（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第266条の2第7項又は第266条の3第15項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表2「納税猶予期限の一部確定事由が生じた適用資産等の明細」を使用した場合は、付表2も提出してください）。

また、この明細書を提出するほか、一部確定事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、一部確定事由が生じた日から4か月を経過する日までに行う必要があります。

（注1） 所得税法第137条の2第1項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。

（注2） 所得税法第137条の3第1項に規定する贈与を受けた非居住者の方は同条第2項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第137条の3第2項の納税猶予の場合は、相続開始の日から5年を経過する日までその相続又は遺贈に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

## 2 記載要領等（付表1及び付表2を含みます。）

## (1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第266条の3第16項（同令第266条の2第12項及び第266条の3第22項により準用する場合を含みます。）の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することとなりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予」付表に記載し、この明細書と併せて提出してください。

## (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

## (3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

## (4) 「適用条文（※1、※2及び※3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2	※3
所得税法第99条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項	同条第5項	第266条の2第7項
贈与により所得税法第99条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第1項	同条第4項	第266条の3第15項
相続又は遺贈により所得税法第99条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項	同条第6項	第266条の3第12項

## (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載し、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

## (6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記7においても同じです。

## (7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

① 確定する納税猶予期限」欄は、一部確定事由が生じた日から4か月を経過する日となります。例えば、令和5年6月5日に適用資産等を譲渡した場合は、令和5年10月5日となります。この期間が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。

② 確定する所得税及び復興特別所得税の金額」欄は、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。

④ 一部確定事由が生じた適用資産等の明細」欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表2のとおり」と記載し、付表2「納税猶予期限の一部確定事由が生じた適用資産等の明細」を使用してください。

## 改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る  
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

## 1 使用目的

この明細書は、所得税法第137条の2第1項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）又は第137条の3第1項若しくは第2項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年（又は10年）を経過する日の翌日以後4か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第137条の2第1項に規定する満了基準日、第137条の3第1項に規定する贈与満了基準日又は同条第2項に規定する相続等満了基準日までに、同法第137条の2第5項の事由<sup>（注1）</sup>又は第137条の3第6項の事由<sup>（注2）</sup>（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第12項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合は、付表2も提出してください）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から4か月を経過する日までに行う必要があります。

（注1） 所得税法第137条の2第1項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。

（注2） 所得税法第137条の3第1項に規定する贈与を受けた非居住者の方は同条第2項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第137条の3第2項の納税猶予の場合は、相続開始の日から5年を経過する日までその相続又は遺贈に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

## 2 記載要領等（付表1及び付表2を含みます。）

## (1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第266条の3第13項（同令第266条の2第10項及び第266条の3第19項により準用する場合を含みます。）の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することとなりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予」付表に記載し、この明細書と併せて提出してください。

## (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

## (3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

## (4) 「適用条文（※1、※2及び※3）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※1	※2	※3
所得税法第99条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項	同条第5項	第266条の2第5項
贈与により所得税法第99条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第1項	同条第6項	第266条の3第12項
相続又は遺贈により所得税法第99条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項	同条第6項	第266条の3第12項

## (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

## (6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記7においても同じです。

## (7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

① 確定する納税猶予期限」欄は、一部確定事由が生じた日から4か月を経過する日となります。例えば、令和4年6月3日に適用資産等を譲渡した場合は、令和4年10月3日となります。この期間が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。

② 確定する所得税及び復興特別所得税の金額」欄は、付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。

④ 一部確定事由が発生した適用資産等の明細」欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表2のとおり」と記載し、付表2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

改正後

改正前

付表 1

納税猶予期限の一部確定する  
所得税等の金額に関する計算書

納税者（代表者）の氏名	
所得税法第137条の____第____項 <sup>※1</sup> の規定により、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額のうち、同条第____項 <sup>※2</sup> の規定により、同項の事由が生じた日から4か月を経過する日をもって納税猶予期限の確定する所得税及び復興特別所得税の金額は、この計算書で計算した金額（「4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額」の「⑦」欄の金額）のとおりです。	

※ 上記事由が生じた日よりそれぞれ一部確定する納税猶予期限が異なりますので、この計算書は、上記事由の生じた日ごとに作成してください。

1 納税猶予期限の一部確定事由が生じた年月日

令和 年 月 日

2 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における納税が猶予された所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※1)</sup>	①	円
①のうち、既に納税猶予期限の一部確定している所得税及び復興特別所得税の金額の合計額	②	円
現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額（①-②）	③	円 明細書 3②へ

(注1) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その修正申告又は更正後の金額になります。

3 引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※2)</sup>	④	円
適用資産等（既に一部確定事由が生じたものを除きます。）について所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用がないものとした場合の特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※3)</sup>	⑤	円
引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額（④-⑤） （④の金額<⑤の金額 の場合には、0と書いてください。）	⑥	円

(注2) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

(注3) 既に納税猶予期限の一部確定事由が生じている適用資産等（今回一部確定事由が生じた適用資産等を含みます。）については、譲渡又は決済があったものとして同年分における所得税及び復興特別所得税の金額を計算します。この金額の計算に当たっては、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」を利用して計算してください。

4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額

納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額（③-⑥） （③の金額<⑥の金額 の場合には、0と書いてください。） （100 円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り捨ててください。）	⑦	円 明細書 4②へ
--	---	--------------

(資 6-104-2-A-4 統一) R5.11

○ この付表 1 は、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」と併せて提出してください。

付表 1

納税猶予期限の一部確定する  
所得税等の金額に関する計算書

納税者（代表者）の氏名	
所得税法第137条の____第____項 <sup>※1</sup> の規定により、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額のうち、同条第____項 <sup>※2</sup> の規定により、同項の事由が生じた日から4か月を経過する日をもって納税猶予期限の確定する所得税及び復興特別所得税の金額は、この計算書で計算した金額（「4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額」の「⑦」欄の金額）のとおりです。	

※ 上記事由の生じた日よりそれぞれ一部確定する納税猶予期限が異なりますので、この計算書は、上記事由の生じた日ごとに作成してください。

1 納税猶予期限の一部確定事由が発生した年月日

令和 年 月 日

2 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における納税が猶予された所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※1)</sup>	①	円
①のうち、既に納税猶予期限の一部確定している所得税及び復興特別所得税の金額の合計額	②	円
現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額（①-②）	③	円 明細書 3②へ

(注1) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

3 引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※2)</sup>	④	円
適用資産等について所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び同法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用がないものとした場合の特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 <sup>(※3)</sup> 。この場合、今回一部確定事由が発生した適用資産等を含め、既に納税猶予期限の一部確定事由が発生している適用資産等については、 <u>譲渡又は決済があったものとして</u> 同年分における所得税及び復興特別所得税の金額を計算します。	⑤	円
引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額（④-⑤） （④の金額<⑤の金額 の場合には、0と書いてください。）	⑥	円

(注2) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その申告又は更正後の金額になります。

(注3) この金額の計算に当たっては、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」を利用して計算してください。

4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額

納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額（③-⑥） （③の金額<⑥の金額 の場合には、0と書いてください。） （100 円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り捨ててください。）	⑦	円 明細書 4②へ
--	---	--------------

(資 6-104-2-A-4 統一) R4.11

○ この付表 1 は、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」と併せて提出してください。



改 正 後

改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予 付表  
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予 付表  
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

届出書等に記載した代表者以外の納税者	(1) 住所又は居所	〒 - - - - )	〒 - - - - )	〒 - - - - )	〒 - - - - )
	(2) 氏 名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(3) 納 税 地	〒 - - - - )	〒 - - - - )	〒 - - - - )	〒 - - - - )
	(4) 納税管理人の住所	〒 - - - - )	〒 - - - - )	〒 - - - - )	〒 - - - - )
	(5) 納税管理人の氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
整 理 欄 (記載しないでください。)	0	0	0	0	

届出書等に記載した代表者以外の納税者	(1) 住所又は居所	〒 - - - - )	〒 - - - - )	〒 - - - - )	〒 - - - - )
	(2) 氏 名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(3) 納 税 地	〒 - - - - )	〒 - - - - )	〒 - - - - )	〒 - - - - )
	(4) 納税管理人の住所	〒 - - - - )	〒 - - - - )	〒 - - - - )	〒 - - - - )
	(5) 納税管理人の氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
整 理 欄 (記載しないでください。)	0	0	0	0	

○この付表は、届出書等と併せて提出してください。

○この付表は、届出書等と併せて提出してください。

## 改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表  
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

## 1 使用目的

この付表は、所得税法第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、次に掲げる届出書等を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、これらの届出書等の付表として使用するものです。

なお、この付表は次の届出書等と併せて提出してください。

- ・ 所得税法第137条の2第2項又は第137条の3第3項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書」
- ・ 所得税法第137条の2第6項又は第137条の3第7項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書」
- ・ 所得税法施行令第266条の2第7項又は第266条の3第15項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」
- ・ 所得税基本通達137の2-4（同通達137の3-2により準用する場合を含みます。）による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」

## 2 記載要領等

## (1) 標題部分の空欄（下線部分）

上記1の届出書等の種類に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

届出書等の種類	下線部分
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書	の期限延長届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書	の継続適用届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	期限の一部確定明細書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	を全部取りやめる場合の申出書

## (2) 「(1) 住所又は居所」欄から「(5) 納税管理人の氏名」欄まで

それぞれの届出書等の記載要領等に準じて記載してください。

## 改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表  
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

## 1 使用目的

この付表は、所得税法第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、次に掲げる届出書等を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、これらの届出書等の付表として使用するものです。

なお、この付表は次の届出書等と併せて提出してください。

- ・ 所得税法第137条の2第2項又は第137条の3第3項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書」
- ・ 所得税法第137条の2第6項又は第137条の3第7項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書」
- ・ 所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第12項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」
- ・ 所得税基本通達137の2-4（137の3-2により準用する場合を含みます。）による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」

## 2 記載要領等

## (1) 標題部分の空欄（下線部分）

上記1の届出書等の種類に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

届出書等の種類	下線部分
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書	の期限延長届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の継続適用届出書	の継続適用届出書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	期限の一部確定明細書
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	を全部取りやめる場合の申出書

## (2) 「(1) 住所又は居所」欄から「(5) 納税管理人の氏名」欄まで

それぞれの届出書等の記載要領等に準じて記載してください。

改 正 後

改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の選任届出書付表  
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表  
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

所得税・消費税の納税管理人の選任届出書に記載した代表者以外の納税者	(1) 納 税 地	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )
	(2) 上記(1)の区分	住所地・居住地・事業所等	住所地・居住地・事業所等	住所地・居住地・事業所等	住所地・居住地・事業所等
	(3) 上記(1)以外の 住所地・事業所等	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )
	(4) 氏 名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(5) 生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生
	(6) 個 人 番 号				
	(7) 職 業				
	(8) 屋 号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(9) 法施行地外の 住所又は居所				
	(10) 出国(予定)年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	(11) 帰国予定年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	(12) 国内で生じる 所得内容	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
	(13) 納税管理人の住所	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )
	(14) 納税管理人の氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(15) 納税管理人の生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生
	(16) そ の 他				
※ 整理欄 (記載不要)					
税 務 署 番 号	0	0	0	0	
番 号 簿 記 身 元 簿 記	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済				
簿 記 書 類	個人番号カード/ 通知カード/ 運転免許 その他	個人番号カード/ 通知カード/ 運転免許 その他	個人番号カード/ 通知カード/ 運転免許 その他	個人番号カード/ 通知カード/ 運転免許 その他	
備 考					

(令和6年分以降用)

○この付表は、所得税・消費税の納税管理人の選任届出書と併せて提出してください。

所得税・消費税の納税管理人の届出書に記載した代表者以外の納税者	(1) 納 税 地	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )
	(2) 上記(1)の区分	住所地・居住地・事業所等	住所地・居住地・事業所等	住所地・居住地・事業所等	住所地・居住地・事業所等
	(3) 上記(1)以外の 住所地・事業所等	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )
	(4) 氏 名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(5) 生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生
	(6) 個 人 番 号				
	(7) 職 業				
	(8) 屋 号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(9) 法施行地外の 住所又は居所				
	(10) 出国(予定)年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	(11) 帰国予定年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	(12) 国内で生じる 所得内容	事業・不動産・給与・譲渡 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	事業・不動産・給与・譲渡 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	事業・不動産・給与・譲渡 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	事業・不動産・給与・譲渡 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
	(13) 納税管理人の住所	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )	(〒 - ) (No - - - )
	(14) 納税管理人の氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(15) そ の 他				
	※ 整理欄 (記載不要)				
税 務 署 番 号	0	0	0	0	
番 号 簿 記 身 元 簿 記	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済				
簿 記 書 類	個人番号カード/ 通知カード/ 運転免許 その他	個人番号カード/ 通知カード/ 運転免許 その他	個人番号カード/ 通知カード/ 運転免許 その他	個人番号カード/ 通知カード/ 運転免許 その他	
備 考					

○この付表は、所得税・消費税の納税管理人の届出書と併せて提出してください。

## 改 正 後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の選任届出書付表  
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

## 1 使用目的

この付表は、所得税法第 60 条の 3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第 137 条の 2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、「所得税・消費税の納税管理人の選任届出書」を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、その付表として使用するものです。

## 2 記載要領等

「所得税・消費税の納税管理人の選任届出書」の書き方に準じて記載してください。

この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の選任届出書」の「2 選任・解任した納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うこととなりますので注意してください。

この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

また、「13 納税管理人の住所」欄、「14 納税管理人の氏名」欄及び「15 納税管理人の生年月日」欄については、既に納税管理人を定めている方のみ記載します。

なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。

## 改 正 前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表  
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

## 1 使用目的

この付表は、所得税法第 60 条の 3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第 137 条の 2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、所得税・消費税の納税管理人の届出書を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の付表として使用するものです。

## 2 記載要領等

「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。

この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の「1 納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うこととなりますので注意してください。

この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

また、「13 納税管理人の住所」欄及び「14 納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。

なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。



## 改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に  
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

## 1 使用目的

この申出書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年（又は10年）を経過する日の翌日以後4か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第137条の2第1項に規定する満了基準日、第137条の3第1項に規定する贈与満了基準日又は同条第2項に規定する相続等満了基準日前に、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納税猶予を取りやめる場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。納税猶予を取りやめる場合は、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付が必要です（一部について納税猶予を取りやめることはできません。）。

なお、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税猶予の期限が確定し、納税猶予が終了することとなります。この場合、所得税法第60条の2第10項及び第153条の2第3項《国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例》又は第60条の3第11項及び第153条の3第3項《非居住者である受贈者等が帰国をした場合等の更正の請求の特例》の規定を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

## 2 記載要領等

## (1) 「納税者（代表者）」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、各相続人の連署により提出してください。この場合、「納税者（代表者）」欄には相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この申出書と併せて提出してください。

## (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

## (3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

## (4) 「適用条文（※）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第1項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項

## (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載し、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

## (6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。

## (7) 「その他参考となる事項」欄

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利子税の額がお分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載してください。

## 改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に  
係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

## 1 使用目的

この申出書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から5年（又は10年）を経過する日の翌日以後4か月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第137条の2第1項に規定する満了基準日、第137条の3第1項に規定する贈与満了基準日又は同条第2項に規定する相続等満了基準日前に、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全部について納税猶予を取りやめる場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。納税猶予を取りやめる場合は、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付が必要です（一部について納税猶予を取りやめることはできません。）。

なお、猶予されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税猶予の期限が確定し、納税猶予が終了することとなります。この場合、所得税法第60条の2第10項及び第153条の2第3項《国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例》の規定を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

## 2 記載要領等

## (1) 「納税者（代表者）」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、各相続人の連署により提出してください。この場合、「納税者（代表者）」欄には相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予\_\_\_\_\_付表」に記載し、この申出書と併せて提出してください。

## (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

## (3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

## (4) 「適用条文（※）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第1項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項

## (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

## (6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。

## (7) 「その他参考となる事項」欄

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利子税の額がお分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載してください。

改正後

改正前

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例適用）

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例適用）

令和 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_  
 税務署長 届出者 住所（居所） \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 （電話番号 - -）

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により、租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の4第9項の規定により届け出ます。

なお、福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

贈与者	住所	氏名				
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日				
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の内容	公告年月日	令和 年 月 日				
	公告番号					
賃借権等の存続期間(始期～終期)	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）	(借受代替農地等の合計面積) (別紙の②) m <sup>2</sup> = _____ % ≥ 80% (貸付特例適用農地等の合計面積) (別紙の①) m <sup>2</sup> (小数点以下切捨)					
(注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。						
(添付書類)	1 福島復興再生特別措置法第17条の26の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 2 福島復興再生特別措置法第17条の26の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類					
関与税理士	電話番号					
<table border="1"> <tr> <td>通達日付印の年月日 (確認)</td> <td>整理簿番号</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>			通達日付印の年月日 (確認)	整理簿番号	年 月 日	
通達日付印の年月日 (確認)	整理簿番号					
年 月 日						

添付は記入していただく必要ありません。

令和 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_  
 税務署長 届出者 住所（居所） \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 （電話番号 - -）

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により、租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の4第9項の規定により届け出ます。

なお、福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

贈与者	住所	氏名				
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日				
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の内容	公告年月日	令和 年 月 日				
	公告番号					
賃借権等の存続期間(始期～終期)	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）	(借受代替農地等の合計面積) (別紙の②) m <sup>2</sup> = _____ % ≥ 80% (貸付特例適用農地等の合計面積) (別紙の①) m <sup>2</sup> (小数点以下切捨)					
(注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。						
(添付書類)	1 福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 2 福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類					
関与税理士	電話番号					
<table border="1"> <tr> <td>通達日付印の年月日 (確認)</td> <td>整理簿番号</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>			通達日付印の年月日 (確認)	整理簿番号	年 月 日	
通達日付印の年月日 (確認)	整理簿番号					
年 月 日						

添付は記入していただく必要ありません。

## 改 正 後

(裏)  
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の26の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
- 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
- 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
- 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

〔注〕 貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

## 改 正 前

(裏)  
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
- 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
- 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
- 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

〔注〕 貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

改正後

改正前

別紙

貸付特例適用農地等及び  
借受代替農地等の明細書等  
(震災特例法用)

受贈者の氏名		電子整理番号	
--------	--	--------	--

貸付特例適用農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			借受者の氏名又は名称	借受者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地
	地目	面積	賃借権等の種類		
1		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
2		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
3		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
4		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
5		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
貸付特例適用農地等の合計面積				①	㎡

(注) 貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の( )内に同項の規定の適用を受けている農地等の全体の面積を記載してください。

借受代替農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			貸付者の氏名又は名称	貸付者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地
	地目	面積	賃借権等の種類	公告年月日	賃借権等の存続期間
1		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・
2		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・
3		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・
4		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・
5		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・
借受代替農地等の合計面積				②	㎡

(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

(資12-146-A4統一)(令5.12)

別紙

貸付特例適用農地等及び  
借受代替農地等の明細書等  
(震災特例法用)

受贈者の氏名		電子整理番号	
--------	--	--------	--

貸付特例適用農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			借受者の氏名	借受者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類		
1		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
2		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
3		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
4		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
5		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
貸付特例適用農地等の合計面積				①	㎡

(注) 1 貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の( )内に同項の規定の適用を受けている農地等の全体の面積を記載してください。  
2 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄の[ ]内に当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方の氏名及び住所を記載してください。

借受代替農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類	公告年月日	賃借権等の存続期間
1		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・
2		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・
3		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・
4		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・
5		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・
借受代替農地等の合計面積				②	㎡

(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

(資12-146-A4統一)(令3.6)

※欄は記入しないです。

※欄は記入しないです。

## 改正後

(裏)  
記載方法等

この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに、その貸付特例適用農地等の明細等の届出書として使用してください。

なお、この明細書は、「贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）」とともに特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内に提出してください。

- 「貸付特例適用農地等の明細」の「地目」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
- 「貸付特例適用農地等の明細」の「面積」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書に記載された面積を記載してください。
- 「貸付特例適用農地等の明細」の「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権の別により該当する文字を○で囲んでください。
- 「借受者の氏名又は名称」及び「借受者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」欄には貸付特例適用農地等を借り受けた農地中間管理機構の名称及び所在地を、これらの欄の〔 〕内には、当該農地中間管理機構からさらに当該貸付特例適用農地等を借り受けた方がいる場合の当該借り受けた方の氏名又は名称及び住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地をそれぞれ記載してください。
- 「貸付特例適用農地等の合計面積」欄には、上記「2」で記載した面積の合計を記載してください。なお、貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合に、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地等の全体の面積を（ ）内に記載してください。
- 「借受代替農地等の明細」の「地目」、「面積」及び「賃借権等の種類」並びに「貸付者の氏名又は名称」及び「貸付者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた受贈者の農業の用に供する農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）について、農用地利用集積等促進計画書に基づき、上記「1」から「4」に準じて記載してください。
- 「借受代替農地等の明細」の「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の26の規定により公告された借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。
- 「借受代替農地等の明細」の「賃借権等の存続期間」欄には、借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。  
(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日以前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。
- 「借受代替農地等の合計面積」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた受贈者の農業の用に供する農地等について、その合計面積を記載してください。

## 改正前

(裏)  
記載方法等

この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに、その貸付特例適用農地等の明細等の届出書として使用してください。

なお、この明細書は、「贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）」とともに特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内に提出してください。

- 「貸付特例適用農地等の明細」の「地目」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
- 「貸付特例適用農地等の明細」の「面積」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書に記載された面積を記載してください。
- 「貸付特例適用農地等の明細」の「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権の別により該当する文字を○で囲んでください。
- 「貸付特例適用農地等の明細」の「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄には、農用地利用集積等促進計画書に記載された借受者の氏名及び住所を記載してください。  
なお、貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた者の氏名及び住所を同欄の〔 〕内に記載してください。
- 「貸付特例適用農地等の合計面積」欄には、上記「2」で記載した面積の合計を記載してください。なお、貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合に、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地等の全体の面積を（ ）内に記載してください。
- 「借受代替農地等の明細」の「地目」、「面積」及び「賃借権等の種類」並びに「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた受贈者の農業の用に供する農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）について、農用地利用集積等促進計画書に基づき、上記「1」から「4」に準じて記載してください。
- 「借受代替農地等の明細」の「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。
- 「借受代替農地等の明細」の「賃借権等の存続期間」欄には、借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。  
(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日以前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。
- 「借受代替農地等の合計面積」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた受贈者の農業の用に供する農地等について、その合計面積を記載してください。

改正後

改正前

貸付特例適用農地等の変更届出書（震災特例法用）  
（再借受代替農地等を借り受けた場合）

貸付特例適用農地等の変更届出書（震災特例法用）  
（再借受代替農地等を借り受けた場合）

格別書  
交付印

令和 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_ 届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により、  
租税特別措置法 第70条の4第8項 の規定を受けている貸付特例適用農地等(令和 年 月 日  
届出分)については、同条 第10項第1号 に該当することとなりましたが、同条 第8項 第10項 の規定の適用を  
第12項第1号 第12項第1号 に該当することとなりましたが、同条 第10項 第11項 の規定の適用を  
第12項第1号 第12項第1号 に該当することとなりましたが、同条 第10項 第11項 の規定により  
関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日 相続(遺贈)があった	昭和 平成 令和	年 月 日
贈与者住所 被相続人	氏名	

① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積	農地の用に供されなくなった事由及びその事実が生じた年月日
1			㎡ ( . . . )	
2			㎡ ( . . . )	
3			㎡ ( . . . )	
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積			(A) ㎡	

② 再借受代替農地等の明細

番号	再借受代替農地等の所在地番		貸付者の氏名又は名称	貸付者の住所(都府)又は本居(本たる事務所)の所在地	貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積				
1		㎡	使用貸借・質貸借	. . .	. . .	～ . . .
2			使用貸借・質貸借	. . .	. . .	～ . . .
3			使用貸借・質貸借	. . .	. . .	～ . . .
再借受代替農地等の合計面積			(B) ㎡			

(注) 上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③ 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

イ 当該変更届出書の直前に届け出ている借受代替農地等の合計面積……………(C) ㎡  
ロ 当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細

(イ) 変更届出後の借受代替農地等の合計面積 (a)  
(上記(C)の面積 ㎡) - (上記(A)の面積 ㎡) + (上記(B)の面積 ㎡) = (a) ㎡  
(ロ) 貸付特例適用農地等に係る土地の面積 ……………(b) ㎡  
(ハ) 当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合  
(上記(a)の面積 ㎡) / (上記(b)の面積 ㎡) = \_\_\_\_\_ % (≧80%)  
(小数点以下四捨)

(添付書類)  
・福島復興再生特別措置法第17条の26の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通債日付印の年月日	(輪 郭)	譲与整理簿	捺 算	整理簿番号
年 月 日				

(資12-147-A4統一)(令5.12)

格別書  
交付印

令和 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_ 届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により、  
租税特別措置法 第70条の4第8項 の規定を受けている貸付特例適用農地等(令和 年 月 日  
届出分)については、同条 第10項第1号 に該当することとなりましたが、同条 第8項 第10項 の規定の適用を  
第12項第1号 第12項第1号 に該当することとなりましたが、同条 第10項 第11項 の規定の適用を  
第12項第1号 第12項第1号 に該当することとなりましたが、同条 第10項 第11項 の規定により  
関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日 相続(遺贈)があった	昭和 平成 令和	年 月 日
贈与者住所 被相続人	氏名	

① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積	農地の用に供されなくなった事由及びその事実が生じた年月日
1			㎡ ( . . . )	
2			㎡ ( . . . )	
3			㎡ ( . . . )	
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積			(A) ㎡	

② 再借受代替農地等の明細

番号	再借受代替農地等の所在地番		貸付者の氏名	貸付者の住所		
	地目	面積			貸借等の種類	公告年月日
1		㎡	使用貸借・質貸借	. . .	. . .	～ . . .
2			使用貸借・質貸借	. . .	. . .	～ . . .
3			使用貸借・質貸借	. . .	. . .	～ . . .
再借受代替農地等の合計面積			(B) ㎡			

(注) 上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③ 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

イ 当該変更届出書の直前に届け出ている借受代替農地等の合計面積……………(C) ㎡  
ロ 当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細

(イ) 変更届出後の借受代替農地等の合計面積 (a)  
(上記(C)の面積 ㎡) - (上記(A)の面積 ㎡) + (上記(B)の面積 ㎡) = (a) ㎡  
(ロ) 貸付特例適用農地等に係る土地の面積 ……………(b) ㎡  
(ハ) 当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合  
(上記(a)の面積 ㎡) / (上記(b)の面積 ㎡) = \_\_\_\_\_ % (≧80%)  
(小数点以下四捨)

(添付書類)  
・福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通債日付印の年月日	(輪 郭)	譲与整理簿	捺 算	整理簿番号
年 月 日				

(資12-147-A4統一)(令3.6)

※欄は記入しないであらう。

※欄は記入しないであらう。

## 改正後

(裏)  
記載方法等

この変更届出書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）の全てに係る土地の面積の合計（農業の用に供されていない部分がある場合には、その部分の面積を除きます。）の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が80%未満となった場合に、新たに借受代替農地等を借り受けることにより、借換特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用します。なお、この届出書の提出期限は、この届出書に係る事実が生じた日から2か月を経過する日です。

- この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」、「第12項第1号」、「第10項」、「第13項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」、「第10項第1号」、「第8項」、「第11項」の文字を二重線で抹消してください。
- 「① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた借受代替農地等について農業の用に供されていない農地等の明細について記載してください。なお、「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄には、借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった事由及び借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった年月日を具体的に記載してください。
- 「② 再借受代替農地等の明細」には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして新たに借り受けた借受代替農地等（以下「再借受代替農地等」といいます。）についてその明細を記載してください。
  - イ 「地目」欄には、農用地利用集積等促進計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
  - ロ 「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の別により該当する文字を○で囲んでください。
  - ハ 「貸付者の氏名又は名称」及び「貸付者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」欄には、農用地利用集積等促進計画書に記載された貸付者及び貸付者の住所を記載してください。
  - ニ 「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の26の規定により公告された再借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。
  - ホ 「賃借権等の存続期間」欄には、再借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。
 

(注) 再借換代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄の年月日又はその日より2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終了の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。
- 「③ 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄には、各項目について面積を記載の上、この変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合を整数（少数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

## 改正前

(裏)  
記載方法等

この変更届出書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）の全てに係る土地の面積の合計（農業の用に供されていない部分がある場合には、その部分の面積を除きます。）の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が80%未満となった場合に、新たに借受代替農地等を借り受けることにより、借換特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用します。なお、この届出書の提出期限は、この届出書に係る事実が生じた日から2か月を経過する日です。

- この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」、「第12項第1号」、「第10項」、「第13項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」、「第10項第1号」、「第8項」、「第11項」の文字を二重線で抹消してください。
- 「① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた借受代替農地等について農業の用に供されていない農地等の明細について記載してください。なお、「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄には、借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった事由及び借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった年月日を具体的に記載してください。
- 「② 再借受代替農地等の明細」には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして新たに借り受けた借受代替農地等（以下「再借受代替農地等」といいます。）についてその明細を記載してください。
  - イ 「地目」欄には、農用地利用集積等促進計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
  - ロ 「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の別により該当する文字を○で囲んでください。
  - ハ 「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、農用地利用集積等促進計画書に記載された貸付者及び貸付者の住所を記載してください。
  - ニ 「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された再借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。
  - ホ 「賃借権等の存続期間」欄には、再借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。
 

(注) 再借換代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄の年月日又はその日より2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終了の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。
- 「③ 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄には、各項目について面積を記載の上、この変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合を整数（少数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

改正後

改正前

相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例活用）

相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例活用）

届出書  
交付印

令和 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_  
税務署長 届出者 住所（居所） \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により、租税特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の6第11項の規定により届け出ます。

なお、福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

被相続人	住所	氏名
届出者が被相続人から農地等を相続により取得した年月日 昭和 年 月 日 令和		昭和 年 月 日
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の内容	公告年月日	令和 年 月 日
	公告番号	
貸借権等の存続期間(始期～終期)		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合 (計算の明細)	(借受代替農地等の合計面積) (別紙の②) m <sup>2</sup>	= _____ % ≥ 80%
(注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	(貸付特例適用農地等の合計面積) (別紙の①) m <sup>2</sup>	(小数点以下切捨)
(添付書類)		
1 福島復興再生特別措置法第17条の26の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類		
2 福島復興再生特別措置法第17条の26の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類		
関与税理士	電話番号	

届出は記入しない箇所をなぞってください。

届出書  
交付印

令和 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_  
税務署長 届出者 住所（居所） \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により、租税特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の6第11項の規定により届け出ます。

なお、福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

被相続人	住所	氏名
届出者が被相続人から農地等を相続により取得した年月日 昭和 年 月 日 令和		昭和 年 月 日
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の内容	公告年月日	令和 年 月 日
	公告番号	
貸借権等の存続期間(始期～終期)		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合 (計算の明細)	(借受代替農地等の合計面積) (別紙の②) m <sup>2</sup>	= _____ % ≥ 80%
(注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	(貸付特例適用農地等の合計面積) (別紙の①) m <sup>2</sup>	(小数点以下切捨)
(添付書類)		
1 福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類		
2 福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類		
関与税理士	電話番号	

届出は記入しない箇所をなぞってください。

通債目付印の年月日	(種別)	整理簿番号
年 月 日		

通債目付印の年月日	(種別)	整理簿番号
年 月 日		

## 改 正 後

(裏)  
記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は貸借権（以下「貸借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例農地等について貸借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の26の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
- 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
- 3 「貸借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る貸借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
- 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

（注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

## 改 正 前

(裏)  
記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は貸借権（以下「貸借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例農地等について貸借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
- 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
- 3 「貸借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る貸借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
- 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

（注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

改正後

改正前

別紙

貸付特例適用農地等及び  
借受代替農地等の明細書等  
(震災特例法用)

農業者継続人の氏名		電子整理簿 借
-----------	--	------------

貸付特例適用農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			借受者の氏名 又は名称	借受者の住所(居所)又は 本店(主たる事務所)の所在地
	地目	面積	賃借権等の種類		
1		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
2		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
3		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
4		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
5		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
貸付特例適用農地等の合計面積					① ( ) ㎡

(注) 貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の( )内に同項の規定の適用を受けている農地等の全体の面積を記載してください。

借受代替農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			貸付者の氏名又は名称	貸付者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地
	地目	面積	賃借権等の種類	公告年月日	賃借権等の存続期間
1		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
2		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
3		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
4		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
5		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
借受代替農地等の合計面積					② ㎡

(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

(資12-150-A4統一) (令5.12)

別紙

貸付特例適用農地等及び  
借受代替農地等の明細書等  
(震災特例法用)

農業者継続人の氏名		電子整理簿 借
-----------	--	------------

貸付特例適用農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			借受者の氏名	借受者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類		
1		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
2		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
3		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
4		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
5		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
貸付特例適用農地等の合計面積					① ( ) ㎡

(注) 1 貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の( )内に同項の規定の適用を受けている農地等の全体の面積を記載してください。  
2 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄の[ ]内に当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方の氏名及び住所を記載してください。

借受代替農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類	公告年月日	賃借権等の存続期間
1		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
2		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
3		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
4		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
5		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
借受代替農地等の合計面積					② ㎡

(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

(資12-150-A4統一) (令3.6)

※欄は記入しない。

※欄は記入しない。

## 改正後

(裏)  
記載方法等

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに、その貸付特例適用農地等の明細等の届出書として使用してください。

なお、この明細書は、「相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）」とともに特例農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内に提出してください。

- 「貸付特例適用農地等の明細」の「地目」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
  - 「貸付特例適用農地等の明細」の「面積」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画に記載された面積を記載してください。
  - 「貸付特例適用農地等の明細」の「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権の別により該当する文字を○で囲んでください。
  - 「借受者の氏名又は名称」及び「借受者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」欄には貸付特例適用農地等を借り受けた農地中間管理機構の名称及び所在地を、これらの欄の[ ]内には、当該農地中間管理機構からさらに当該貸付特例適用農地等を借り受けた方がいる場合の当該借り受けた方の氏名又は名称及び住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地をそれぞれ記載してください。
  - 「貸付特例適用農地等の合計面積」欄には、上記「2」で記載した面積の合計を記載してください。なお、貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合に、相続税の納税猶予の適用を受けている農地等の全体の面積を（ ）内に記載してください。
  - 「借受代替農地等の明細」の「地目」、「面積」及び「賃借権等の種類」並びに「貸付者の氏名又は名称」及び「貸付者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）について、農用地利用集積等促進計画に基づき、上記「1」から「4」に準じて記載してください。
  - 「借受代替農地等の明細」の「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の26の規定により公告された借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。
  - 「借受代替農地等の明細」の「賃借権等の存続期間」欄には、借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。
- (注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日以前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。
- 「借受代替農地等の合計面積」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等について、その合計面積を記載してください。

## 改正前

(裏)  
記載方法等

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに、その貸付特例適用農地等の明細等の届出書として使用してください。

なお、この明細書は、「相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）」とともに特例農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内に提出してください。

- 「貸付特例適用農地等の明細」の「地目」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
  - 「貸付特例適用農地等の明細」の「面積」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画に記載された面積を記載してください。
  - 「貸付特例適用農地等の明細」の「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権の別により該当する文字を○で囲んでください。
  - 「貸付特例適用農地等の明細」の「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄には、農用地利用集積等促進計画に記載された借受者の氏名及び住所を記載してください。
  - 「貸付特例適用農地等の合計面積」欄には、上記「2」で記載した面積の合計を記載してください。なお、貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合に、相続税の納税猶予の適用を受けている農地等の全体の面積を（ ）内に記載してください。
  - 「借受代替農地等の明細」の「地目」、「面積」及び「賃借権等の種類」並びに「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）について、農用地利用集積等促進計画に基づき、上記「1」から「4」に準じて記載してください。
  - 「借受代替農地等の明細」の「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。
  - 「借受代替農地等の明細」の「賃借権等の存続期間」欄には、借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。
- (注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日以前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。
- 「借受代替農地等の合計面積」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等について、その合計面積を記載してください。

## 改正後

## 改正前

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について  
新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書には、次に掲げる表1から表3までの区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付してください。

(表1) 表2及び表3に掲げる場合以外の場合

	障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態であることを証する書類として、次の①から⑥までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類
①	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
②	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
③	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法に規定する要介護区分五の要介護認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
④	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更となった事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類
⑤	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載された事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人（③に該当する人を除きます。）】 身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後にその提出期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類
⑥	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証するその市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
②	届出の営農困難時貸付けに係る契約書の写しその他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類
③	届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する農業委員会の書類（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）
④	次に掲げる①又は②の区分に応じそれぞれに掲げる書類
	【届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域に存する場合】 当該特例農地等について、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項第7号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行う貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた農地中間管理機構の書類
	【上記①の場合以外の場合】
②	届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が上記①の事業実施地域に存しない旨を証する市町村長の書類

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について  
新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書には、次に掲げる表1から表3までの区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付してください。

(表1) 表2及び表3に掲げる場合以外の場合

	障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態であることを証する書類として、次の①から⑥までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類
①	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
②	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
③	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法に規定する要介護区分五の要介護認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
④	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更となった事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類
⑤	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載された事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人（③に該当する人を除きます。）】 身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後にその提出期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類
⑥	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証するその市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
②	届出の営農困難時貸付けに係る契約書の写しその他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類
③	届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する農業委員会の書類（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）
④	次に掲げる①又は②の区分に応じそれぞれに掲げる書類
	【届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域に存する場合】 当該特例農地等について、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項第7号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行う貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた農地中間管理機構の書類
	【上記①の場合以外の場合】
②	届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が上記①の事業実施地域に存しない旨を証する市町村長の書類

## 改正後

(表2) 新たな営農困難時貸付けが農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付けにより行われた場合(表3に掲げる場合を除きます。)

(1)	表1の①に掲げる書類 次の①から③までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類 【新たな営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 ① 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>公告をした者の書類</b> 【新たな営農困難時貸付けが福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 ② 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき福島復興再生特別措置法第17条の26の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>福島県知事の書類</b> 【上記①及び②に掲げる場合以外の場合】 ③ ・ 届出に係る営農困難時貸付けを行った年月日を証する <b>農地中間管理機構の書類</b> ・ 届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する <b>農業委員会の書類</b>
-----	--

(表3) 次のいずれかに該当する場合

- ・ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例により同意市町村が農用地利用集積計画を定めることができる場合
- ・ 令和5年3月31日以前に贈与又は相続等により取得した特例適用農地等につき新たな営農困難時貸付けを行った場合

(1)	表1の①に掲げる書類 次の①から③までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類 【新たな営農困難時貸付けが農地中間管理事業のために行われる場合】 ① 届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業のために行われたものである旨及びその営農困難時貸付けを行った年月日を証する <b>農地中間管理機構の書類</b> ・ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する <b>農業委員会の書類</b> 【新たな営農困難時貸付けが農用地利用集積等促進計画又は農用地利用集積計画の定めるところにより行われる場合】 ② 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>農地中間管理機構の書類</b> 又はその営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「基盤法等改正法」といいます。)による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>市町村長の書類</b> 【上記①又は②に掲げる場合以外の場合】 イ 届出の営農困難時貸付けに係る <b>契約書の写し</b> その他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類 ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する <b>農業委員会の書類</b> (届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類) ハ 次に掲げる(イ)又は(ロ)の区分に応じそれぞれに掲げる書類 (イ) 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次のA及びBに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない場合 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次のA及びBに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない旨を証する <b>市町村長の書類</b> A 都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域 B 基盤法等改正法による改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に規定する利用権設定等促進事業(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街化区域を除きます。) (ロ) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次のA又はBに掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める書類(営農困難時貸付けを行った特例農地等の所在がこれら地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。) A 上記(イ)のAの地域 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付
-----	---

## 改正前

(表2) 新たな営農困難時貸付けが農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付けにより行われた場合(表3に掲げる場合を除きます。)

(1)	表1の①に掲げる書類 次の①から③までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類 【新たな営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 ① 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>公告をした者の書類</b> 【新たな営農困難時貸付けが福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 ② 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき福島復興再生特別措置法第17条の20の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>福島県知事の書類</b> 【上記①及び②に掲げる場合以外の場合】 ③ ・ 届出に係る営農困難時貸付けを行った年月日を証する <b>農地中間管理機構の書類</b> ・ 届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する <b>農業委員会の書類</b>
-----	--

(表3) 次のいずれかに該当する場合

- ・ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例により同意市町村が農用地利用集積計画を定めることができる場合
- ・ 令和5年3月31日以前に贈与又は相続等により取得した特例適用農地等につき新たな営農困難時貸付けを行った場合

(1)	表1の①に掲げる書類 次の①から③までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類 【新たな営農困難時貸付けが農地中間管理事業のために行われる場合】 ① 届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業のために行われたものである旨及びその営農困難時貸付けを行った年月日を証する <b>農地中間管理機構の書類</b> ・ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する <b>農業委員会の書類</b> 【新たな営農困難時貸付けが農用地利用集積等促進計画又は農用地利用集積計画の定めるところにより行われる場合】 ② 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>農地中間管理機構の書類</b> 又はその営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「基盤法等改正法」といいます。)による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>市町村長の書類</b> 【上記①又は②に掲げる場合以外の場合】 イ 届出の営農困難時貸付けに係る <b>契約書の写し</b> その他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類 ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する <b>農業委員会の書類</b> (届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類) ハ 次に掲げる(イ)又は(ロ)の区分に応じそれぞれに掲げる書類 (イ) 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次のA及びBに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない場合 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次のA及びBに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない旨を証する <b>市町村長の書類</b> A 都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域 B 基盤法等改正法による改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に規定する利用権設定等促進事業(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街化区域を除きます。) (ロ) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次のA又はBに掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める書類(営農困難時貸付けを行った特例農地等の所在がこれら地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。) A 上記(イ)のAの地域 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付
-----	---

## 改 正 後

		けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた農地中間管理機構の書類 B 上記(イ)のBの区域 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用 集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出 者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた市町村長 の書類
--	--	---

(資12-111-3-A4統一) (令5. 12)

## 改 正 前

		けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた農地中間管理機構の書類 B 上記(イ)のBの区域 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用 集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出 者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた市町村長 の書類
--	--	---

(資12-111-3-A4統一) (令5. 4)

## 改正後

## 「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

特定貸付けに関する届出書には、次の表に掲げる書類を添付してください。

	特定貸付けに関する届出書の「2 特定貸付けに関する事項」の「上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」において○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類
①	【1を○で囲んだ人のうち、次の②及び③に掲げる場合以外の場合】 ・ 届出に係る特定貸付けを行った年月日を証する <b>農地中間管理機構の書類</b> ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する <b>農業委員会の書類</b>
1 ②	【1を○で囲んだ人のうち、特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>公告をした者の書類</b>
③	【1を○で囲んだ人のうち、特定貸付けが福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき福島復興再生特別措置法第17条の26の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>福島県知事の書類</b>
④	【2を○で囲んだ人】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>市町村長の書類</b>
2	令和5年3月31日以前の相続（遺贈）について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人（特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人に限ります。）で、特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの（生産緑地地区内にある特例農地等を除きます。以下同じです。）を有する人が特定貸付けを行った場合には、その特例農地等が同日において市街化区域内農地等であるものである旨及びその特例農地等の明細を記載した <b>市町村長の書類</b> を添付してください。

(資12-120-4-A4統一) (令5、12)

## 改正前

## 「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

特定貸付けに関する届出書には、次の表に掲げる書類を添付してください。

	特定貸付けに関する届出書の「2 特定貸付けに関する事項」の「上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」において○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類
①	【1を○で囲んだ人のうち、次の②及び③に掲げる場合以外の場合】 ・ 届出に係る特定貸付けを行った年月日を証する <b>農地中間管理機構の書類</b> ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する <b>農業委員会の書類</b>
1 ②	【1を○で囲んだ人のうち、特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>公告をした者の書類</b>
③	【1を○で囲んだ人のうち、特定貸付けが福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき福島復興再生特別措置法第17条の20の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>福島県知事の書類</b>
④	【2を○で囲んだ人】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>市町村長の書類</b>
2	令和5年3月31日以前の相続（遺贈）について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人（特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人に限ります。）で、特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの（生産緑地地区内にある特例農地等を除きます。以下同じです。）を有する人が特定貸付けを行った場合には、その特例農地等が同日において市街化区域内農地等であるものである旨及びその特例農地等の明細を記載した <b>市町村長の書類</b> を添付してください。

(資12-120-4-A4統一) (令5、4)

## 改正後

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書には、次の表に掲げる書類を添付してください。

届出書の「3 新たな特定貸付けに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」において○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次の1から4までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類	
1	【①を○で囲んだ人のうち、次の2及び3に掲げる場合以外の場合】 ・ 届出に係る特定貸付けを行った年月日を証する <b>農地中間管理機構の書類</b> ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する <b>農業委員会の書類</b>
2	【①を○で囲んだ人のうち、特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>公告をした者の書類</b>
3	【①を○で囲んだ人のうち、特定貸付けが福島復興再生特別措置法第17条の27に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき福島復興再生特別措置法第17条の26の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>福島県知事の書類</b>
4	【②を○で囲んだ人】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>市町村長の書類</b>

(資12-121-3-A4統一) (令5、12)

## 改正前

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書には、次の表に掲げる書類を添付してください。

届出書の「3 新たな特定貸付けに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」において○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次の1から4までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類	
1	【①を○で囲んだ人のうち、次の2及び3に掲げる場合以外の場合】 ・ 届出に係る特定貸付けを行った年月日を証する <b>農地中間管理機構の書類</b> ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する <b>農業委員会の書類</b>
2	【①を○で囲んだ人のうち、特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>公告をした者の書類</b>
3	【①を○で囲んだ人のうち、特定貸付けが福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき福島復興再生特別措置法第17条の20の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>福島県知事の書類</b>
4	【②を○で囲んだ人】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>市町村長の書類</b>

(資12-121-3-A4統一) (令5、4)

改正後

改正前

(令和5年分以降用)

(税務署受付印)

## 贈与税の更正の請求書

税務署長 (前納税地 \_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日提出 納税地 \_\_\_\_\_

フリガナ氏名又は名称 \_\_\_\_\_

個人番号又は法人番号 \_\_\_\_\_

(法人等の場合) 代表者等氏名 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

- 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日  
令和 \_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日
- 申告又は通知に係る税額及び更正の請求による課税標準等又は税額等  
次葉のとおり
- 添付した書類  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 更正の請求をする理由  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

6. 選付を受けようとする銀行等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号 _____	貯金口座の記号番号 _____

開与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

税務署	通達日付印年月日	(捺印者)	整理番号	整理番号	番号確認	番号確認	身元確認	課税額	備考
令和 ____年 ____月 ____日							<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		個人番号カード/運転免許/通知カード/通知カード その他( )

(資 15-1-4-A4 統一)

(令和4年分以降用)

(税務署受付印)

## 贈与税の更正の請求書

税務署長 (前納税地 \_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日提出 納税地 \_\_\_\_\_

フリガナ氏名又は名称 \_\_\_\_\_

個人番号又は法人番号 \_\_\_\_\_

(法人等の場合) 代表者等氏名 \_\_\_\_\_

職業 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

- 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日  
令和 \_\_\_\_年分 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日
- 更正の請求による課税標準等又は税額等  
次葉のとおり
- 添付した書類  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 更正の請求をする理由  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

6. 選付を受けようとする銀行等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号 _____	貯金口座の記号番号 _____

開与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

税務署	通達日付印年月日	(捺印者)	整理番号	整理番号	番号確認	番号確認	身元確認	課税額	備考
令和 ____年 ____月 ____日							<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		個人番号カード/運転免許/通知カード/通知カード その他( )

(資 15-1-4-A4 統一)

## 改正後

## 書きかた

- 1 税務署整理欄には、記入しないでください。
- 2 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。  
なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。
- 3 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。  
なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。
- 4 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12桁)を、法人等の場合は法人番号(13桁)を記入してください。  
なお、この請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- 5 「1.更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。  
(例) 令和〇〇年分贈与税申告書 令和〇〇年〇月〇日提出
- 6 「4.更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。  
(例) 贈与税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇,〇〇〇円の評価誤りがあった。
- 7 「5.更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。
- 8 「6.還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。  
預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利です。是非ご利用ください。  
(1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合  
「6.還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。  
(2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合  
「6.還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。  
(3) 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合  
「6.還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取りに行かれる郵便局名を記入してください。  
  
(注) この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

## 改正前

## 書きかた

- 1 税務署整理欄には、記入しないでください。
- 2 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。  
なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。
- 3 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。  
なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。
- 4 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12桁)を、法人等の場合は法人番号(13桁)を記入してください。  
なお、この請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- 5 「1.更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。  
(例) 令和〇〇年分贈与税申告書 令和〇〇年〇月〇日提出
- 6 「4.更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。  
(例) 贈与税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇,〇〇〇円の評価誤りがあった。
- 7 「5.更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。
- 8 「6.還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。  
預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利です。是非ご利用ください。  
(1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合  
「6.還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。  
(2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合  
「6.還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。  
(3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合  
「6.還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。  
  
(注) この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

改正後

改正前

次 業

更正の請求による課税標準等  
( 贈 与 税 - 付 表 2 )  
住宅取得等資金の非課税の適用を受けて  
いる場合の計算明細書

(令和5年分用)

区 分		請 求 額
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	⑤ 円
	住宅取得等資金の合計額 2	⑥
	住宅資金非課税限度額 (1,000万円又は500万円)	⑦
	令和4年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	⑧
	住宅資金非課税限度額の残額 (⑦-⑧)	⑨
	⑤のうち非課税の適用を受ける金額	⑩
	⑥のうち非課税の適用を受ける金額	⑪
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑩+⑪)	⑫
	⑤のうち課税価格に算入される金額 (⑤-⑩)	⑬
	⑥のうち課税価格に算入される金額 (⑥-⑪)	⑭

(資15-1-4-3-A4統一)

次 業

更正の請求による課税標準等  
( 贈 与 税 - 付 表 2 )  
住宅取得等資金の非課税の適用を受けて  
いる場合の計算明細書

(令和4年分用)

区 分		請 求 額
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	⑤ 円
	住宅取得等資金の合計額 2	⑥
	住宅資金非課税限度額 (1,000万円又は500万円)	⑦
	⑤のうち非課税の適用を受ける金額	⑧
	⑥のうち非課税の適用を受ける金額	⑨
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑧+⑨)	⑩
	⑤のうち課税価格に算入される金額 (⑤-⑧)	⑪
	⑥のうち課税価格に算入される金額 (⑥-⑨)	⑫

(資15-1-4-3-A4統一)

改正後

改正前

更正の請求による課税標準等  
( 贈与税 - 付表 3 )  
〔 震災に係る住宅取得等資金の非課税の  
適用を受けている場合の計算明細書 〕

(令和5年分用)

区 分		請 求 額
( 震災特例法の ) 住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	④ <sup>5</sup> 円
	住宅取得等資金の合計額 2	④ <sup>6</sup>
	住宅資金非課税限度額 (1,500万円又は1,000万円)	④ <sup>7</sup>
	令和4年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	④ <sup>8</sup>
	住宅資金非課税限度額の残額 (④ <sup>7</sup> -④ <sup>8</sup> )	④ <sup>9</sup>
	④ <sup>5</sup> のうち非課税の適用を受ける金額	④ <sup>10</sup>
	④ <sup>6</sup> のうち非課税の適用を受ける金額	④ <sup>11</sup>
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (④ <sup>10</sup> +④ <sup>11</sup> )	④ <sup>12</sup>
	④ <sup>5</sup> のうち課税価格に算入される金額 (④ <sup>5</sup> -④ <sup>10</sup> )	④ <sup>13</sup>
	④ <sup>6</sup> のうち課税価格に算入される金額 (④ <sup>6</sup> -④ <sup>11</sup> )	④ <sup>14</sup>

(資 15-1-4-4-A 4 統一)

更正の請求による課税標準等  
( 贈与税 - 付表 3 )  
〔 震災に係る住宅取得等資金の非課税の  
適用を受けている場合の計算明細書 〕

(令和4年分用)

区 分		請 求 額
( 震災特例法の ) 住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	④ <sup>3</sup> 円
	住宅取得等資金の合計額 2	④ <sup>4</sup>
	住宅資金非課税限度額 (1,500万円又は1,000万円)	④ <sup>5</sup>
	④ <sup>3</sup> のうち非課税の適用を受ける金額	④ <sup>6</sup>
	④ <sup>4</sup> のうち非課税の適用を受ける金額	④ <sup>7</sup>
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (④ <sup>6</sup> +④ <sup>7</sup> )	④ <sup>8</sup>
	④ <sup>3</sup> のうち課税価格に算入される金額 (④ <sup>3</sup> -④ <sup>6</sup> )	④ <sup>9</sup>
	④ <sup>4</sup> のうち課税価格に算入される金額 (④ <sup>4</sup> -④ <sup>7</sup> )	④ <sup>10</sup>

(資 15-1-4-4-A 4 統一)

改正後

改正前

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る  
土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出

税務署長

〒  
住所(居所) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
(電話番号 \_\_\_\_\_ )

私は、次のとおり、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に発生した \_\_\_\_\_ により被害を受けた土地又は建物について、租税特別措置法第70条の3の3第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の5の3第5項の規定により、承認申請します。

**1 特定贈与者に関する事項**

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	

**2 被害を受けた土地又は建物に関する事項**<sup>(注1)</sup>

財産の種類	土地・建物 <small>※該当する方を○で囲んでください。</small>	所在及び地番 又は家屋番号										
		不動産番号(注2)										
地目		面積(坪面積)	㎡									
贈与税の申告状況等(注3)	(取得した年分)	年分	(申告した税務署名)									

**3 被災価額及び被災割合の計算等**

① 土地又は建物の贈与の時に係る価額(注4) \_\_\_\_\_ 円

想定 価額 の 計算 (建物 の 場 合)	① 建物の想定 使用可能期間 (贈与時の建物の構造) 企業図(参考)参照	_____ 年
	② 新築日から贈与 日までの年数 (贈与日) _____ (贈与日) _____ _____ 年 ____ 月 ____ 日 から _____ 年 ____ 月 ____ 日 … 年(注5)	_____ 年
	③ 贈与日における 未経過年数 [A 贈与日において想定使用可能期間の年数を超過している建物] (注6②の場合) (注6①の年数) _____ 年 × 20/100(注5)	_____ 年
	[B A以外の建物] (注6③の場合) (注6①の年数) _____ (注6②の年数) _____ ( _____ 年 - _____ 年) + _____ 年 × 20/100(注5)	_____ 年
④ 贈与日から災害 発生日までの年数 (贈与日) _____ (災害発生日) _____ _____ 年 ____ 月 ____ 日 から _____ 年 ____ 月 ____ 日 … 年(注6)	_____ 年	
⑤ 災害発生日に おける未経過年数 (注6①の年数) _____ (注6②の年数) _____ _____ 年 - _____ 年	_____ 年	
② 想定価額 (注)零となる場合 には、この計算 の適用はありません。	(①の価額) _____ × _____ 年 _____ 円 × _____ 年	_____ 円
③ 被害を受けた部分の価額		_____ 円
④ 保険金等により補填される金額 <small>※金額が確定していない場合には、見積額を記載します。</small>		_____ 円
⑤ 被災価額 ( ( ③ - ④ ) × 持分割合 ( _____ 分の _____ ) ) (注6)		_____ 円
⑥ 「土地の①の価額」又は「建物の②の想定価額」と⑤のいずれか少ない金額		_____ 円
⑦ 被災割合 $\frac{⑤}{(①+②)⑧} \times 100$ <small>※土地の場合は①、建物の場合は②により計算します。 (注)10%未満の場合は、この特例の適用はありません。</small>		_____ %

※ (注1) から (注6) までについては、裏面をご覧ください。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 (印) \_\_\_\_\_ 届出番号 \_\_\_\_\_ 入方 \_\_\_\_\_

添付は記入しないでください。

(新規)

改正後

改正前

(裏)  
《記載要領等》

この申請書は、特定贈与者から相続時精算課税に係る贈与により土地又は建物を取得した人（以下「相続時精算課税適用者」といいます。）が、贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間にその土地又は建物が災害により被害を受けた場合において、その相続税の課税価格に加算されるその土地又は建物の価額について、租税特別措置法第70条の3の3第1項の規定を適用することにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請を行う場合には、災害が発生した日から3年を経過する日までに、この申請書に下記2の添付書類を添付して提出する必要があります。ただし、同日までに土地又は建物の贈与を受けた相続時精算課税適用者が死亡した場合には、同日と、相続時精算課税適用者の相続人（租税特別措置法施行令第40条の5の3第5項に規定する相続人をいい、包括受遺者を含みます。以下同じです。）が相続時精算課税適用者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月を経過する日とのいずれか遅い日までに、相続人全員が連名でこの申請書を提出する必要があります。この場合は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書（付表）」も併せて提出することになります。

また、この承認を受ける土地又は建物が複数ある場合には、その土地又は建物ごとに作成してください。

1 記載要領

- (1) 本文の「 年 月 日」欄には、この申請を行う災害が発生した日と災害の内容を記載します。
- (2) 「1 特定贈与者に関する事項」及び「2 被害を受けた土地又は建物に関する事項」この申請に係る土地又は建物に関する事項について記載します。  
 (注1) 地目及び面積（床面積）については、贈与の時点における現況を記載します。  
 (注2) この申請に係る土地又は建物に係る不動産番号を記入することにより、その土地又は建物に係る登記事項証明書の添付を省略することができます。  
 (注3) 贈与税の申告状況等の「申告した税務署名」については、相続税法第28条第4項の規定により、この申請に係る土地又は建物の取得に係る贈与税の申告書を提出していない場合には、記載は不要です。
- (3) 「3 被災価額及び被災割合の計算等」この申請に係る土地又は建物の被災価額及び被災割合の計算等の明細について記載します。  
 (注4) この申請に係る土地又は建物の贈与の時点における価額については、災害発生日において所有していない部分に相当する価額は含まれません。  
 (注5) これらの年数が、1年未満である場合又は1年未満の端数がある場合には、その年数又は端数は切り捨てます。  
 (注6) この申請に係る土地又は建物について、災害発生日における持分割合を記載します。

《参考》想定使用可能期間の年数（建物の構造別の耐用年数）

構造	年数	構造	年数
木造・合成樹脂造	24年	金属 構造	骨格材の内厚が4mmを越えるもの
木骨モルタル造	22年		骨格材の内厚が3mmを越え4mm以下のもの
(鉄骨)鉄筋コンクリート造	50年	骨格材の内厚が3mm以下のもの	22年
れんが造・石造・ブロック造	41年		

2 添付書類

- ・ 土地又は建物の登記事項証明書<sup>※1</sup>その他の書類で相続時精算課税適用者<sup>※2</sup>がその土地又は建物を贈与の日から災害が発生した日まで引き続き所有していたこと及びその建物の新築をした年月日を明らかにするもの  
 ※1 この申請書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。  
 ※2 災害が発生した日前に相続時精算課税適用者が死亡した場合には、その相続時精算課税適用者の相続人を含みます。
- ・ 土地又は建物が災害により被害を受けたこと及びその災害が発生した日を明らかにする書類（市町村長又は特別区の区長の証明書（り災証明書）等）
- ・ 土地の原状回復に要する費用に係る見積書の写し又は建物の修繕に要する費用に係る見積書の写しその他の書類でその土地又は建物に係る被害を受けた部分の価額を明らかにするもの
- ・ 保険金の支払通知書の写しその他の書類で保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される金額などを明らかにするもの
- ・ その他参考となるべき書類

3 その他

- (1) この申請に係る土地又は建物の取得に係る贈与税の申告において、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第4条又は第6条第2項の規定の適用を受けようとする場合又は受けた場合には、この申請書を提出することはできません。
- (2) この申請書に係る承認を受けた後に、被害を受けた土地又は建物に対する保険金、損害賠償金その他これらに類するものの支払いを受けた場合など、被災価額に異動が生ずべき事由が発生した場合には、遅滞なく、「被災価額の異動届出書」に異動を生ずる事由を明らかにする書類を添付して提出する必要があります。  
 (注) 被災価額に異動があった場合において、異動後の被災価額に基づき被災割合を計算した結果、被災割合が10%未満となるときには、この特例の適用はありません。

(新規)

改正後

改正前

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る  
土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書（付表）

相続時精算課税適用者の氏名

## 1 相続時精算課税適用者の相続開始年月日

令和 年 月 日

## 2 相続時精算課税適用者の相続人等に関する事項

	1	2
住所 又は 居所	〒 ( - - )	〒 ( - - )
フリガナ		
氏名		
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日
相続時精算課税適用者との関係		
	3	4
住所 又は 居所	〒 ( - - )	〒 ( - - )
フリガナ		
氏名		
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日
相続時精算課税適用者との関係		

(注) 相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がある場合は、特定贈与者の記入は必要はありません。  
また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が運署しなければなりません。

## 3 相続人等の代表者の指定

代表者の氏名

## 4 添付書類（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

次の書類が必要となります。

- 上記2に記入した者の戸籍謄本又は抄本その他の書類で、相続時精算課税適用者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）

(注) この付表は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書」と一緒に提出してください。

(新規)

## 改正後

## 改正前

(裏)  
《 記載要領等 》

この付表は、相続時精算課税適用者が「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書」(以下「承認申請書」といいます。)を提出する前に死亡している場合において、相続時精算課税適用者の相続人(租税特別措置法施行令第40条の5の3第5項に規定する相続人をいい、包括受贈者を含みます。)が、その相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与を受けた財産について租税特別措置法第70条の3の3第1項の規定の適用をすることにつき所轄税務署長の承認を受けるために使用してください。

なお、この付表は、「承認申請書」に添付して提出してください(提出期限までに提出しなかった場合には、この特例の適用に係る所轄税務署長の承認は受けられません)。

## 1 記載要領

- (1) 「1 相続時精算課税適用者の相続開始年月日」には、相続時精算課税適用者の相続開始年月日(死亡年月日)を記入してください。
- (2) 「2 相続時精算課税適用者の相続人等に関する事項」には、相続時精算課税適用者の相続人全員の住所又は居所、氏名(フリガナ)、生年月日及び相続時精算課税適用者との続柄を記入してください。
- (3) 「3 相続人等の代表者の指定」は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する承認通知書」又は「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する却下通知書」を受領する代表者の氏名を記入してください。
- (4) 「4 添付書類」には、添付している書類の口に✓印を記入してください。

## 2 提出期限

この付表を次のいずれか遅い日までに承認申請書に添付して提出しなければなりません。

- ① 災害が発生した日から3年を経過する日
- ② 相続時精算課税適用者の相続人が相続時精算課税適用者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月を経過する日

(新規)

改正後

改正前

□□□□□□□□

第\_\_\_\_号

住所（居所）

氏名 殿

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長 印

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する承認通知書

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付で申請のありました、災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請を承認します。

1 特定贈与者及び被害を受けた土地又は建物に関する事項

特定贈与者	(住所又は居所)		
	(氏名)		
所在及び地番 又は家屋番号			
財産の種類	土地・建物	持分割合	分の
財産を取得した年分	年分	災害が発生した日	令和 年 月 日

2 審査した被災価額等

① 土地又は建物の贈与の時の価額	円
② 建物の想定価額	円
③ 被害を受けた部分の価額	円
④ 保険金等により補填される金額	円
⑤ 被災価額（（③－④）×持分割合）	円
⑥ 「土地の①の価額」又は「建物の②の想定価額」と⑤のいずれか少ない金額	円
⑦ 被災割合 $\left( \frac{\text{⑥}}{\text{①又は②}} \right) \times 100$	%

※土地の場合は①、建物の場合は②

(注) 被害を受けた土地又は建物に対する保険金、損害賠償金その他これらに類するもの支払いを受けた場合など、被災価額に異動が生ずべき事由が発生した場合には、遅滞なく、「被災価額の異動届出書」に異動を生ずる事由を明らかにする書類を添付して提出する必要があります。

なお、被災価額に異動があった場合において、異動後の被災価額に基づき被災割合を計算した結果、被災割合が10%未満となる場合には、この特例の適用はありません。

(資17-27-A4 統一)

(新規)

改正後

改正前

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は  
建物の価額の特例に関する承認申請に対する承認通知書

**使用目的**

この承認通知書は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認の通知を行う場合に使用するものである。

(新規)



改正後

改正前

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は  
建物の価額の特例に関する承認申請に対する却下通知書

**使用目的**

この却下通知書は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して却下の通知を行う場合に使用するものである。

(新規)



改正後

改正前

被災価額の異動届出書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日提出

税務署長 \_\_\_\_\_ 平 \_\_\_\_\_  
住所(居所) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

私は、次のとおり、租税特別措置法施行令第40条の5の3第7項の承認に係る下記の土地又は建物について、同条第8項の規定により通知を受けた被災価額に異動を生ずべき事由が生じたため、同条第9項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

**1 特定贈与者に関する事項**

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	

**2 承認に係る土地又は建物に関する事項** (注1)

所在地番 又は家屋番号				
財産の種類	土地・建物 <small>(申請する方を○で囲んでください)</small>	地目 (構造)	面積 (床面積)	m <sup>2</sup>
贈与の時の価額	円	想定価額(建物の場合のみ)	円	
贈与税の申告状況等 (取得した年分)	年分	(申告した税務署名)	署	
災害が発生した日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	承認申請書を提出した税務署名	署	

**3 被災価額に異動を生ずる事由**


**4 添付書類**

- 保険金の支払通知書の写しその他の書類で被災価額に異動を生ずる事由を明らかにする書類
- その他参考となるべき書類

(注) 1 この届出書の提出による所轄税務署長からの承認に関する通知はありません。  
2 被災価額に異動を生ずべき事由が生じた場合には、特定贈与者の相続に係る相続税の課税価格に加算又は算入される土地又は建物の価額から控除される被災価額は、この異動事由に基づき再計算した被災価額となります。  
3 この再計算した被災価額が、この被災価額に係る土地の贈与の時の価額又は建物の想定価額の10分の1を下回ることとなった場合には、承認を受けた災害に係る土地又は建物であっても、相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例(措置法第70条の3の3)の適用はありません。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

印	通信目録印の年月日	(捺印)	届出番号
	年 月 日		

金額は記入しなさい

(新規)

## 改正後

## 改正前

(妻)  
(記載要領等)

この届出書は、租税特別措置法施行令第40条の5の3第7項の規定による所轄税務署長の承認（以下「災害承認」といいます。）を受けている相続時精算課税適用者が、この災害承認を受けた災害に係る土地又は建物の被災価額（租税特別措置法施行令第40条の5の3第2項第2号に規定する被災価額をいいます。以下同じです。）に異動を生ずべき事由（以下「異動事由」といいます。）が生じた場合において、一定の事項を記載し、添付書類とともに税務署長に届け出るために使用します。

なお、この届出書は、異動事由が生じた場合に、遅滞なく、関係書類を添付して提出する必要があります。

## 1 記載要領

- (1) 「1 特定贈与者に関する事項」及び「2 承認に係る土地又は建物に関する事項」

災害承認を受けた土地又は建物に関する事項及び災害が発生した日等について記載します。

(注) 「地目（構造）」欄及び「面積（床面積）」欄については、贈与の時における現況を記載します。

- (2) 「3 被災価額に異動を生ずる事由」

異動事由の詳細について記載します。

## 2 提出先

この届出書は、災害承認を受けた災害に係る土地又は建物を特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税適用者の贈与税の所轄税務署長に提出する必要があります。

## 3 その他

- (1) この届出書の提出による所轄税務署長の再承認（又は承認の却下）はありません。したがって、この届出書を提出した場合であっても、所轄税務署長から異動事由に基づき再計算した被災価額が通知されることはありません。
- (2) 特定贈与者の相続に係る相続税の課税価格に加算又は算入される土地又は建物の価額から控除される被災価額は、この異動事由に基づき再計算した被災価額により計算した金額となります。
- (3) この再計算した被災価額が、この被災価額に係る土地の贈与の時の価額又は建物の想定価額の10分の1を下回ることとなった場合には、承認を受けた災害に係る土地又は建物であっても、相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例（措置法第70条の3の3）の適用はありません。

(新規)